

観音寺市地域防災計画（改定案）

一般対策編

観音寺市防災会議

目 次

第1章	総則	1
第1節	目的	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の構成	1
第3	他の計画との関係	1
第4	計画の修正	1
第5	計画の習熟等	1
第6	用語	2
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1	防災関係機関及び住民の責務	3
第2	防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3節	観音寺市の概況	15
第1	地勢等	15
第2	社会条件	22
第3	過去の災害	26
第4節	防災ビジョン	28
第1	主旨	28
第2	基本理念	28
第3	基本目標	28
第2章	災害予防計画	30
第1節	治山対策計画	30
第1	主旨	30
第2	実施内容	30
第2節	砂防対策計画	32
第1	主旨	32
第2	地すべり予防計画	32
第3	急傾斜地崩壊対策予防計画	32
第4	土石流対策予防計画	32
第5	土砂災害警戒区域等における予防対策	33
第6	警戒避難体制の整備	34
第3節	河川防災対策計画	36
第1	主旨	36
第2	河川防災対策	36
第3	内水排除対策	38
第4	地下空間の浸水対策	38
第4節	海岸防災対策計画	40
第1	主旨	40
第2	海岸堤防施設の管理	40
第3	高潮・浸水時の被害予防対策	40
第4	河口部の高潮被害予防対策	40
第5節	ため池等防災対策計画	41
第1	主旨	41
第2	ため池防災対策	41

第6節	都市防災対策計画	42
第1	主旨	42
第2	防災空間の確保	42
第3	公園、オープンスペース等の整備	42
第4	公的住宅の不燃化促進	42
第5	民間住宅の不燃化促進	42
第6	市街地再開発事業の発展	42
第7	宅地開発の防災対策	43
第8	空き家対策	43
第7節	建築物等災害予防計画	44
第1	主旨	44
第2	防災知識の普及	44
第3	特殊建築物の防災指導	44
第4	災害危険区域整備計画	44
第5	災害危険区域指導計画	44
第6	建築物等に対する防災上の指導等	44
第8節	海上災害予防計画	46
第1	主旨	46
第2	資機材の整備等	46
第3	大量の油又は有害液体物質の大量流出時における防除活動	46
第4	防災訓練の実施	46
第5	海ごみ対策	46
第9節	道路災害予防計画	47
第1	主旨	47
第2	道路施設等の整備	47
第3	協力体制の確立	47
第4	危険防止のための事前規制	47
第5	防災訓練の実施	47
第10節	原子力災害予防計画	48
第1	主旨	48
第2	原子力発電所の位置	48
第3	情報収集及び広報体制の整備	48
第4	農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備	48
第5	知識の普及・啓発	48
第6	広域的な応援体制の整備	48
第11節	危険物等災害予防計画	49
第1	主旨	49
第2	危険物（石油類等）災害予防対策	49
第3	高圧ガス及び火薬類災害予防対策	49
第4	毒物、劇物災害予防対策	50
第5	複合災害予防対策	50
第6	防災訓練の実施	50
第7	防災知識の普及	50
第12節	大規模火災予防計画	51
第1	主旨	51
第2	災害に強いまちの形成	51
第3	火災に対する建築物の安全化	51
第4	消火活動体制の整備	51

第5	防災訓練の実施	51
第6	防災意識の啓発	51
第13節	林野火災予防計画	53
第1	主旨	53
第2	林野火災に強い地域づくり	53
第3	火災気象通報	53
第4	消防施設等の整備	53
第5	森林所有（管理）者に対する指導	54
第6	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	54
第7	防災訓練の実施	54
第8	防災意識の啓発	54
第14節	農林水産関係災害予防計画	55
第1	主旨	55
第2	農作物対策	55
第3	園芸等施設対策	55
第4	畜産業対策	55
第5	林業対策	55
第6	水産業対策	55
第15節	ライフライン等災害予防計画	56
第1	主旨	56
第2	電気施設	56
第3	電気通信施設	56
第4	水道施設	56
第5	下水道施設	56
第16節	防災施設等整備計画	57
第1	主旨	57
第2	気象観測施設等	57
第3	水防施設等	57
第4	消防施設等	57
第5	情報通信体制の整備	58
第6	防災拠点施設等の整備	59
第7	応急物資等の備蓄	59
第8	その他施設等	60
第17節	防災業務体制整備計画	61
第1	主旨	61
第2	職員の体制	61
第3	防災関係機関相互の連携体制	61
第4	民間事業者との連携	62
第5	業務体制の構築	62
第6	防災中枢機能等の確保、充実	62
第7	基幹情報システムの機能確保	62
第8	広域防災活動体制の整備	62
第9	複合災害への対応	62
第18節	医療救護体制整備計画	64
第1	主旨	64
第2	初期医療体制の整備	64
第3	後方医療体制の整備	64
第4	医薬品等の確保	64

第5	ライフラインの確保	65
第19節	緊急輸送体制整備計画	66
第1	主旨	66
第2	緊急輸送道路の指定	66
第3	緊急輸送道路ネットワークの整備	67
第4	民間事業者との連携	67
第5	緊急通行車両の事前届出	67
第20節	避難体制整備計画	69
第1	主旨	69
第2	指定緊急避難場所の指定及び整備	69
第3	指定避難所の指定及び整備	69
第4	避難路の選定	70
第5	指定緊急避難場所の明示	70
第6	避難指示基準等の作成	70
第7	避難に関する広報	70
第8	避難計画の作成	71
第9	避難所運営マニュアルの作成	71
第10	防災上重要な施設の避難計画	71
第11	要配慮者への対応	72
第12	帰宅困難者への対応	72
第13	児童生徒等への対応	72
第14	土砂災害対策	72
第15	孤立地域への対応	72
第21節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	74
第1	主旨	74
第2	食料等の確保	74
第3	飲料水の確保	74
第4	生活物資の確保	74
第5	市民による備蓄	75
第6	物資の集積拠点の指定	75
第22節	文教災害予防計画	76
第1	主旨	76
第2	学校防災マニュアルの作成	76
第3	応急教育の実施	77
第4	文教施設・設備の点検、整備	78
第5	文化財の保護	78
第23節	ボランティア活動環境整備計画	79
第1	主旨	79
第2	協力体制の確立	79
第3	ボランティア活動の啓発等	79
第4	防災ボランティアの登録等	79
第24節	要配慮者対策計画	80
第1	主旨	80
第2	社会福祉施設等入所者の対策	80
第3	避難行動要支援者の対策	81
第4	外国人等に対する防災対策	82
第5	旅行者に対する防災対策	82
第6	要配慮者支援の基礎づくり	82

第25節	防災訓練実施計画	86
第1	主旨	86
第2	総合防災訓練	86
第3	個別防災訓練	87
第26節	防災知識等普及計画	89
第1	主旨	89
第2	防災思想の普及	89
第3	職員に対する防災研修	89
第4	市民に対する普及啓発	90
第5	学校における防災教育	90
第6	防災上重要な施設の管理者等に対する啓発	91
第7	企業防災の促進	91
第8	災害情報の提供等	92
第9	災害教訓の伝承	92
第27節	自主防災組織育成計画	93
第1	主旨	93
第2	災害時の役割分担	93
第3	自主防災組織の活動マニュアルの作成	93
第4	自主防災組織の育成支援等	94
第5	事業所の自衛消防組織等	95
第6	消防団の活性化	95
第7	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	95
第28節	被災動物（ペット）の救護体制整備計画	96
第1	主旨	96
第2	被災動物避難対策（飼い主の役割）	96
第3	特定動物対策	96
第4	避難所における動物の適正飼養対策	96
第5	被災動物救護活動対策	96
第29節	帰宅困難者対策計画	97
第1	主旨	97
第2	帰宅困難者に対する防災対策	97
第3	帰宅困難者となる観光客等への対策	98
第30節	地域の孤立対策計画	99
第1	主旨	99
第2	孤立地域対策	99
第3	孤立の未然防止対策	100
第3章	災害応急対策計画	101
第1節	活動体制計画	101
第1	主旨	101
第2	災害の規模に応じ特別の組織又は体制をとる機関	101
第3	災害対策本部	102
第4	災害対策本部の設置準備	105
第5	災害対策本部の設置	105
第6	現地災害対策本部の設置	106
第7	地域ごとの各組織との連携	106
第8	防災関係機関の活動体制	106
第2節	職員の動員配備計画	107
第1	主旨	107

第2	災害種別の配備基準	107
第3	動員体制	110
第4	職員の服務	111
第5	動員配備の伝達	111
第3節	広域的応援計画	113
第1	主旨	113
第2	応援協力要請実施者	113
第3	市の応援要請	113
第4	他市町消防機関への応援要請	113
第5	緊急消防援助隊の応援要請	114
第6	香川県等への応援要請に必要な情報	114
第7	応援受入体制の整備	115
第8	各関係機関等との協力	115
第9	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請	115
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	117
第1	主旨	117
第2	災害派遣要請の手續等	117
第3	自衛隊の自主派遣	117
第4	受入体制の整備	118
第5	災害派遣部隊の業務	118
第6	災害派遣部隊の撤収要請	119
第7	災害派遣部隊の経費負担	119
第5節	気象情報等伝達計画	120
第1	主旨	120
第2	高松地方気象台が発表する気象予報等	120
第3	気象に関する特別警報・警報・注意報・情報の伝達	129
第4	火災気象通報等	129
第5	異常現象発見者の通報義務等	130
第6	災害通信の部内伝達	130
第7	住民等への伝達等	131
第6節	災害情報収集伝達計画	133
第1	主旨	133
第2	情報の収集及び報告	133
第3	報告の基準	134
第4	報告責任者	135
第5	直接即報基準に該当した場合の報告	135
第6	報告の方法	135
第7	被害の認定	136
第7節	通信運用計画	137
第1	主旨	137
第2	災害時の通信連絡	137
第8節	広報活動計画	141
第1	主旨	141
第2	被害情報の収集及び広報機関	141
第3	市が実施する広報活動	141
第4	防災関係機関の広報活動	142
第5	広聴活動	142
第9節	災害救助法適用計画	143

第1	主旨	143
第2	実施責任者	143
第3	住家被害等災害救助法適用に関する被害情報の収集	143
第4	災害救助法適用基準	143
第5	災害救助法適用要請と運用	143
第6	災害救助法による救助の対象とならない場合の措置	144
第10節	救急救助計画	145
第1	主旨	145
第2	実施責任者	145
第3	救助対象者	145
第4	救助体制の確保	145
第5	救助活動	146
第6	応援の要請	146
第7	市民及び自主防災組織、事業者の活動	146
第8	惨事ストレス対策	146
第11節	医療救護計画	147
第1	主旨	147
第2	実施責任者	147
第3	医療救護体制	147
第4	負傷者の搬送	148
第5	医薬品及び救護資機材の確保・調達	148
第6	医療機関	149
第7	医療機関等の非常用通信手段の確保	149
第12節	緊急輸送計画	150
第1	主旨	150
第2	実施責任者	150
第3	緊急輸送の種別	150
第4	輸送の対象	150
第5	輸送車両等の確保	151
第6	緊急輸送道路の確保	151
第7	緊急輸送拠点等の確保	151
第13節	交通確保計画	152
第1	主旨	152
第2	実施責任者	152
第3	実施要領	152
第4	報告等	154
第5	道路啓開等	154
第6	緊急通行車両の確認申請	154
第7	道路の応急復旧	155
第8	車両の運転者のとるべき措置	155
第9	海上交通の確保	155
第14節	避難計画	156
第1	主旨	156
第2	実施責任者及び基準	157
第3	避難指示等の発令	158
第4	警戒区域の設定	160
第5	避難者の誘導	161
第6	避難所の開設	162

第7	避難所の運営	163
第8	避難所外避難者等への配慮	164
第9	広域一時滞在	165
第10	香川県知事に対する報告	165
第15節	食料供給計画	166
第1	主旨	166
第2	実施責任者	166
第3	食料需要の把握	166
第4	食料供給能力の把握	166
第5	食料の応急供給	167
第6	食料の調達	167
第7	配給活動の実施	167
第16節	給水計画	169
第1	主旨	169
第2	実施責任者	169
第3	給水の確保等	169
第4	給水量の基準	169
第5	給水の実施	170
第17節	生活必需品等供給計画	171
第1	主旨	171
第2	実施責任者	171
第3	調達計画	171
第4	生活必需品の種類	171
第5	生活必需品等の配分	171
第6	物資輸送に要する車両、船舶等	172
第18節	防疫及び保健衛生計画	173
第1	主旨	173
第2	実施責任者	173
第3	防疫対策	173
第4	保健衛生対策	173
第19節	廃棄物処理計画	175
第1	主旨	175
第2	実施責任者	175
第3	処理体制	175
第4	処理方法	175
第5	災害廃棄物処理計画の策定	177
第6	市民への周知	177
第7	損壊家屋の解体	177
第20節	遺体の捜索、処置及び埋葬計画	178
第1	主旨	178
第2	実施責任者	178
第3	行方不明者・遺体の捜索	178
第4	遺体の処置等	178
第5	遺体の埋葬	179
第6	海上漂流遺体の捜索	179
第21節	住宅応急確保計画	180
第1	主旨	180
第2	実施責任者	180

第3	応急仮設住宅の建設	180
第4	住宅の応急修理	181
第5	障害物の除去	181
第6	公営住宅等の斡旋・借上げ	181
第7	宅地建設取引業者による民間賃貸住宅の媒介	182
第22節	障害物除去計画	183
第1	主旨	183
第2	実施責任者	183
第3	資機材の調達	183
第4	所要人員の確保	183
第23節	文教対策計画	184
第1	主旨	184
第2	実施責任者	184
第3	児童生徒等の安全確保	184
第4	学校施設・設備の応急措置	184
第5	応急教育を行う場所の選定	185
第6	応急教育の実施	185
第7	就学援助等	185
第8	学校が地域の避難所（避難場所）となる場合の留意点	186
第9	学校以外の教育機関等の応急措置	186
第10	文化財の保護	186
第11	埋蔵文化財対策	186
第24節	公共施設等応急復旧計画	187
第1	主旨	187
第2	道路施設	187
第3	河川管理施設	187
第4	港湾及び漁港施設	187
第5	海岸保全施設	187
第6	公園施設	187
第7	治山、林道施設	187
第8	病院、社会福祉等公共施設	187
第9	廃棄物処理施設	188
第25節	ライフライン等応急復旧計画	189
第1	主旨	189
第2	電気施設	189
第3	液化石油ガス施設	189
第4	電気通信施設	189
第5	水道施設	190
第6	下水道施設	191
第26節	農林水産関係応急復旧計画	192
第1	主旨	192
第2	農業用施設等に対する応急措置	192
第3	農作物に対する応急措置	192
第4	畜産に対する応急措置	192
第5	林産物に対する応急措置	192
第6	水産物に対する応急措置	193
第27節	ボランティア受入計画	194
第1	主旨	194

第2	受入体制の整備	194
第3	ボランティアの受入方法	194
第4	ボランティアの活動分野	194
第5	その他ボランティアへの対応	195
第28節	要配慮者応急対策計画	196
第1	主旨	196
第2	社会福祉施設等に係る対策	196
第3	高齢者、障がい者、難病患者に係る対策	196
第4	児童に係る対策	196
第5	外国人等に対する対策	197
第6	香川県災害派遣福祉チーム (DWAT)	197
第7	配慮すべき事項	198
第29節	被災動物の救護活動計画	199
第1	主旨	199
第2	同行避難した動物の適正飼養対策 (飼い主の役割)	199
第3	特定動物対策	199
第4	避難所における動物の適正飼養対策 (市の役割)	199
第5	被災動物救護活動対策	199
第30節	水防等活動計画	200
第1	主旨	200
第2	実施責任と義務	200
第3	従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化	200
第4	水防活動	200
第5	土砂災害防災活動	201
第6	風倒木対策	201
第7	重要水防区域評定基準	201
第8	香川県管理河川	202
第9	海岸重要水防区域	202
第31節	海難等災害対策計画	203
第1	主旨	203
第2	情報の収集及び伝達	203
第3	海難等応急対策	203
第4	事業者等の応急対策	204
第32節	海上大量流出油等災害対策計画	205
第1	主旨	205
第2	情報の収集及び伝達	205
第3	海上大量流出油等応急対策	206
第4	事業者等の応急対策	206
第33節	航空災害対策計画	207
第1	主旨	207
第2	情報の収集及び伝達	207
第3	航空災害応急対策	207
第34節	鉄道災害対策計画	208
第1	主旨	208
第2	情報の収集及び伝達	208
第3	鉄道災害応急対策	208
第35節	道路災害対策計画	209
第1	主旨	209

第2	情報の収集及び伝達	209
第3	道路災害応急対策	209
第36節	原子力災害対策計画	210
第1	主旨	210
第2	情報の収集及び連絡	210
第3	応急対策	210
第37節	危険物等災害対策計画	212
第1	主旨	212
第2	情報の収集及び伝達	212
第3	事業者の応急対策	213
第4	危険物等応急対策	213
第38節	大規模火災対策計画	215
第1	主旨	215
第2	大規模火災応急対策	215
第39節	林野火災対策計画	216
第1	主旨	216
第2	林野火災応急対策	216
第40節	消防活動計画	217
第1	主旨	217
第2	実施責任者	217
第3	消防活動体制	217
第4	自衛消防組織の機能強化	217
第5	火災警報等の取扱い	217
第41節	防災ヘリコプター派遣要請計画	219
第1	主旨	219
第2	防災ヘリコプターの要請基準	219
第3	防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等	219
第4	飛行場外離着陸場の確保	219
第4章	災害復旧計画	220
第1節	復旧復興基本計画	220
第1	主旨	220
第2	原状復旧	220
第3	計画的復興	220
第2節	公共施設等災害復旧計画	221
第1	主旨	221
第2	災害復旧事業の種別	221
第3	災害復旧事業に係る資金の確保	221
第4	激甚災害の指定	221
第3節	被災者等生活再建支援計画	222
第1	主旨	222
第2	生活相談	222
第3	被災証明・罹災証明書の交付	222
第4	被災者台帳の作成	223
第5	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	223
第6	生活福祉資金の貸付	223
第7	被災者生活再建資金の支給	223
第8	税の減免及び納税の猶予等	223

第9	国民健康保険税等の減免	223
第10	応急金融政策	223
第11	雇用対策	224
第12	被災中小企業者の復興支援	225
第13	恒久住宅への円滑な移行に向けた取組	225
第4節	義援金等受入配分計画	226
第1	主旨	226
第2	義援金等の取扱いに関する広報	226
第3	義援金等の受付	226
第4	義援金等の保管	226
第5	義援金等の配分	226

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

この計画は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、本市、防災関係機関及び市民等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の構成

この計画は、観音寺市防災会議が作成する観音寺市地域防災計画のうち、風水害等の一般災害に関するものであり、地域における風水害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。一般対策編の構成は、次のとおりとする。なお、観音寺市地域防災計画は、この「一般対策編」のほか、「地震対策編」及び「津波対策編」の3編で構成する。

構成	内容
1 総 則	計画の目的及び計画の効果的な推進、防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務、想定される災害被害等について定める。
2 災害予防計画	災害被害の発生を未然に防止し、又は災害を最小限に止めるために必要な事前対策等について定める。
3 災害応急対策計画	災害発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関が行うべき応急対策等について定める。
4 災害復旧計画	公共施設の災害復旧及び市民の生活安定のための緊急措置等について定める。

第3 他の計画との関係

この計画は、地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、香川県防災会議の策定する「香川県地域防災計画一般対策編」や「香川県水防計画」、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画と矛盾しないように十分な調整を図るものとする。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第5 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、防災関係機関及び住民等は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を

整えるものとする。

第6 用語

この計画において、特に指摘のない場合、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 本部（長） 観音寺市災害対策本部（長）
- 2 本計画 観音寺市地域防災計画

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関及び住民の責務

1 観音寺市

市は、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的な責務を有するものとして、三観広域行政組合消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体並びに市民の協力を得て防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

2 香川県

香川県は、香川県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が地域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが困難と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするとき等に、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ活動の総合調整を行い、市及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

3 三観広域行政組合消防本部

三観広域行政組合消防本部（三観広域消防本部）は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、市全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるように協力する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、その他防災関係機関の防災活動に

協力する。

8 住民

「自らの命は自らが守る。自分たちの地域の安全は自分たちが守る」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄その他の災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民は、災害時には自らの命を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

第2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

観音寺市、香川県、三観広域行政組合消防本部、香川県広域水道企業団、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定公共機関、本市区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

1 観音寺市

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
観 音 寺 市	<ol style="list-style-type: none">1 地域防災計画の策定及び防災会議に関する事務2 防災に関する組織の整備3 防災訓練の実施4 防災知識の普及及び防災意識の啓発5 防災教育の推進6 自主防災組織の結成促進及び育成指導7 防災に関する施設等の整備及び点検8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報9 特別警報等の住民への周知10 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに避難所の開設11 避難行動要支援者の避難支援活動12 消防、水防その他の応急措置13 被災者の救助、救護その他保護措置14 被災した児童生徒等の応急教育15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施16 緊急輸送等の確保17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保18 災害復旧の実施19 ボランティア活動の支援20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2 香川県

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報等の市町への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童・生徒等の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

3 三観広域行政組合消防本部

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
三観広域行政組合消防本部 (三観広域消防本部)	1 消防施設、消防本部体制の整備 2 災害及び二次災害の予防警戒及び防除 3 人命の救出、救助及び応急救護 4 消防、水防その他の応急措置 5 災害時の救助、救急、情報の伝達 6 危険物の安全性確保のための指導

4 香川県広域水道企業団

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び市への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

5 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四 国 財 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 （独）国立病院機構等関係機関との連絡調整
香 川 労 働 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局 (高松地域センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の治山、治水事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部 (中国四国産業保安監督部四国支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港の災害復旧 7 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
四 国 運 輸 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大 阪 航 空 局 (高松空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港施設の整備及び点検（管制部門） 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保（管制部門） <p>※1及び3の業務について管制部門以外は、高松空港㈱に運営委託している。</p>
国土地理院 四国地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力 3 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力 4 災害復旧・復興にあたって、国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施及び公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大阪管区气象台 (高松地方气象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第 六 管 区 海上保安本部 (高松海上保安部)	1 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除、海上交通の安全確保、治安の維持 4 航路標識等の整備
中国四国地方 環 境 事 務 所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

6 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 衛 隊	1 災害派遣の実施 （被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等）

7 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(独)水資源機構 吉 野 川 局	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)国立病院機構中国 四国グループ	1 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 4 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社 四 国 支 社 (高松中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日 本 銀 行 高 松 支 店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 香 川 県 支 部	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 高 松 放 送 局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四 国 支 社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
本州四国連絡 高 速 道 路(株) (坂出管理センター)	1 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
NTT西日本(株)香川支店 K D D I (株)四 国 支 店 (株)N T T ド コ モ 四 国 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)四国支店 四国福山通運(株)高松支店 佐川急便(株)西日本支社四国支店 ヤマト運輸(株)香川主管支店 四国西濃運輸(株)高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株) 四国電力送配電(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
イオン(株) (株)セブンイレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路 事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) RSK山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県LPガス協会	1 LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPガス供給の確保

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県下水道公社	1 流域下水道の下水処理施設における被害調査の協力 2 流域下水道の下水処理施設における災害応急対応の協力
香川県農業協同組合 香川西部森林組合 大野原森林組合 観音寺漁業協同組合 西かがわ漁業協同組合 伊吹漁業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
観音寺商工会議所 観音寺市大豊商工会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
(一社)三豊・観音寺市医師会 三豊総合病院	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護

(社福) 観音寺市 社会福祉協議会	1 被災による生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
----------------------	--

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
社会福祉施設 学校等の管理者	1 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

10 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none"> 1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 4 避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 10 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市が発令した高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。 13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

1 1 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
- 2 避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
- 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
- 4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
- 5 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
- 6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
- 7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
- 8 市が行う避難情報等の発令基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
- 9 市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
- 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

1 2 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- 2 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 市及び香川県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。
- 5 事業者は、事業継続計画を作成する等、災害時においても事業活動を継続的に実施するよう努める。

第3節 観音寺市の概況

第1 地勢等

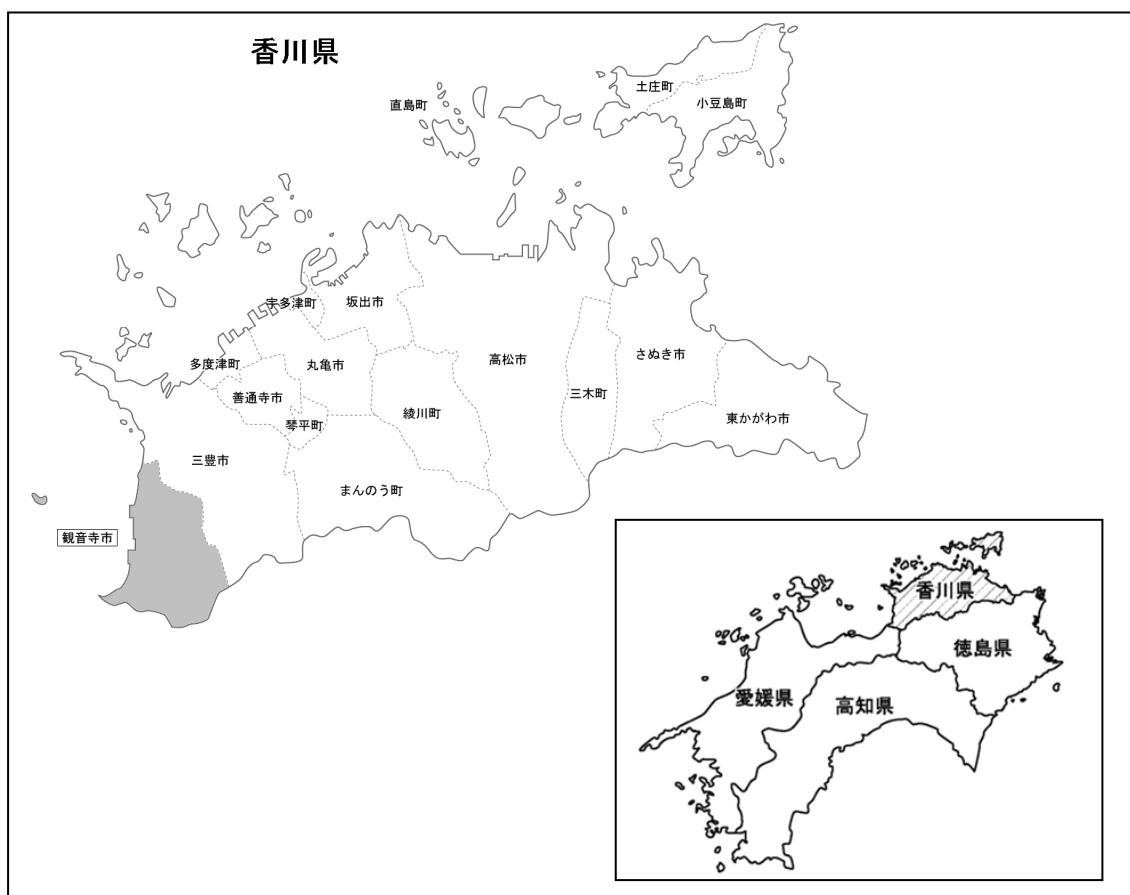
1 観音寺市の概要

観音寺市は、香川県の西南部に位置し、市の北東部は三豊市、西部は瀬戸内海の燧灘（ひうちなだ）に面し、沖合には伊吹島等の島しょを有しており、南部は讃岐山脈の雲辺寺山、金見山等を境に徳島県三好市及び愛媛県四国中央市に接している。

市の中央部には三豊平野が広がり、東部から西部に向かって財田川、柞田川等の河川が貫流し、豊かな田園地帯を形成している。また、河口付近は、市の中核となる市街地が形成されている。東部から南部にかけては山間地が、北部には七宝山等の丘陵地が連なっている。三豊平野には、ため池が多数点在し、観音寺市の地勢の大きな特色となっている。

観音寺市の総面積は117.83 km²で、県の総面積1876.80 km²の6.3%を占めている。

【観音寺市位置図】

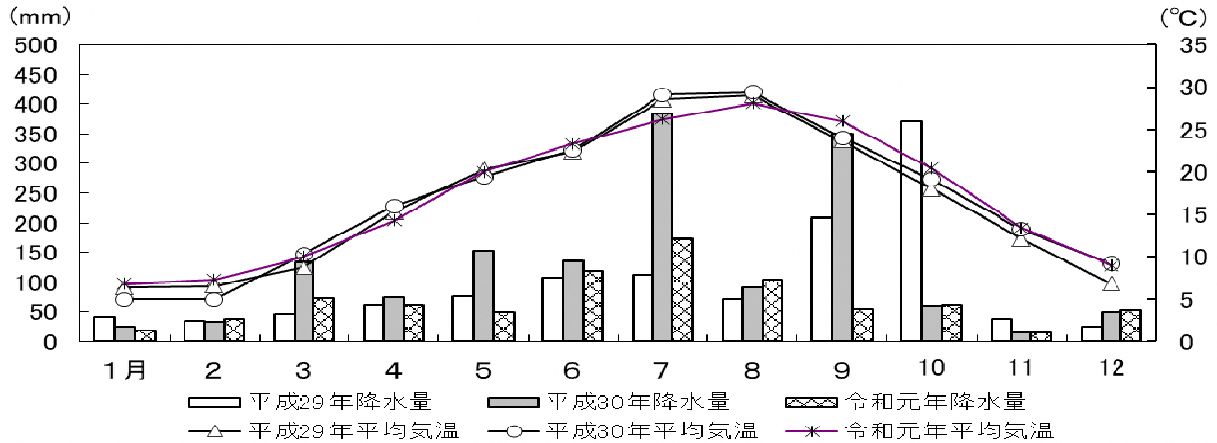


2 気候

市の気候は、「瀬戸内海気候区」に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく日照時間数が多い気候特性をもっている。渇水に襲われることが多い反面、台風や梅雨前線等による風水害の被害は少ない。

【気温・降水量】

各月の平均気温と降水量



1年間の平均気温と降水量

年	気温(°C)			降水量 (mm)	風速(m/s)	
	最高	最低	平均		最大	平均
昭和 50 年	36.8	-2.9	15.8	1,097.5	12.9	2.5
昭和 55 年	32.2	-3.0	14.7	1,203.0	31.5	2.5
昭和 60 年	34.0	-3.8	15.3	862.5	12.6	2.5
平成 2 年	33.7	-3.5	16.0	1,475.5	28.2	2.6
平成 7 年	36.6	-2.8	16.2	950.0	24.1	2.4
平成 12 年	34.7	-3.5	16.3	806.0	25.5	2.3
平成 16 年	34.7	-2.9	16.4	1,678.0	36.2	2.2
平成 17 年	33.6	-5.0	15.2	757.0	25.0	2.3
平成 18 年	36.2	-2.4	15.6	951.5	23.7	2.2
平成 19 年	34.8	-1.4	16.3	740.5	25.7	2.2
平成 20 年	35.1	-3.9	15.7	861.5	19.9	2.2
平成 21 年	33.4	-4.1	15.8	852.0	22.9	2.2
平成 22 年	35.5	-3.7	16.5	812.0	25.5	2.2
平成 23 年	34.1	-2.9	15.5	1,397.0	32.8	2.3
平成 24 年	34.3	-4.5	15.2	992.5	25.9	2.3
平成 25 年	37.5	-4.3	15.0	1,034.5	22.6	工事中につき欠測
平成 26 年	37.7	-4.3	15.1	1,034.5	22.6	計測器故障につき欠測
平成 27 年	35.6	-1.0	16.5	1,133.5	39.8	1.9
平成 28 年	35.7	-1.9	17.3	1,158.5	26.0	1.9
平成 29 年	37.2	-1.2	16.5	1,194.5	27.6	2.1
平成 30 年	37.6	-3.7	16.8	1,505.5	25.0	2.0
令和元年	36.0	-1.1	17.1	821.0	24.5	1.9

※気温の最高、最低および風速の最大は、その年の極値を示したものである

(資料：令和2年版 統計かんおんじ)

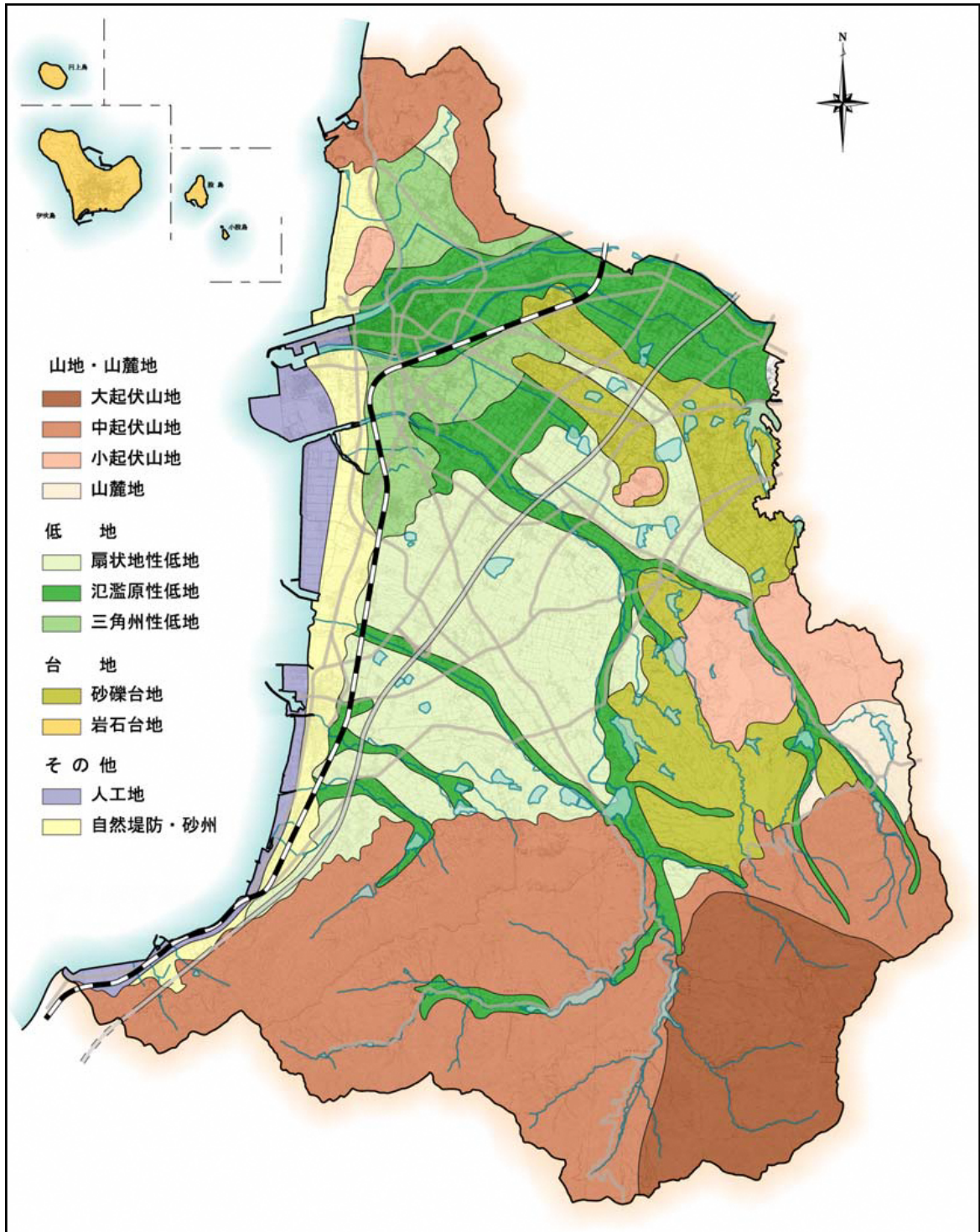
3 地形

市には、北部に七宝山 444.0m、稲積山 404.0mがあり、南西部に金見山 596.0m、大谷山 507.0m、高尾山 495.5m、南東部には雲辺寺山 927.0m、菩提山 312.0m等がある。

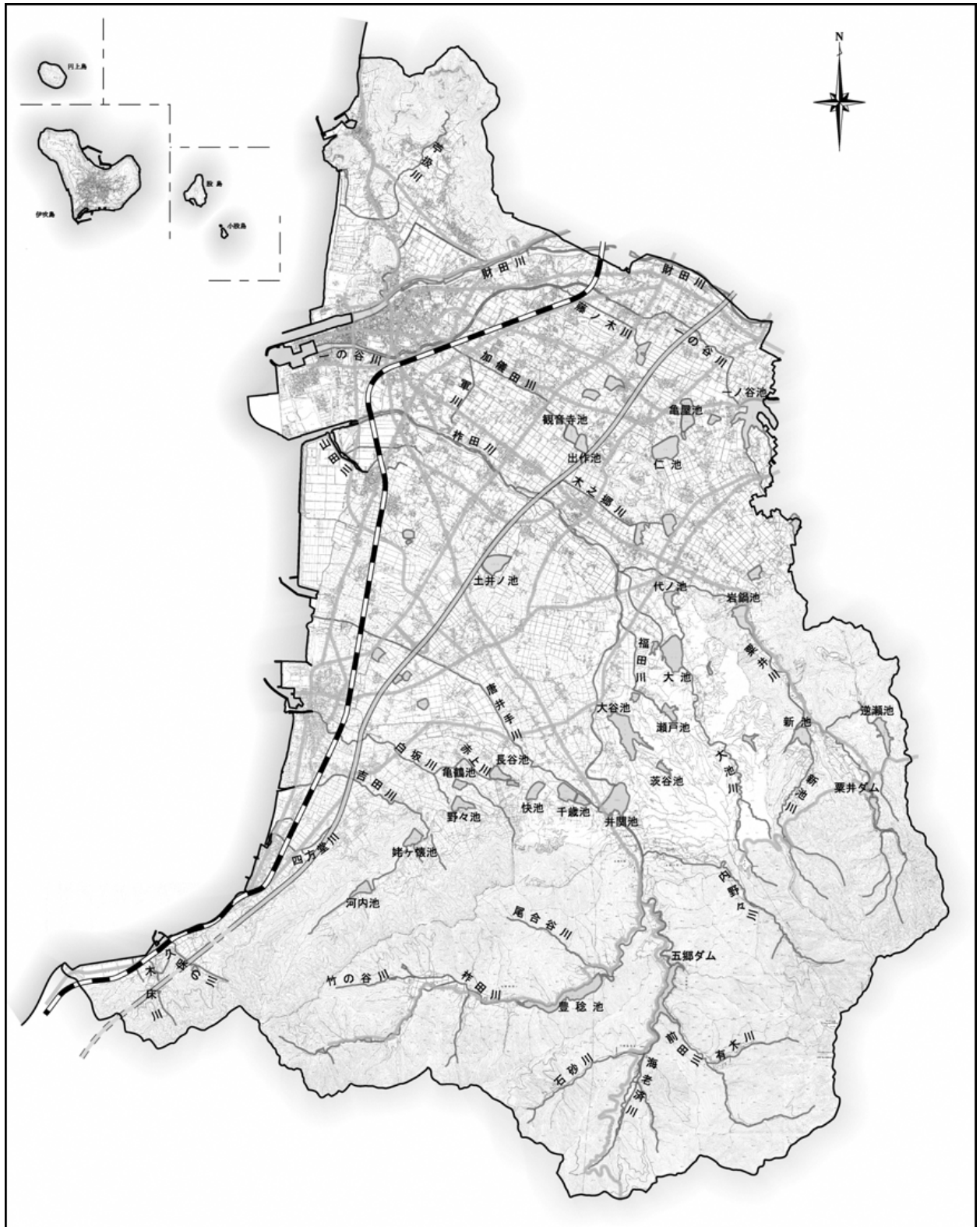
市北部を財田川が東西に 32 kmに渡って流れるほか、二級河川として芋扱川、一の谷川、柞田川、唐井手川、白坂川、吉田川、四方堂川等が瀬戸内海に注いでいる。

また、伊吹島をはじめ、股島、小股島、円上島といった島しょ部を擁している。

【観音寺市地形分類図】



【観音寺市水系】



4 地質

市の海岸部から中央部にかけて、非常に広い範囲で砂礫が分布している。また、市の南部から東に向かって、山地に沿うように泥岩の表土が広がっている。市全体が、砂礫、砂岩及び泥岩で形成された土地柄である。

北部には、圧砕された花崗閃緑岩が分布し、その周囲に流紋岩と同質凝灰岩が分布している。また、伊吹島と北部には海底火山噴出物の堆積が見られ、もともと陸続きだったと考えられる。火山噴出物はその大きさによって呼び方が変わるが、大雨等で泥流（火山砕屑物が斜面を流れ下ることを火砕流と呼ぶ）となることがあり、注意が必要と考えられる。

5 台風等による浸水区域

市内を流れる財田川、柞田川等が重要水防河川に指定されている。

平成 16 年の台風 15 号及び台風 23 号の大雨による河川からの越水等で古川町、八幡町、流岡町、豊浜町等が、また台風 16 号の高潮で有明町、観音寺町、瀬戸町、豊浜町等において浸水被害が発生した。

6 土砂災害危険箇所

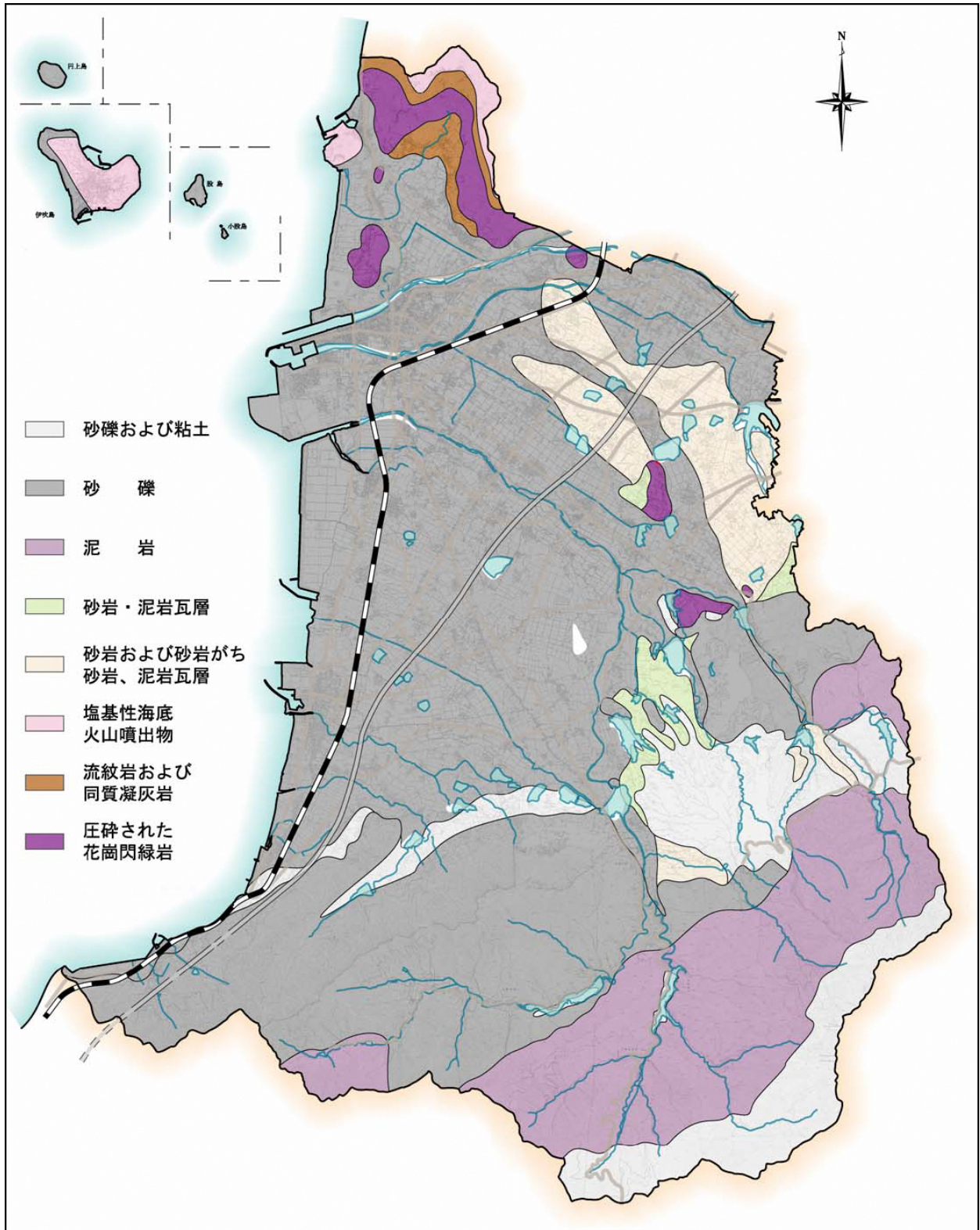
市における土砂災害危険箇所を列記すると、地すべり関係では、地すべり危険箇所があり、急傾斜地関係では、急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ及びⅡ）、急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ及びⅡ）が指定されている。

山地に起因する災害危険箇所では、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区（国有林及び民有林）、土石流危険溪流（Ⅰ及びⅡ）が指定されている。

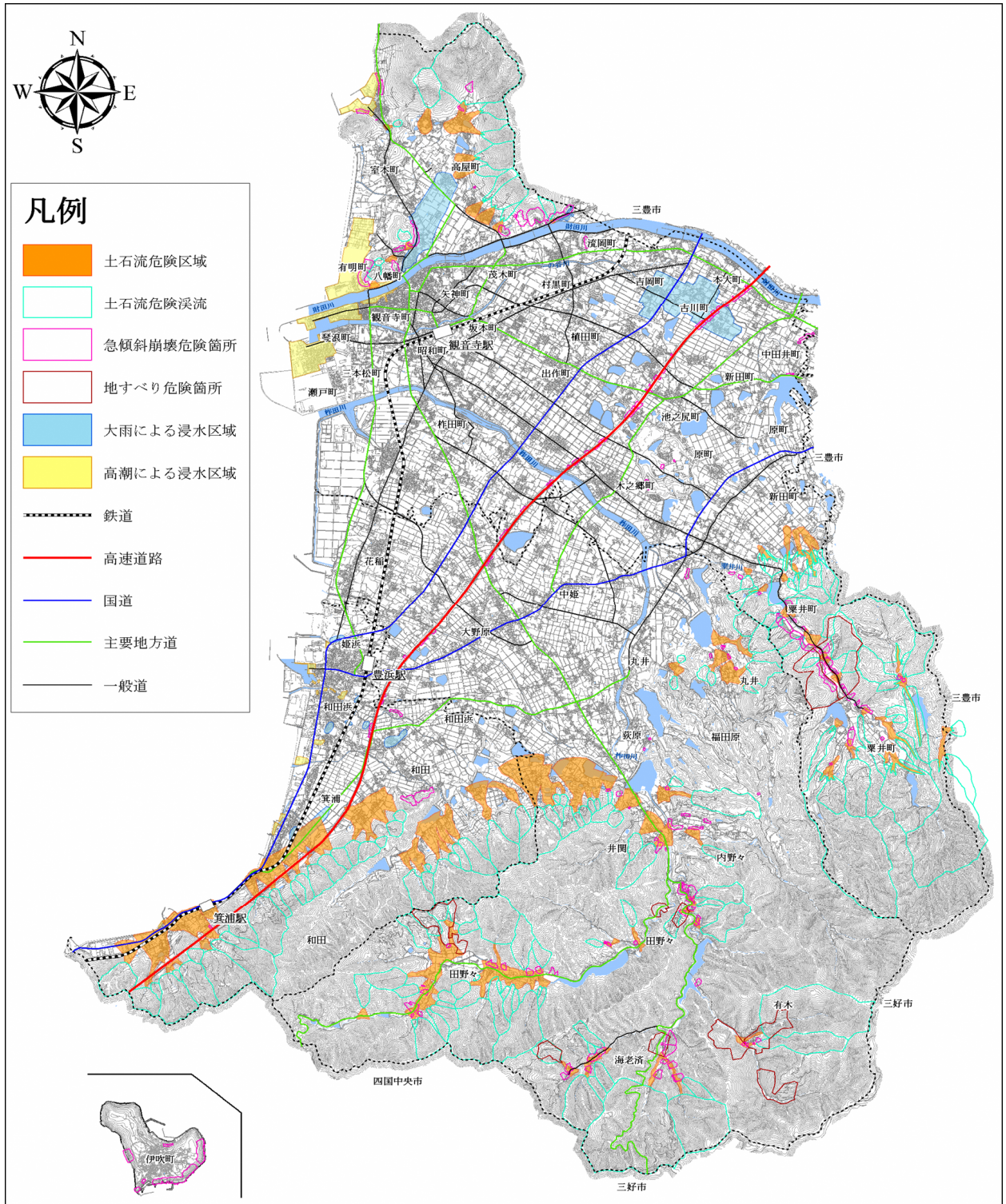
7 ため池

市には、公的に管理されていない私有のため池も含め、多数のため池が存在する。また、香川県が市と調整し、決壊による水害その他の災害により、その周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池を防災重点農業用ため池（ため池重要水防区域）に指定している。

【観音寺市表層地質図】



【観音寺市危険箇所位置図】



第2 社会条件

1 人口の推移

観音寺市の人口は、令和元年10月1日現在で、57,333人である。

観音寺市の人口は、平成2年までは68,000人を超えていたが、その後、減少を続ける一方で、65歳以上の高齢者人口は急激に増加する傾向にある。

高齢化率は平成12年の23.6%から、平成27年には32.2%と、8.7ポイントも上昇している。

また、年齢3区分別人口をみると、平成7年に15歳未満の年少人口と65歳以上の高齢者人口が逆転し、平成27年にはその差は11,000人を超え、少子・高齢化の傾向が顕著となっている。

さらに、15歳以上65歳未満の生産年齢人口も減少傾向にあり、高齢者人口のみが増加傾向をたどっている。

地域における高齢者の増加は、災害時の介助や支援が必要な避難行動要支援者の増加につながるため、その対策が求められる。

【人口総数、3区分別人口構成、高齢化率の推移】

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 数	66,555	65,226	62,690	59,409
0 歳～14 歳	10,028	9,005	8,063	7,162
15 歳～64 歳	40,829	39,296	36,980	32,838
65 歳 以 上	15,698	16,893	17,472	18,983
高 齢 化 率	23.6%	25.9%	28.0%	32.2%

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

(資料：令和2年版統計かんおんじより)

観音寺市統計による産業別就業者人口をみると、全体では第3次産業が5割を超え、最も多く、第1次産業の占める割合が少なくなっている。

【産業別就業者人口】

業 種	就業者数	割合	業 種	就業者数	割合
農 業	2,803	9.56	電気・ガス・熱供給・水道業	106	0.36
林 業	5	0.01	運輸・通信業	1,634	5.55
漁 業	144	0.49	卸売・小売業・飲食店	5,372	18.24
第一次産業合計	2,952	10.06	金融・保険業	484	1.64
鉱 業	13	0.01	不動産業	207	0.70
建設業	1,788	6.09	サービス業	7,470	25.38
製造業	7,396	25.20	公務（他に分類されないもの）	765	2.60
第二次産業合計	9,197	31.30	第三次産業合計	16,038	54.47
分類不能				1,219	4.17
総 数				29,406	100.0

(資料：令和2年度版統計かんおんじより)

2 世帯

世帯数については、平成7年（1995年）10月の国勢調査で、14,171世帯であったものが、平成12年（2000年）10月の国勢調査では14,948世帯、合併後の平成17年（2005年）10月の国勢調査では21,892世帯（うち合併町は、6,525世帯）、平成22年（2010年）10月の国勢調査では22,476世帯（うち合併町は、6,682世帯）と増加しており、平成27年の国勢調査では、21,984世帯（うち合併町は、6,593世帯）と減少に転じた。

3 地区別にみた人口・世帯の分布

令和3年の住民基本台帳人口をみると、観音寺地区、柞田地区、常磐地区、一ノ谷地区の人口が多い傾向にある。

このような人口集中地区では、市街地が形成され、建物が密集するため、防災対策として市街地の耐震・耐火構造化が求められる。

また、木之郷地区、栗井地区、伊吹地区、五郷地区では高齢夫婦のみの世帯、高齢単独世帯が多いため、避難の際に自主防災組織等の協力が求められる。

【地区別人口、世帯数、人口密度、高齢化率】

地 区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)	高齢化率 (%)	高齢者世帯率 (%)
観音寺地区	11,655	5,410	2062.8	33.56	32.29
高室地区	3,336	1,452	542.4	36.54	35.67
常磐地区	6,446	2,777	1342.9	28.20	26.68
柞田地区	7,701	3,326	1158.0	28.89	30.46
木之郷地区	1,097	496	664.8	38.29	38.70
豊田地区	3,431	1,480	720.8	37.02	35.34
栗井地区	1,595	670	138.9	37.43	38.36
一ノ谷地区	4,719	2,128	1206.9	23.37	23.03
伊吹地区	436	233	458.9	52.06	57.51
五郷地区	799	328	29.2	42.18	37.80
萩原地区	1,482	557	362.3	39.27	33.93
小山地区	1,965	760	1079.7	36.64	31.58
上之段地区	1,750	670	711.4	35.20	31.94
下組地区	1,632	640	850.0	30.64	24.06
花稲地区	1,009	382	611.5	35.48	32.20
中姫地区	1,261	484	643.4	34.34	28.93
紀伊地区	1,347	516	194.9	36.75	29.84
和田浜地区	1,778	833	1326.9	36.78	35.57
姫浜地区	1,898	864	1518.4	38.51	36.80
和田地区	2,680	1,061	602.2	32.42	28.84
箕浦地区	1,101	447	123.2	38.78	36.24
合 計	59,118	25,514	—	—	—

※1 面積は、地図情報システム（GIS）により算出。

2 人口及び世帯数は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳より算出した。

3 高齢者世帯は、高齢夫婦世帯（65歳以上の夫婦のみ）及び高齢単身世帯（65歳以上の者一人のみ）とする。

4 要配慮者等の状況

令和3年4月1日現在の要介護者数は2,304人と全人口の3.86%となっている。一人暮らし高齢者世帯数は4,617世帯で、総世帯数の18.10%を占める値となっている。

5 道路・鉄道

市には、国道11号及び377号が北東から南西に走っており、それに平行して四国横断自動車道が市を横断し、大野原インターチェンジが立地している。また、特急列車の停車するJR観音寺駅のほか、豊浜駅・箕浦駅があり、主要都市の高松・岡山までそれぞれ約1時間と交通の便に恵まれているため、通勤・通学等の要衝になっている。

6 橋梁

市内の橋梁は、平成 26 年 3 月 31 日現在で約 387 橋（うち、農道橋梁 9 橋、林道橋梁 11 橋）である。

（観音寺公共施設等総合管理計画（平成 27 年 5 月）より）

7 港湾・漁港

市内の港湾・漁港は、香川県指定地方港湾の観音寺港と豊浜港のほか、市管理港湾の室本港、市管理漁港として第 1 種漁港が 3 港、第 2 種漁港が 1 港である。

（香川県の指定漁港一覧（香川県HP）より）

第3 過去の災害

1 風水害

平成2年以降、市に関連した風水害は以下のとおりである。

発生年月日	災害名	死者	負傷者	家屋(棟)		床上浸水	床下浸水	備考		
				全壊	半壊					
平成11年 9月24日	台風第18号	—	2	—	—	—	—	重傷	旧観音寺市	2
平成13年 6月19日～ 6月20日	梅雨前線豪雨	—	—	—	—	—	1	床下	旧豊浜町	1
平成16年 7月31日	台風第10号	—	—	—	—	—	6	床下	旧観音寺市	6
平成16年 8月17日	8月17日の 大雨	2		1	3	8	256	死者	旧観音寺市 旧豊浜町	1 1
								全壊	旧大野原町	1
								半壊	旧大野原町	3
								床上	旧観音寺市 旧豊浜町	6 2
								床下	旧観音寺市 旧大野原町 旧豊浜町	183 68 5
平成16年 8月18日	台風第15号	2	—	—	—	—	—	死者	旧大野原町	2
平成16年 8月30日	台風第16号	1	4	—	1	92	269	死者	旧豊浜町	1
								軽傷	旧観音寺市 旧大野原町	3 1
								床上	旧観音寺市 旧豊浜町	90 2
								床下	旧観音寺市 旧豊浜町	250 19
平成16年 9月7日	台風第18号	—	2	1	1	—	2	重傷	旧観音寺市	1
								軽傷	旧観音寺市	1
								全壊	旧観音寺市	1
								半壊	旧豊浜町	1
								床下	旧観音寺市	2
平成16年 9月29日	台風第21号	—	—	2	2	75	203	全壊	旧大野原町	2
								半壊	旧大野原町	2
								床上	旧大野原町 旧豊浜町	3243
								床下	旧大野原町 旧豊浜町	49 154
平成16年 10月20日	台風第23号	—	—	—	—	42	181	床上	旧観音寺市	42
								床下	旧観音寺市 旧大野原町 旧豊浜町	139 34 8

発生年月日	災害名	死者	負傷者	家屋(棟)		床上浸水	床下浸水	備考		
				全壊	半壊					
平成17年 9月5日	台風第14号	—	—	—	—	1	14	床上	旧観音寺市	1
								床下	旧観音寺市	14
平成22年 12月3日	強風	—	1	—	—	—	—	軽傷	観音寺市	1
平成23年 5月29日	大雨	—	—	—	—	—	59	床下	観音寺市	59
平成23年 8月2日	大雨	—	—	—	—	1	20	床上	観音寺市	1
								床下	観音寺市	20
平成24年 4月3日	暴風	—	3	—	—	—	—	重傷	観音寺市	1
								軽傷	観音寺市	2

(香川県資料「過去における主な風水害等一覧」より)

2 林野火災

風水害、地震以外の災害では、火災によるものが多く、被災状況は以下のとおりである。

発生年月日	出火場所	出火原因	風向 風速 (m/s)	湿度 (%)	延焼面積 (ha)	損害額 (千円)	備考
昭和35年 4月24日	旧豊浜町	たばこ	南 15	80	50.00	6,000	
昭和46年 4月13日	旧大野原町	たばこ	北 3.7	51	131.00	31,060	
昭和60年 2月2日	旧豊浜町	不明	西北西 3.8	52	136.00 (全体 391)	61,302	陸上自衛隊(空中 消火)ヘリ
昭和61年 8月20日	旧観音寺市粟井 町	たき火	西南西 3.8	48	37.15	13,878	陸上自衛隊(空中 消火)ヘリ
平成12年 2月18日	旧豊浜町	たき火	西北西 3	43	70.00	56,342	防災ヘリ 6機 陸上自衛隊ヘリ 9機(うち5機偵 察機)

3 事故等

発生年月日	事故名	事故種別	発生市町	死者	負傷者	事故概要
平成19年 8月29日	三豊干拓地海水 流入		観音寺市			三豊干拓地に海水が逆 流し、約78haが冠水。
平成19年 10月20日	琴弾八幡宮秋季 大祭花火流出	火薬	観音寺市			秋季大祭打上げ用花火 700発のうち400発が 突風による波にさらわ れて流出。
平成21年 3月31日	ボイラー供給配 管からの重油流 出事故	危険物	観音寺市			ボイラーの供給配管の 腐食により配管貫通部 分から重油が漏れいし 河川へ流出。

第4節 防災ビジョン

第1 主旨

本市の地域特性を踏まえ、本市の地域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、市、香川県、防災関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとる必要がある。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を踏まえ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組合せて災害に備えることとする。

そのため、市の防災基本理念として、地域の災害危険性を考慮し、それを解消していくために防災行政を進める上での基本姿勢、市民の防災に対する心構え、防災施策の大綱を定めるものである。

本計画では、以下の基本理念、基本目標を掲げ、観音寺市の防災まちづくりを推進していく。

第2 基本理念

- 1 観音寺市の各地域の災害特性に応じた土砂・水害対策等の災害に強いまちづくりを進めるとともに、「自らの命は自らが守る」という意識に裏打ちされた屈強な自主防災体制の確立をめざし、市民、行政等の防災関係機関の相互の連携、協力体制の構築をはじめ、自主防災組織の育成強化や地域の防災ネットワークづくりを進める。
- 2 寝たきりの高齢者や障がい者その他の災害時に配慮が必要な人の安全を確保するため、地域住民による支援体制づくりにも努め、だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりを進める。
- 3 上記の全市的な取り組みを推進するとともに、支所ごとの地域の特色や災害想定に応じた防災体制整備を進める。

第3 基本目標

災害による直接の被害から市民の生命、財産を守るためのまちづくりに当たっては、都市構造の防災性の向上とともに、市民一人ひとりが、災害や防災対策に関する正しい知識を持ち、それに裏付けられた行動力を発揮する人づくりが重要である。

このため、基本目標は、「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害に強いシステムづくり」とし、その骨子は以下に示すとおりである。

1 災害に強いまちづくり

治水事業や砂防事業、地すべり対策事業等の災害の未然防止対策や災害危険区域の対策、公共施設等の耐震化等のハード面での防災対策を推進するとともに、災害時の避難路線・輸送路や避難場所の体系化等、ソフト面での災害に強いまちづくりを進める。

2 災害に強い人づくり

近年、全国各地で発生した、東日本大震災や平成 28 年熊本地震などの地震災害をはじめ、土砂災害や洪水による甚大な被害をもたらした豪雨災害等の教訓として、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもと、災害時には「自助・共助・公助」の 3 つが効果的に連動することが求められている。

災害から地域住民の生命・身体及び財産を守るために、災害対策の中心となる市の職員はもとより、市民一人ひとりが災害に対応する能力を高めていくため、以下の点について留意する。

- 災害時に自分自身を守り、家族や隣人の安全に配慮する。
- 災害時に率先して防災活動に協力・従事する。
- 職員は防災担当従事者としての自覚を持ち、状況に応じて適切な防災活動を行う。

こうした点を踏まえ、防災訓練や自主防災組織の育成、学校での防災教育、防災知識の普及・啓発等により、職員及び市民の防災行動力の向上を図るとともに、災害時における市民の防災活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関によるバックアップ体制を整備する。

3 災害に強いシステムづくり

風水害に対する警戒体制や災害発生時に素早く的確に対応するための水防力の強化や生活必需物資の備蓄をはじめとする救援・救助・救護の支援体制、防災行政無線や市独自の防災無線の整備といった多様な情報収集・伝達体制を整える。

また、市民、職員のそれぞれが災害の応急対策、復旧に取り組む仕組みを明確にし、相互の連携を明らかにすることにより、災害時の迅速かつ適切な対応が可能な体制を整える。

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

主な実施担当課：経済部農林水産課

第1 主旨

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、山地治山、防災林整備、水源地域等保安林整備等の県の実施する治山事業に協力し、治山対策を推進する。

1 現況

市内の民有林には、崩壊土砂流出危険地区 101 箇所、山腹崩壊危険地区 32 箇所の山地災害危険地区がある。また、国有林には、崩壊土砂流出危険地区 13 箇所、山腹崩壊危険区域 6 箇所の山地災害危険地区がある。

第2 実施内容

1 治山事業の実施

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施する。

① 市が実施する治山事業

補助治山事業

市は、人家の裏山等小規模な山地災害について防災工事又は復旧工事を実施する。

② 県が実施する治山事業等

ア 山地治山総合対策事業

“県は、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、山腹工等の施設整備や間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地等の復旧整備を実施する。

特に、脆弱な地質地帯においては、土石流等対策や巨石対策等を複合的に組み合わせた治山対策を実施する。”

イ 予防治山事業

県は、山地災害の防止のため、治山ダム工、山腹工等の施設を整備し、荒廃危険山地の崩壊等の予防を図る。

ウ 水源地域等保安林整備事業

県は、水源地域等において、治山ダム工、山腹工等の施設整備や間伐や植栽等の森林整備による荒廃森林の整備を行う。

エ 森林荒廃地緊急整備事業

県は、小規模な荒廃地及び荒廃危険地において、簡易治山施設を整備して、山地災害の未

然防止を図る。

オ 流木災害対策

県は、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダム等の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

2 山地災害危険地の周知等

〃市は、県からの山地災害危険地に関する情報提供に基づき、本計画等への登載やハザードマップの作成及び住民等への提供に努めるとともに、関係機関と連携・協力し、山地災害防止キャンペーン等の実施を通じ、防災意識の向上に努め、山地災害の未然の防止を図る。

なお、山地災害危険地の周知にあたっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、住民等と連携した定期点検等を実施することにより普及啓発を図る。”

3 要配慮者利用施設対策

県は、要介護高齢者や障害者等の要配慮者利用施設に係る山地災害危険地における治山事業を優先的に実施するとともに、山地災害危険地に関する情報を施設管理者に提供、周知し、山地災害の未然の防止を図る。

[参考資料]

6-1-2 山腹崩壊危険地区

6-1-3 崩壊土砂流出危険地区

第2節 砂防対策計画

主な実施担当課：建設部建設課

第1 主旨

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等の災害を未然に防止し、市民生活の安定を図ることを定める。

また、災害発生のおそれのある箇所においては、土砂災害警戒区域等の周知及び市職員、消防団員等で警戒巡視体制をつくり万全の措置をとる。

第2 地すべり予防計画

市には、河川砂防関係の地すべり危険箇所が指定されており、各指定地域の実態を把握し、情報収集・伝達及び避難方法の整備を図る。

地すべり災害の発生に備え、市は警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織と連携しながら、危険箇所のパトロール等を実施する。また、必要に応じて香川県等の支援を要請する。

さらに、地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、地下水の排水施設、抑止杭等、該当地域に適した防止施設の整備を香川県に要請する。

第3 急傾斜地崩壊対策予防計画

最近の土地開発に伴う社会条件の著しい変化と、さらに集中豪雨等の気象条件が重なり、急傾斜地のがけ崩れで人的、物的被害が発生している。

市では、急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ及びⅡ）、急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ及びⅡ）が指定されており、広く周知するよう努める。

市は、がけ崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難場所の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送道路の保全及び防災拠点の保全、近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織と連携しながら、危険箇所のパトロール等の実施を検討する。

第4 土石流対策予防計画

土石流は、台風や集中豪雨が原因になるが、長雨により地山がゆるみ、これまでより少ない雨量で発生することがある。

市には、土石流危険渓流（Ⅰ及びⅡ）が指定されている。市においては、土石流発生危険予想地域への簡易雨量計の設置に努めるとともに、警報の伝達、避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう警戒体制の整備を図る。

なお、土石流発生危険予想渓流には重点的に砂防工事を施工して、土石流の流下を未然に防止するよう事業の推進を香川県に要請する。

さらに、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織と連携しながら、危険箇所のパトロール等を検討する。

第5 土砂災害警戒区域等における予防対策

土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域指定箇所においては、住民にその状況周知を図るとともに、安全対策に努める。

土砂災害警戒区域の指定があった場合は、市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項を定めるものとし、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するよう努める。

また、香川県の調査結果に基づいて、警戒区域の要配慮者が利用する施設等に対し、円滑な警戒避難が行うことができるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

【土砂災害情報の収集】

収集する情報	収集手段
土砂災害発生の予測に活用するための気象・雨量情報	インターネット（気象庁、香川県等）、テレビ、ラジオ等（停電時はスマートフォン、携帯電話等による）
土砂災害警戒情報	香川県防災情報システム、ファックス等
土砂災害の前兆現象	住民等からの通報、電話等
災害発生情報	住民等からの通報、電話等

【土砂災害情報の伝達】

伝達する情報	伝達手段
土砂災害のおそれのある箇所や避難所等の情報	現地への表示板設置（香川県・市）、地域防災計画への記載、ハザードマップ
土砂災害警戒区域等	地域防災計画への記載、ハザードマップ
避難指示・緊急安全確保 避難所の開設情報等	ホームページ、エリアメール、登録制メール、防災無線、広報車、関係者等への電話

第6 警戒避難体制の整備

市は、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう適切な避難場所及び避難所、避難方法、警戒避難の基準等の周知など警戒避難体制の確立を図る。

1 土砂災害ハザードマップの作成・普及の促進

市は、災害発生のおそれのある土砂災害警戒区域を中心に、災害が発生したときの被災範囲を示すハザードマップを作成し、普及啓発を図る。

また、円滑な警戒避難が行われるために、避難場所及び避難方向等必要な事項を住民に周知するよう努める。

なお、市は、施設では守り切れない大洪水、あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、普及啓発を図るものとする。

2 避難基準の運用

市は、高松地方気象台から土砂災害に関する注意報又は警報、雨量、土砂災害警戒情報等入手し、防災活動や市民への避難指示など災害応急対応を適時適切に行うよう努める。

また、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する手段を整備し、避難体制を確保するよう図る。

3 避難体制の整備

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる市域の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(1) 高齢者等避難

高松地方気象台から土砂災害に関する注意報又は警報が発表されている場合に、土砂災害警戒区域において、湧水、小石が斜面からバラバラと落ちだす等の前兆現象が発見されたとき、その状況により、市長は高齢者等避難を発令し、要配慮者に避難行動の開始を周知する。

(2) 避難指示

土砂災害警戒区域において、「土砂災害警戒情報」が発表された場合は、市長は住民に対して避難指示を行う。また、近隣の斜面で亀裂・斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生する等の前兆現象が発見されたときは、その状況により同様の措置をとる。

(3) 緊急安全確保

土砂災害警戒区域において、近隣で土砂災害が発生し、なお土砂移動現象・山鳴り・立木の流出・斜面崩壊・沢水の水位低下等の前兆現象が発見され、土砂災害の発生が予想されたとき、人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長が判断した場合は、避難指示から緊急安全確保に切替える。

(4) 避難情報の伝達方法

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、市防災行政無線、市及び三観広域消防本部・消防団の広報車、サイレン、防災メール等多様な情報伝達手段を使用するとともに、報道機関による報道により、地域住民に確実に伝達し当該区域住民の安全確保を図る。

要配慮者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

(5) 要配慮者利用施設対策

市は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、関係機関と協力して警戒避難体制の確立に努める。

また、土砂災害に関する情報等を住民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

[参考資料]

- 6－7 急傾斜地崩壊危険箇所
- 6－8 土石流危険渓流
- 6－9 地すべり危険箇所
- 8－9 土砂災害対策雨量基準
- 8－10 土砂災害と前兆現象の種類一覧

第3節 河川防災対策計画

主な実施担当課：香川県、建設部建設課・下水道課、総務部危機管理課

第1 主旨

市では、2級河川芋扱川、財田川、一の谷川、柞田川など20の河川を擁し、それぞれの河川に重要水防区域が設定されている。水害予防は、水系ごとに一貫したものとし、流域の開発状況の把握に努め、治山、砂防、河川改良及び地すべり防止事業等を総合的、計画的に推進し、災害の防除軽減を図ることを定める。

第2 河川防災対策

洪水、高潮等による災害を予防するため、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化等の河川管理体制の強化、さらに洪水ハザードマップの作成・公表など水防対策を推進する。

1 河川情報施設の強化

水位周知河川である財田川においては、水災による被害の軽減を図るため、県は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは、その旨の水位を示し市に水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、住民に周知する。また、水防団待機水位等の設定水位に達したとき、水防警報を発表する。市は、これらの情報提供を受け、迅速な警戒体制をとる。

2 維持管理の強化

平常から管理河川を巡視して河川管理施設等の状況を把握する。異常を認めたときは直ちに補修できる体制を整備するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に食い止められるよう努力する。また、香川県管理河川について、異常を確認したときは、直ちに香川県（西讃土木事務所）に通報するほか、応急の措置を講じる。

また、河川管理者は、治水施設の運営に当たっては、適切な維持管理に努める。

3 洪水ハザードマップの作成、普及啓発

県は、水位周知河川に指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨（財田川流域の24時間の総雨量690mmを想定）及び洪水防御に関する計画の基本となる降雨により（財田川流域の24時間の総雨量240mmを想定）河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。

洪水ハザードマップは、住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が判別できる必要もあることから、生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等、氾濫想定区域や浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に、避難することが必要である。

このことから、市は、これらの区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として適切に設定し、洪水ハザードマップに表示するよう努める。

4 避難体制の整備

(1) 高齢者等避難

高松地方気象台から大雨又は洪水に関する注意報又は警報が発表されている場合に、財田川において、基準水位観測所（観音寺市村黒町稲積橋）の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお、上昇のおそれがあるときは、その状況により、市長は高齢者等避難を発令し、要配慮者に避難行動の開始を周知する。

(2) 避難指示

財田川において、基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお、上昇のおそれがあるときは、その状況により、市長は市民に対して避難指示を行う。

(3) 緊急安全確保

財田川において、基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、洪水による災害の発生が予想され、人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長が判断した場合は、避難指示から緊急安全確保に切替える。

(4) 市内の主要河川の避難体制

水位情報周知河川である財田川における避難体制は、上記（1）から（3）により行うこととするが、市内の主要な河川についても香川県防災情報システム、香川県砂防情報システムによる情報を基に、財田川の避難体制に準じた対応を行うこととする。

(5) 避難情報の伝達方法

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、市防災行政無線、市及び三観広域消防本部・消防団の広報車、サイレン、防災メール等多様な情報伝達手段を使用するとともに、報道機関による報道により、地域住民に確実に伝達し当該区域住民の安全確保を図る。

要配慮者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

(6) 要配慮者利用施設対策

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を実施する。

また、大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を実施する。

5 道路等の浸水対策

災害時における避難路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道、県道、市道等の浸水対策に取り組む。

第3 内水排除対策

市内各地における道路等の冠水被害に対し、次の事項に基づき対策を講ずる。

1 排水路等の整備

常磐地区をはじめとする排水路、水門等の系統的な整備を実施する。

2 新設改良による排水

(1) 根幹的整備

公共下水道（分流式）及び都市下水路

(2) 局部的整備

排水路の新設改良及び都市浸水対策事業により系統的に整備拡充し、排水能力を高め効果的な排水機能を発揮する。また、排水機能を維持するために、施設設備の維持管理を徹底する。

3 内水ハザードマップの作成、普及の促進

内水ハザードマップを作成し、住民に配布・周知等を図る。

第4 地下空間の浸水対策

ビルの地下室、道路等のアンダーパス等、集中豪雨や洪水による浸水災害の発生を防ぐための対策を推進する。

1 危険性の周知徹底

ビルや地下駐車場の管理者に対しての地下空間における浸水災害の危険性について周知し、意識啓発を図る。道路等のアンダーパスについては、防災訓練、パンフレット、広報紙等のあらゆる伝達手段で市民に対する意識啓発を実施する。

2 地下空間の実態把握

ビルの地下室、地下駐車場、道路等のアンダーパスといった地下空間の浸水災害が発生する可能性がある施設等について関係機関と連携し、実態調査に努め、危険箇所についての位置情報を明確にする。

3 地下空間への浸水災害の予防

地下空間での浸水災害が発生する可能性がある地域においては、雨水対策や内水排除対策等の事業を推進し、浸水災害の発生予防に努める。

4 避難体制の確立及び整備

地下空間の管理者及び関係機関と連携し、円滑な避難誘導に向けた避難計画等の整備に努め、浸水災害を想定した訓練の実施等を推進する。

[参考資料]

- 6－ 1 水防区域評定基準
- 6－ 2 河川重要水防区域
- 6－10 高堰堤
- 6－11 主要水門
- 6－14 要配慮者利用施設一覧（財田川洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内）
- 6－15 冠水するおそれのある道路（アンダーパス）

第4節 海岸防災対策計画

主な実施担当課：建設部建設課、総務部危機管理課

第1 主旨

海水による浸食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護し、高潮に対する予防措置として、護岸及び防潮堤の整備計画を立てるとともに、高潮対策事業、海岸修築事業等を推進することにより整備水準を高め、高潮による被害の防止について定める。

第2 海岸堤防施設の管理

高潮による災害等を防ぐため設置された海岸堤防の維持管理は、その設置者が行うが、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、事態に即応し適切な措置が講じられるように、体制の整備を講ずる。

第3 高潮・浸水時の被害予防対策

- 1 市及び防災関係機関は、高潮の危険や避難方法等を市民等に対して広く啓発する。
- 2 市は、高潮によって浸水が予想される地域等を検討、把握し、必要に応じて高潮ハザードマップの作成を行い、避難指示等の発令基準を検討し、市民等に対し周知を図るよう努める。

第4 河口部の高潮被害予防対策

河口部における高潮の影響、被害の発生を考慮し、市内河川の河口部における高潮災害への警戒体制確立に努める。

[参考資料]

- 6－4 海岸重要水防区域
- 6－5 港湾重要水防区域
- 6－6 漁港重要水防区域

第5節 ため池等防災対策計画

主な実施担当課：経済部農林水産課

第1 主旨

市には防災重点農業用ため池に指定されているため池が多数存在し、老朽化に対応して改修が進められているが、一部施設の老朽化等の現状から、集中豪雨時における決壊の危険性への配慮のもと、防災対策を定める。

第2 ため池防災対策

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の整備等を行い、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図る。

1 ため池施設情報の収集

市は、指定ため池の水位等の情報を収集するとともに、これらの情報の提供を受け、迅速な警戒体制の確立を図る。

2 維持管理の強化

平常から管理ため池を巡視してため池等管理施設の状況を把握する。異常を認めたときは直ちに補修できる体制を整備するとともに、集中豪雨に際して被害を最小限に食い止められるよう努力する。

3 ため池ハザードマップの作成、普及啓発

市は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度がより高いため池については、避難場所及び避難所、避難経路、避難方向を示すハザードマップを作成する。また、作成した浸水想定区域図やため池ハザードマップの普及啓発に努める。

[参考資料]

6－3 ため池重要水防区域

第6節 都市防災対策計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、建設部

第1 主旨

社会環境の変化に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。

この計画では、このような状況から災害を防除し、被害を最小限に止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災化対策を推進することについて定める。

第2 防災空間の確保

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建設に関する制限を行い、被害の未然防止を図る。

また、災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用を図り整備の推進を検討する。

第3 公園、オープンスペース等の整備

1 公園の整備

市は、飲料水兼用耐震性貯水槽、ヘリポート、かまどベンチ、マンホールトイレ等防災機能向上に配慮し、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

2 オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、港湾、漁港等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第4 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進及び周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地づくりを推進する。

第5 民間住宅の不燃化促進

不燃化が進んでいる一方で、民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、火災の同時多発により避難を困難にすることがある。特に市街地で木造家屋が密集していることに危険性が内在するものであり、建物の不燃構造に対する指導を進めるほか、民間住宅の不燃化を推進する。

第6 市街地再開発事業の発展

木造家屋が密集している地域等大規模災害に対し構造的にもろい地域については、再開発を通じ、耐震耐火建築物の建設及び道路、公園、緑地等の公共施設の整備を図り、都市機能の整備と防災機能を充実し、災害に強いまちづくりを推進する。

第7 宅地開発の防災対策

開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努め、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。

第8 空き家対策

市民と地域の安心・安全の確保と生活環境の保全を図るため、市民や関係機関の協力を得ながら、管理不全な空き家等については、所有者等に適正な管理を行うよう促し、災害が発生した場合は、空き家等に対して必要な措置を講じる。

[参考資料]

18 - 2 公園・緑地一覧表

第7節 建築物等災害予防計画

主な実施担当課：建設部建設課・都市整備課、三観広域消防本部

第1 主旨

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39号及び第40条の規定に基づき、建築物の災害予防計画を積極的に推進することにより、建築物の被害の防止又は軽減を図ることを定める。

第2 防災知識の普及

市は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット等を通じて、広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努めるものとする。

第3 特殊建築物の防災指導

市は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について県と情報共有を行う。

第4 災害危険区域整備計画

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建設に関する制限を行い、被害の未然防止を図る。

第5 災害危険区域指導計画

災害危険区域内等における建築物の建築について、適切な行政指導を行い、安全確保に万全を図る。

第6 建築物等に対する防災上の指導等

1 建築物

(1) 建築基準法に基づく特殊建築物の安全確保について

建築基準法第12条に基づき、学校、体育館、旅館、百貨店、マーケット、病院、集会場等の特殊建築物及びその設備について、構造上及び防火上欠陥の有無を確認するとともに、必要に応じ指導を行う。

(2) 消防法に基づく建築物等の安全確保について

消防法第4条に基づき、あらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所及び同法第16条の5に基づき、危険物を貯蔵する施設に対し、構造上及び防火上欠陥のあるものについて、その有無を確認するとともに、必要に応じ指導を行う。

(3) 著しく劣化している建築物の安全確保について

防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

(4) 落下物等による災害防止について

建物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全確保の指導、啓発を行う。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

2 敷地

建築基準法等の規定に基づき、がけ地等の危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を勧める。

第8節 海上災害予防計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、経済部農林水産課、
三観広域消防本部

第1 主旨

この計画では、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの大量の油若しくは有害液体物質の流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を定める。

第2 資機材の整備等

市及び三観広域消防本部は、高松海上保安部（海上保安庁）、香川県、香川県警察本部、関係事業者等と協力し、捜索、救助・救急活動を実施するため、潜水器材、救助用資機材の整備に努める。また、捜索、救助活動に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

第3 大量の油又は有害液体物質の大量流出時における防除活動

市は、高松海上保安部（海上保安庁）、香川県、香川県警察本部、関係事業者等と協力し、大量の油又は有害液体物質が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図る。また、大量の油又は有害液体物質の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

第4 防災訓練の実施

市は、高松海上保安部（海上保安庁）、香川県、香川県警察本部、三観広域消防本部、関係事業者等と相互に連携し、大規模海難や大量の油又は有害液体物質の流出を想定し、実践的な訓練に参加する。また、訓練後には評価を行い、課題を明確にするとともに必要に応じて体制等の改善を実施する。

第5 海ごみ対策

市は、香川県等と連携し、大量に流木等が発生した場合に備えて、情報を的確に把握し、迅速に対応できるよう連携体制や回収・処理体制の整備を図る。

[参考資料]

- 19－1 香川地区大量排出油等防除協議会
- 19－2 備讃海域排出油等防除協議会連合会
- 21－3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領

第9節 道路災害予防計画

主な実施担当課：建設部建設課、道路管理関係機関

第1 主旨

この計画では、道路施設の被害等による道路災害の発生防止及び災害時における交通の確保のため、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等について定める。

第2 道路施設等の整備

道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

- 1 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
- 2 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について橋梁補強工事等を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路のネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- 3 道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置等の道路施設について、補強、整備を行うとともに、電線共同溝等の整備に努める。
- 4 道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努める。
- 5 危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。
- 6 冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。

第3 協力体制の確立

道路管理者は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立等を図る。

第4 危険防止のための事前規制

道路管理者は、気象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

第5 防災訓練の実施

道路管理者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題を明確にするとともに必要に応じて体制等の改善を行う。

[参考資料]

- 1 6 - 3 異常気象時における道路通行規制基準
- 1 6 - 4 異常気象時道路通行規制箇所図

第10節 原子力災害予防計画

主な実施担当課：香川県、市、原子力事業者（四国電力㈱、中国電力㈱）、
三観広域消防本部、防災関係機関

第1 主旨

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備等施策を講じる。

第2 原子力発電所の位置

本市に最も近い原子力発電所は、愛媛県にある伊方発電所であり、市西端から約130kmの位置にある。次に近い原子力発電所は、島根県にある島根原子力発電所であり、市北端から約160kmの位置にある。

それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生及び拡大防止に努めている。

第3 情報収集及び広報体制の整備

- 1 市は三観広域消防本部と連携し、原子力発電所の事故等の正確な情報を、市民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図る。
- 2 市は、体制について、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。

第4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

市、香川県、香川県広域水道企業団及び農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

第5 知識の普及・啓発

市は、香川県及び原子力事業者と協力し、原子力災害の特殊性を考慮し、市民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。

第6 広域的な応援体制の整備

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物（ペット）、携行品等の放射線量の測定をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

第 1 1 節 危険物等災害予防計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、市民部生活環境課、三観広域消防本部、防災関係機関

第 1 主旨

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安教育の徹底、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

第 2 危険物（石油類等）災害予防対策

1 保安教育

市、三観広域消防本部、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

2 取締の強化

市、三観広域消防本部、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、危険物等関係施設に対し、関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 大災害発生等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの漏えい事故対策

(1) 市、三観広域消防本部、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏えい事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の漏えい事故等が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(2) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な処置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

第 3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

市、三観広域消防本部、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、高圧ガス及

び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化促進を図る。

第4 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による危険を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立を図る。

第5 複合災害予防対策

複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防資機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図る。

第6 防災訓練の実施

市は、関係機関、関係事業者等と連携し、様々な危険物災害を想定し、実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明確にするとともに必要に応じて体制等の改善を行う。

第7 防災知識の普及

市は、市民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

[参考資料]

- 7- 1 危険物施設
- 7- 2 高圧ガス関係事業所
- 7- 3 火薬類関係営業者
- 7- 4 毒物劇物営業者

第12節 大規模火災予防計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

この計画では、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、防災体制の整備充実を推進することを定める。

第2 災害に強いまちの形成

市及び三観広域消防本部は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、緑地等骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性防火水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物、医療用建築物等については、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

第3 火災に対する建築物の安全化

市及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- 1 多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等については、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行う等適正な維持管理を行う。
- 2 高層建築物等については、防火管理者及び防災管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。
- 3 高層建築物については、避難方向・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

第4 消火活動体制の整備

市及び三観広域消防本部は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、市は平常時から三観広域消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

第5 防災訓練の実施

市及び三観広域消防本部は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題を明確にするとともに必要に応じて改善を行う。

第6 防災意識の啓発

市及び三観広域消防本部は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対して、大規模な火事の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及啓発を図る。

[参考資料]

- 9 - 1 消防本部現勢
- 9 - 2 消防団現勢
- 9 - 3 消防水利の現況
- 9 - 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 9 - 8 火災気象通報基準
- 9 - 9 消防団活動・安全管理マニュアルー震災対応時ー
- 2 2 - 1 火災・災害等即報要領

第 1 3 節 林野火災予防計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、経済部農林水産課、三観広域消防本部

第 1 主旨

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止するため、気象情報の迅速かつ適確な把握に努め、入山者に対する火災予防措置の徹底を図るほか、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、防火帯の設置の促進及び消火資機材の整備を促進するなど、火災予防、消火体制を整備充実することを定める。

第 2 林野火災に強い地域づくり

林野火災の予防、消火活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるものが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互援助協力によることが多いので、市は、これら関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図る。

市及び三観広域消防本部は、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努める。

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱いによるものであり、市及び三観広域消防本部は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防火意識の向上を図る。

また、防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努める。

第 3 火災気象通報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 1 項に基づき、高松地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として香川県知事に通報するもので、第 22 条第 2 項に基づき香川県知事は市長に通報する。

市長は、第 22 条第 2 項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発するものとする。

第 4 消防施設等の整備

市及び三観広域消防本部は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- 1 防火帯の役割を果たすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- 2 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。
- 3 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設等の配備を促進する。

第 5 森林所有（管理）者に対する指導

市及び三観広域消防本部は、森林所有（管理）者に対し、次の事項等について指導し、林野火災発生防止に努める。

- 1 森林の整備
- 2 枯れ草等の刈取り
- 3 火の後始末の徹底
- 4 消火用水利の確保
- 5 防火帯の設置
- 6 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく適正な火入れの実施及び他市町消防機関との連携
- 7 火災多発期における見回りの強化

第 6 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- 1 市及び三観広域消防本部は、防火水槽の常備、林野火災用資機材の常備に努める。
- 2 林野火災は、隣接市に及ぶ場合があるため、隣接市と協議をして林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

第 7 防災訓練の実施

市及び三観広域消防本部は、関係機関と連携して様々な状況を想定し、広域応援も考慮した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題を明確にするとともに必要に応じ体制の改善を行う。

第 8 防災意識の啓発

市及び三観広域消防本部は、林野火災の多発する時期に山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター、ホームページ等有効な手段を通じ、市民の林野火災予防意識の啓発に努める。

[参考資料]

- 9 - 8 火災気象通報基準
- 2 2 - 1 火災・災害等即報要領

第14節 農林水産関係災害予防計画

主な実施担当課：経済部農林水産課

第1 主旨

この計画は、風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等、必要な対策を推進することを定める。

第2 農作物対策

市は、農作物が強風や豪雨等により大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水等の技術対策を農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病虫害の異常発生等による二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

第3 園芸等施設対策

市は、風害、雪害等の被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

第4 畜産業対策

市は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努める。

第5 林業対策

市は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

第6 水産業対策

市は、合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性を確保する。

第15節 ライフライン等災害予防計画

主な実施担当課：建設部建設課・下水道課、香川県広域水道企業団、総務部総務課、四国電力(株)、四国電力送配電(株)西日本電信電話(株)、防災関係機関

第1 主旨

この計画は、災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設毎の被害を未然に防止するため、各施設に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施するよう定める。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

第2 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備に安全対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化等バックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

第3 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構造等バックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応急体制、資材等の調達体制の確立を図る。

第4 水道施設

香川県広域水道企業団は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルート耐震化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理するための図書の整備等を図る。

第5 下水道施設

市は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

下水道管理者は、業界団体との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第16節 防災施設等整備計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、健康福祉部社会福祉課・健康増進課、
香川県広域水道企業団、三観広域消防本部

第1 主旨

この計画では、災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、
気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図ることを定める。

第2 気象観測施設等

市は、気象現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備の整備に努める。

[参考資料]

- 8－ 1 雨量観測所
- 8－ 2 香川用水関係雨量観測所
- 8－ 3 水位観測所
- 8－ 4 潮位観測所
- 8－ 5 風向風速観測所

第3 水防施設等

市は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な
杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

[参考資料]

- 9－ 5 防災資機材保有状況
- 9－ 6 水防倉庫等一覧
- 9－ 7 河川防災ステーション

第4 消防施設等

- 1 市及び三観広域消防本部は、消火栓、耐震性防火水槽等の消防水利の整備を図るとともに、
消防ポンプ自動車等の消防用車両、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改
善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火
薬剤等の資機材の整備に努める。
- 2 市及び三観広域消防本部は、救助・救急活動のため、消防関係車両（救助工作車、救急
自動車、照明車等）及び災害応急対策の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- 3 市及び三観広域消防本部は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信
の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。
- 4 三観広域消防本部は、老朽化した消防施設等について建替え等を行い、防災拠点として
の整備を行う。

[参考資料]

- 9－ 1 消防本部現勢
- 9－ 2 消防団現勢
- 9－ 3 消防水利の現況
- 9－ 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 9－ 9 消防団活動・安全管理マニュアルー震災対応時ー

第5 情報通信体制の整備

市は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。

1 通信施設の停電対策

市は、商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。

また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

2 防災情報システム等の活用

防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化を図るため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、地域衛星通信ネットワークが構築されている。これにより、香川県及び香川県内市町、防災関係機関相互間における防災情報、行政情報の伝達機能を有するネットワークの整備が図られた。

市は、このシステムを最大限に活用し、迅速な防災活動の実施を推進する。

また、香川県広域水道企業団の整備した水道無線を利用し、緊急時の連絡体制を構築する。

3 各無線施設等の整備充実

市は、自局の無線施設及び設備の定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り、災害時における通信手段の確保に備える。

防災行政無線局のうち、同報系についてはデジタル対応を推進し、災害に強い伝送路を構築するため、情報伝達方式の多ルート化に対応できるよう整備を進める。移動系については、衛星携帯電話の導入等を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

また、アマチュア無線局の協力体制の整備を推進し、災害時における多重の通信体制の確保に努める。

4 通信施設の防災対策

市は、災害時における電気通信設備の安全稼働体制整備に向け、施設の防火・耐震化対策及び補助電源装置の設置等の補強措置を講じるほか、通信設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携に

よる通信訓練を行う。

5 市民への情報伝達

市は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、市民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、情報伝達手段の拡充に努める。

[参考資料]

- 10-1 香川県防災情報システム
- 10-2 香川県防災行政無線施設
- 10-3 香川県防災行政無線（陸上移動系）回線構成図
- 10-4 市防災無線通信施設
- 10-5 警察無線局（防災相互通信用無線）
- 10-6 香川県非常通信協議会所属無線局
- 10-7 災害対策用無線機無償貸与制度
- 10-8 災害対策用移動電源車貸与制度
- 10-9 通信ルート
- 10-11 香川県広域水道企業団水道無線局

第6 防災拠点施設等の整備

避難所、通信施設、備蓄倉庫等、災害対策を行う上で重要な施設となるものについては、防災拠点としての整備を行っていくように努める。

第7 応急物資等の備蓄

大規模災害発生時には、多くの被災者に対する防災関係機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。市民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、市民又は地域において自らの生活維持をしていかなければならないため、食料・飲料水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このことから、市は自ら備蓄することの必要性を市民に周知・啓発する。

また、市は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料等、必要量を算定し物資の備蓄・確保に努める。

加えて、要配慮者等に配給する食料品（要介護者向けの流動食や乳幼児向けのミルクやアレルギー対応食等）の備蓄に努める。

1 応急食料の備蓄整備

市民は、災害初期の避難生活のための応急食料の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。

- (1) 市は、市民に対して、家族構成に応じた最低3日分（できれば7日以上）の食料の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。
- (2) 家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかった被災者の生活確保のため、市は、非常食の備蓄・調達先の確保に努める。

2 給水体制の整備

家庭において備蓄すべき水量は、1人1日3リットル程度を基準として、最低3日分（できれば7日分以上）の世帯人数分を確保する。

香川県広域水道企業団は、災害時において被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、給水タンク、応急給水袋の確保、応急配管及び応急復旧用資機材等の備蓄増強を図るとともに、必要に応じて浄水器の配備や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努める。

また、老朽管の更新や水道施設の耐震化を促進するとともに、施設の管理図面や台帳等の控えをとり、災害に備え分散して管理する。

3 生活必需品等の備蓄整備

市においては、毛布類等が備蓄されているが、必要な生活必需品の種類と必要量を検討し備蓄に努めるとともに、販売業者と十分協議し、流通在庫の利用等に関して協力を得られるよう努め、物資調達に関する協定により、生活必需品等を供給できる体制を整備する。市民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品を備えるよう努める。

4 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

市は、三観広域消防本部等と協力して災害救助・救命資機材を整備し、備蓄に努める。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）のようなものについては、民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

5 医薬品等の備蓄

市は、市内の医療機関や香川県と協力し、災害時の医療救護活動に必要なとされる医薬品等の備蓄に努める。

[参考資料]

14-1 災害対策用物資の備蓄状況

第8 その他施設等

- 1 市は、香川県と連携し、林野火災における空中消火、被災状況等の情報収集、緊急物資の輸送等の応急対策を行うため、機動性に優れたヘリコプターを活用する。
- 2 市は、災害応急対策に必要な各種資機材について、備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- 3 道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

[参考資料]

9-5 防災資機材保有状況
21-2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
21-4 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
21-5 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
21-6 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

第 1 7 節 防災業務体制整備計画

主な実施担当課：総務部危機管理課

第 1 主旨

この計画では、災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実することを定める。

第 2 職員の体制

- 1 市及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携を図る。
- 2 市は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研究機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、防災業務に有用なスキルを持つ、消防、警察、自衛隊等退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を整えるよう努める。
- 3 市及び防災関係機関は、災害応急対策等に従事する職員の安全の確保に十分配慮するものとする。

第 3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時から連携を強化しておく。また、防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。
- 2 市は、知事と市長とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、市は、香川県への応援要請が迅速に行えるよう、香川県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取りまとめておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- 3 市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- 4 市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の作成に努める。
- 5 市は、近隣市町及び香川県内市町と締結した消防関係応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- 6 市は、大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合、迅速かつ適切な措置のもと、

香川県に支援を要請する。

第4 民間事業者との連携

市は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、市域内の備蓄量について、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

第5 業務体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第6 防災中枢機能等の確保、充実

市及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び非常用電源（自家発電設備等）や非常用通信手段の整備、点検等総合的な防災機能を有する拠点施設の整備に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来すことがないように、非常用電源の運転や公用車両等に必要な燃料供給等について協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保に努めるものとする。

第7 基幹情報システムの機能確保

市は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して香川県は助言を行う。

第8 広域防災活動体制の整備

- 1 市は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。
- 2 市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点と位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第9 複合災害への対応

- 1 市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 2 市及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の災害発

生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性に留意しつつ、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画に定めるよう努めるものとする。

- 3 市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

[参考資料]

- 2-1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部と1市9町消防団との協定
- 2-2 広域消防相互応援協定書
- 2-3 香川県消防相互応援協定
- 2-4 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2-13 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
- 2-14 災害時相互応援に関する協定書（三好市、四国中央市）
- 2-15 災害時における協力に関する協定書
- 2-20 災害時の相互応援に関する協定書（県内8市9町）
- 2-21 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 2-22 災害時支援に関する協定書
- 2-23 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書
- 2-25 災害時の相互応援に関する協定書（滋賀県草津市）
- 2-34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する協力の申し合わせ
- 2-35 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2-38 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2-54 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書
- 2-56 災害発生時における観音寺市と観音寺市内郵便局の協力に関する協定
- 2-57 災害時における協力に関する協定書
- 2-60 災害時における応援業務に関する協定書
- 18-4 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第18節 医療救護体制整備計画

主な実施担当課：香川県、健康福祉部健康増進課

第1 主旨

この計画は、災害及び大規模事故時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、西讃地域災害医療対策会議（以下「災害医療対策会議」という。）と連携し、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保等医療救護体制の整備について定める。

第2 初期医療体制の整備

市は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援等の自主救護体制を確立する。

また、関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害医療対策会議と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。

第3 後方医療体制の整備

市は、香川県及び災害医療対策会議と連携し、救護所における救護班で対応できない負傷者等を收容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

番号	施設名	病床数	班数	所在地	電話番号
1	三豊総合病院 ★☆	462	5	観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366
2	松井病院	253	1	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111
3	香川井下病院	243	1	観音寺市大野原町花稻 818-1	0875-52-2215

- (注) 1 ★は、DMAT指定病院
2 班数は、災害派遣医療チーム（医師、看護師、業務調整員）の編成数
3 ☆は、災害拠点病院
4 班数は、広域救護班（原則として医師1名、看護師3名、補助者2名）の編成数

第4 医薬品等の確保

1 医薬品等の確保体制の確立

市は、災害医療対策会議と協力し、災害時の救護活動に必要な標準的医薬品及び医療資機材等の備蓄、調達、供給、連絡体制を整備する。

2 医療スタッフ等の派遣体制の確立

市は、災害医療対策会議と協力し、災害時において香川県内・管外から派遣される医療スタッフ（医師・看護師等）、薬剤師、災害医療ボランティア等の派遣・受入体制を整備する。

第5 ライフラインの確保

医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

[参考資料]

- 2-40 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2-41 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2-42 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2-43 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 11-1 香川県医療救護計画
- 11-2 災害時の連絡調整体制
- 11-3 (広域)救護病院における災害時医療救護計画策定マニュアル
- 11-4 救急病院一覧
- 11-5 医療機関一覧
- 11-6 標準備蓄医薬品等一覧
- 11-7 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 11-8 災害時の血液の確保系統図
- 11-9 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧
- 11-10 西讃地域災害医療対策会議の活動体制

第 19 節 緊急輸送体制整備計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、建設部建設課

第 1 主旨

災害時の人命救助や生活物資・資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送道路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

指定された緊急輸送道路の管理者は、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策を検討する。

第 2 緊急輸送道路の指定

1 香川県指定緊急輸送道路

香川県では、災害時の緊急輸送活動のために、第 1 次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）、第 2 次輸送確保路線（市役所、町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）及び第 3 次輸送確保路線（第 1 次・第 2 次輸送確保路線を補完する道路）を指定している。

市は、香川県が指定した緊急輸送道路の周知に努めるとともに、市が管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

市においては、次のとおり輸送確保路線が指定されており、優先的に早期復旧が図られることになる。

- (1) 第 1 次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
 - ・ 四国横断自動車道
 - ・ 国道 11 号
 - ・ 県道丸亀詫間豊浜線
- (2) 第 2 次輸送確保路線（市役所、町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
 - ・ 国道 377 号
 - ・ 県道観音寺池田線
 - ・ 県道丸亀詫間豊浜線
 - ・ 県道黒渕本大線
 - ・ 県道観音寺善通寺線
 - ・ 市道駅通り池之尻線
- (3) 第 3 次輸送確保路線（第 1 次・第 2 次輸送確保路線を補完する道路）
 - ・ 県道善通寺大野原線
 - ・ 県道黒渕本大線
 - ・ 県道丸亀詫間豊浜線
 - ・ 市道観音寺大野原豊浜線

2 防災機能強化港

観音寺港は、震災時等の市民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行う。なお、防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ連絡道路は、第 1 次輸送確保路線と同等扱いとする。

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
観音寺港	地方港湾	香川県	観音寺地区	→県道観音寺港線→県道丸亀詫間豊浜線

第3 緊急輸送道路ネットワークの整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市庁舎、観音寺警察署、三観広域消防本部）、輸送拠点（道路、港湾、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資集積拠点（トラックターミナル、農協集荷場、卸売市場等）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。

また、市は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。

第4 民間事業者との連携

- 1 市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- 2 市は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

第5 緊急通行車両の事前届出

- 1 警察は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の事前届出制度を適切に運用する。
- 2 市は、民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

[参考資料]

- 14-4 民間物資拠点一覧
- 16-1 香川県指定緊急輸送路線
- 16-2 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図
- 16-5 緊急通行車両事前届出申請要領
- 16-6 緊急通行車両の標章及び確認証明書

第20節 避難体制整備計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、教育委員会

第1 主旨

この計画は、家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難場所及び避難所、避難路の確保、避難指示基準等の作成を行い、市民に対して周知徹底することを定める。

第2 指定緊急避難場所の指定及び整備

市は、公園、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性に配慮し、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、洪水、津波等の災害種別に応じて、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておく。

市は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。市は、必要に応じて避難場所の開設・開設を自治会、町内会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

第3 指定避難所の指定及び整備

市は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、学校、公民館その他公共施設等を指定避難所として指定する。また、災害の想定等により必要に応じて、

近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定する。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限りより多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

要配慮者の受入れに関しては協定等を結び、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者が円滑な利用を確保するための措置が当該施設に講じられており、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設等を指定するものとする。

避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、通信機器のほか、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備、テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器等の整備を図るとともに、防災行政無線（戸別受信機を含む）等を利用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

また、避難所又はその近傍で、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊出用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、指定避難所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

第4 避難路の選定

避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないこと等を考慮して、地域の実情に応じた避難路を複数ルート選定する。

第5 指定緊急避難場所の明示

市は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるかを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努める。

第6 避難指示基準等の作成

- 1 市は、災害時に適切な避難が行えるよう、避難指示又は緊急安全確保を発令する基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、避難指示又は緊急安全確保を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行う。
- 2 市は、避難指示又は緊急安全確保を発令する際、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- 3 市は、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難支援対策と連動して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難、またすでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を促す災害発生情報の発令基準を設定するよう努める。

第7 避難に関する広報

市は、避難所、避難路、避難方法、避難指示又は緊急安全確保、高齢者等避難及び災害発生情報の意味合い等について、避難所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、市民に周知徹底を図る。

また、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努める。なお、避難指示等については、香川県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、市民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール

配信希望の登録をするよう積極的に呼びかける。

さらに、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問い合わせに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。

居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

第 8 避難計画の作成

市は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画の作成に努めるものとし、当該避難計画には、市が行う高齢者等避難等の発令等の基準、避難場所及び避難所その他避難のために必要な事項を定める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等の安全確保措置を講ずべきことを促すことにも留意する。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所（避難所）の運営について、避難場所（避難所）の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準の作成に努める。

また、令和 2 年度における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における 3 密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策を推進し、県に支援を要請する。

市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準について出前講座等で市民への周知に努める。

さらに、住民の早期の自主避難実現のため、気象情報を注視するとともに、気象警報等や設定された避難基準の考え方、発表方法等について平常時から住民への周知を図る。

第 9 避難所運営マニュアルの作成

市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、避難所を運営するため、あらかじめ、避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第 10 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、

地域の特性を考慮し、避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すよう努める。

第 1 1 要配慮者への対応

市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握のうえ関係者との共有に努めるとともに情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

第 1 2 帰宅困難者への対応

市は、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

第 1 3 児童生徒等への対応

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第 1 4 土砂災害対策

市は、土砂災害警戒区域内や山地災害危険地区に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、必要な事項を住人に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内にあり、市地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

第 1 5 孤立地域への対応

市は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

[参考資料]

- 2－ 5 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－ 6 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－ 7 災害時における避難所に関する協定書
- 2－ 9 災害時における避難所に関する協定書
- 2－10 災害時における避難所に関する協定書
- 2－28 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－29 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－30 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－31 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

- 2-32 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-46 災害時における避難所に関する協定書
- 2-47 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2-48 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2-49 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2-50 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2-51 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2-58 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 2-59 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 6-14 要配慮者利用施設一覧（財田川洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内）
- 17-1 避難情報等発令の状況とタイミング
- 17-2 避難指示等の発令基準
- 17-3 避難指示等の例文
- 17-4 用語の解説
- 18-1 避難施設

第 2 1 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、香川県広域水道企業団

第 1 主旨

この計画は、住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止が起こった場合、被災者への生活支援物資の迅速な供給を行うため、食料、飲料水その他物資の備蓄や調達体制を整備することを定める。

第 2 食料等の確保

市は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が予想されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて食料等の確保目標を設定し、備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等を含めた整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達に努める。

食料については、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結する等して、調達に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第 3 飲料水の確保

香川県広域水道企業団は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水車、給水タンク、浄水器等の給水資機材の整備を推進する。

また、市は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が予想されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等を含めた整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達に努める。

飲料水については、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして調達に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第 4 生活物資の確保

市は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が予想されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等を含めた整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達に努める。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、

主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努める。

第5 市民による備蓄

市は、市民に対して、防災の基本である「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、最低3日分（できれば7日分以上）の食料及び飲料水（一人1日3リットルを基準とする。）を災害時に備え備蓄するよう啓発に努める。

また、避難時に持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても、あわせて準備するよう促す。

第6 物資の集積拠点の指定

市は、地域ごとに、公共施設、広場等を輸送拠点及び集積地として指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。

[参考資料]

- 2-12 災害時における物資等の輸送に関する協定書
- 2-16 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2-17 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2-23 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書
- 2-34 非常災害時の炊き出しに関する協定書
- 2-38 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-53 災害時における米穀の確保と供給等に関する協定書
- 2-61 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-62 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-63 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-64 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-65 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-66 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-67 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 14-1 災害対策用物資の備蓄状況
- 14-2 生活必需物資等の調達方法
- 14-3 緊急物資の備蓄マニュアル
- 14-4 民間物資拠点一覧

第 2 2 節 文教災害予防計画

主な実施担当課：教育委員会

第 1 主旨

この計画では、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒及び幼児（以下「児童生徒等」という。）、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策について定める。

第 2 学校防災マニュアルの作成

教育委員会は、災害発生時の対応、教育活動の再開や避難所としての対応等、学校等の防災体制に関する「防災体制に関する総合的な学校防災マニュアル」の作成を検討する。

学校等において、日ごろの防災訓練や安全指導、防災に関する研修にマニュアルを活用する等、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図られるよう普及・啓発に努める。

1 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、避難所に指定されている学校については、危機管理課と連携し、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

2 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。また、防災に関する計画やマニュアルの作成に努める。

3 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動が取れるよう、実践的な訓練を行う。

4 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

5 学校以外の教育機関の防災対策

学校以外の教育機関においても、迅速かつ適切な対応を図るため、教職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動が取れるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

第3 応急教育の実施

1 事前準備

- (1) 学校長又は園長（以下「学校長等」という。）は、学校等の立地条件等を考慮した上で、災害時の応急的な指導方法等について、適正な計画を立てておく。
- (2) 学校長等は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じる。
 - ア 児童生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童生徒等も参加し、協力する。
 - イ 在校中や休日等の部活動等、児童生徒等が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。

また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう指導徹底を図る。
 - ウ 教育委員会、観音寺警察署、三観広域消防本部、観音寺市消防団及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - エ 勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
 - オ 児童生徒等の安全確保を図るため、保健室の資機材を充実するよう努める。また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

2 災害時の体制

- (1) 学校長等は、児童生徒等が在校中や休日等の部活動等、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童生徒等を校内に保護し、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童生徒等を帰宅させる。
- (2) 学校長等は、災害の規模及び児童生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。
- (3) 学校長等は、状況に応じ、教育委員会と協議の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長等は、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校等が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図る。

3 災害復旧時の体制

- (1) 学校長等は、教職員を掌握するとともに、児童生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会及び学校長等は、連絡網を確立し、指示事項伝達の徹底を図る。
- (3) 学校長等は、児童生徒等を保護し、指導する。

指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。
- (4) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- (5) 他の地区に避難した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問する等して、前記（3）に準じた指導を行うように努める。

- (6) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会と協議の上、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- (7) 学校長等は、教育委員会と緊密な連携を図り、災害の推移を把握し、できる限り早期に平常授業に戻すよう努める。
- (8) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署を定め、関係機関に周知しておく。

第 4 文教施設・設備の点検、整備

教育委員会は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

第 5 文化財の保護

教育委員会は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、防火水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第23節 ボランティア活動環境整備計画

主な実施担当課：市民部地域支援課・市民課、観音寺市社会福祉協議会

第1 主旨

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、近年の大規模災害においては、行政や防災関係機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。大規模な災害ほど、地域住民とともにボランティアが活躍することが期待されている。

このため、この計画では、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関連団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備等活動環境を整備することを定める。

第2 協力体制の確立

市は、香川県社会福祉協議会、観音寺市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう協力体制の確立に努める。

また、地域における的確なボランティア活動の展開を図るため、ボランティア活動者の育成、ボランティアの組織化、ボランティアリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催等により、体制づくりを推進する。

第3 ボランティア活動の啓発等

市は、関係団体と連携し、ボランティア活動への市民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、香川県社会福祉協議会、観音寺市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

第4 防災ボランティアの登録等

市及び日本赤十字社は、日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第24節 要配慮者対策計画

主な実施担当課：香川県、健康福祉部、政策部秘書課、総務部危機管理課

第1 主旨

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、外国人その他の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

第2 社会福祉施設等入所者の対策

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。

また、災害対策に関する具体的な計画概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。

1 連携体制の整備

市は、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。

また、社会福祉施設等の所有者又は管理者は、災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や香川県、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の入所者等の大半については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他のいわゆる「要配慮者」であることから、施設の管理者は、定期的に施設・設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努め、土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講ずる。

また、スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努める。

さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図る。

災害時の避難等で防災関係機関等の支援を受ける場合を想定し、入所者のプライバシーに配慮しつつ、防災関係機関等の支援が円滑かつ的確に実施されるよう取り組みを推進する。

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。

3 防災組織の整備

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備し、施設職員の任務分担、動員計画体制、非常参集体制、緊急連絡体制等の整備に努める。

また、平常時から関係機関、近隣施設並びに地域住民、自主防災組織等との連携を図り、

災害時に利用者の実態に応じた協力が得られるよう、体制づくりに努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、施設の利用者や職員等に対して避難経路及び避難場所等の基礎的な知識や基本的な防災行動がとれるよう防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた適切な行動が取れるよう、災害時における避難計画を作成し、定期的に防災訓練を実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間や地域の特性を配慮した防災訓練等についても実施する。

5 防災備品の整備

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、生活必需品、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電設備等の整備に努める。

第3 避難行動要支援者の対策

1 防災基盤の整備

市は、地域の実情に応じた避難行動要支援者支援対策を推進するため、香川県から情報提供等の支援を受け、避難行動要支援者支援プランにおける全体計画及び避難行動要支援者名簿を整備、更新するとともに、地域と連携して個別避難計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な援護を行うものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

2 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

3 避難誘導・救出・救護体制の確立

市は、要配慮者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員・児童委員等福祉関係者との連携強化による要配慮者の実態把握に努め、地域住民、自主防災組織、観音寺警察署等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

その際、市は、要配慮者のプライバシーに配慮するとともに、関係者との実効性のある連携ができるよう、地域の要配慮者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

また、市は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、市民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図る。

さらに、災害時における一人暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努める。

4 的確な情報伝達活動

市は、要配慮者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達等、多様な伝達手段の整備に努める。

また、要配慮者が避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報基盤の整備並びに情報機器の整備に努める。

5 福祉避難所の選定

市は、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡大及び設置・運営マニュアルの作成に努める。

また、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

6 難病患者の対策

市は、難病患者への対応のため、香川県と情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

7 在宅の避難行動要支援者の対策

市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、市は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。

第4 外国人等に対する防災対策

1 防災知識の普及・啓発

(1) 市は、外国語による防災に関するパンフレット等を作成し配布するとともに、各種機関で入手できるようにする等、防災知識の普及啓発に努める。

(2) 市は、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

2 避難施設案内板の外国語併記等の推進

市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボリ化や外国語の併記等を図るよう努める。

第5 旅行者に対する防災対策

市は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

第6 要配慮者支援の基礎づくり

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 支援体制の整備

災害時の要配慮者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治会、福祉ボランティア団体等を中心に構成される組織（以下「支援組織」という。）の整備と活動推進を図る。

(2) 平常時の活動

支援組織は、平常時に次のような活動を実施する。

- ア 要配慮者に関する情報の収集と管理（避難行動要支援者名簿の作成）
- イ 災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり
- ウ 防災マップに関する情報の収集と管理
- エ 要配慮者が居住する住宅の防災対策支援

(3) 災害発生時の活動

支援組織は、災害発生後に要配慮者を支援する者（以下「構成員」という。）と連携し、各要配慮者の安否確認を行うほか、次のような活動を実施する。

なお、安否確認等が円滑に行われるためには、平常時から構成員同士が連絡を密にし、災害発生時の対応について打合せ等を行うことが不可欠である。

- ア 支援組織は、地域の要配慮者の安否確認等集約を行うとともに、市からの問合せ等に対応する。
- イ 支援組織は、必要に応じて要配慮者の避難所等への誘導、搬送の対応を行う。

(4) 地域内防災環境の点検・調査

災害発生時の混乱の中、避難・誘導は非常に困難を極めることが予想される。避難・誘導を円滑に行うには、支援組織が中心になり、避難所の周辺及び避難路について、目標物や危険物等を点検・調査し、改善していく取り組みが必要である。

併せて、調査した内容を記載した防災マップを作成する必要がある。

2 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 避難行動要支援者情報の収集

要配慮者のうち、自力避難が困難かつ家族等の避難支援者のいない避難行動要支援者情報の収集に当たっては、市、民生委員・児童委員・社会福祉協議会等の関係部局が把握している情報を集約する。その際、要介護状態区分や障害種別、障害等級を把握する。

また、難病患者等に係る情報等、市が把握していない情報の取得が必要な場合、市は香川県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

(2) 避難行動要支援者名簿の整備手順

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者で、要介護状態区分・障害等級等の要件を満たす者を対象とする。

なお、要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

(3) 登載する情報

登載する主な情報は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日

- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の取扱い

作成された避難行動要支援者名簿は、福祉担当部局で原本を保管し、居住する地域の避難支援等関係者に提供する。（ただし、本人の同意が得られない場合はこの限りではない。（発災時を除く））

当初の避難行動要支援者名簿配備後、登載された情報については適宜更新を行い、関係者間で共有するものとする。

また、避難行動要支援者に対しては、市担当部局が本人に郵送や個別訪問を行い、平常時から名簿情報を支援等関係者に提供することを説明し、申請書にて意思確認を行うものとする。

(5) 個人情報の厳格な管理

避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者についての個人情報が登載されており、管理に当たっては、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施錠可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等、個人情報保護条例等の法令を遵守した管理方法を講じ、避難行動要支援者のプライバシー保護に十分留意する。

(6) 円滑な避難のための通知等の配慮

市は、避難情報発令の判断基準に基づき、災害時において適時適切に発令し、避難行動要支援者が円滑に避難できるようにしなければならない。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進することができるよう情報伝達について特に配慮する。

(7) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

また、市は避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

3 支援体制（各部局、関係機関の役割分担）

平常時には、社会福祉協議会等関係団体と市が連携し、要配慮者に対する必要な情報伝達・避難支援等の体制整備を図る。

災害時には、災害対策本部との連携のもと、要配慮者に対する支援体制を整備するとともに消防団、自主防災組織等への情報伝達網を整備する。

また、避難行動要支援者名簿に記載された情報によっては、被災時に医療や福祉施設等関係機関との連携を図ることが必要になることから、それらの機関・団体と情報伝達のシステム整備を進める。

[参考資料]

- 2－ 5 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－ 6 災害時における応急対応業務の実施に関する協定書
- 2－ 9 災害時における避難所に関する協定書
- 2－28 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－29 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－30 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－31 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－32 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する協力の申し合わせ
- 2－58 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 2－59 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 6－14 要配慮者利用施設一覧（財田川洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内）

第25節 防災訓練実施計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部、防災関係機関

第1 主旨

市は、災害対策活動の習熟、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種の防災訓練を定期的、継続的に実施する。

また、市民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得する。

なお、市及び防災関係機関は、訓練終了後に評価を行い、防災対策の課題等を明らかにし、必要に応じて防災対策の改善等を行う。

第2 総合防災訓練

1 市総合防災訓練

市は、大規模な災害の発生を想定して防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、併せて市民の防災意識を高めることを目的として、関係機関と市民、自主防災組織その他の団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、総合的な訓練を実施する。

主な訓練項目

- (1) 動員及び災害対策本部設置、運営
- (2) 交通規制及び交通整理
- (3) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置運営
- (4) 救出・救助、救護・応急医療
- (5) 各種火災消火
- (6) 道路復旧、障害物除去
- (7) 緊急物資輸送
- (8) 災害情報の収集伝達
- (9) 流出油防除
- (10) ライフライン復旧
- (11) その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施

2 災害対策本部設置運営訓練

市は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を実施する。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練（ロールプレイング）

市は、初動体制の確立を目指して、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、災害対策本部及び各部各班を運営する職員の災害対応能力の向上及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講ずるため、図上訓練を実施する。

第3 個別防災訓練

1 水防訓練

市は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を予想し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施する。

訓練項目

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- (3) 輸送（資機材、人員）
- (4) 工法（各水防工法）
- (5) 樋門、角落しの操作
- (6) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

2 消防訓練

市及び三観広域消防本部は、防火管理の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防衛技術、救助等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を実施する。

3 避難、救助救護訓練

市、三観広域消防本部及びその他の関係機関は、避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図るため、訓練を実施する。また、医療関係機関等と連携し、※トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

さらに、要配慮者を対象として避難訓練シミュレーションや移送訓練等により迅速かつ安全な避難誘導體制の確立を図る。

なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対して、児童生徒等・利用者等の人命を保護するため、その施設の整備を図り、避難訓練を随時実施するよう指導する。

※トリアージ：多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術

4 非常通信連絡訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからず被害が生じることが考えられる。市及び防災関係機関は、このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、各無線局が参加して各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を定期的に行う。

5 災害情報連絡訓練

災害時において市（災害対策本部）と市の出先機関との災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

特に、有線通信系の途絶又は利用が困難となることを想定し、実践的な訓練を行う。

6 非常参集訓練

市は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、動員配備計画に基づき職員の参集訓練を実施する。

7 事故災害訓練

突発的な海難事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関連団体等が連携した防災訓練を実施する。

8 土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、香川県、市、防災関係機関及び地域住民が一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

9 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、市及び三観広域消防本部の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。

第26節 防災知識等普及計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

大規模災害時には市及び防災関係機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人ひとりが、「自らの命は自らが守る」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、初期消火や近隣の負傷者、要配慮者を助けること、避難場所及び避難所での活動、あるいは市等が行う防災活動への協力等、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うため、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行うとともに、市民をあげての取り組みが重要であり、市民防災運動として、自主防災組織の結成促進と活動の活性化を図り、防災関係機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、公民館等の社会教育施設を活用するなど市民に防災思想、防災知識等を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る。

第2 防災思想の普及

「自らの命は自らが守る」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障がい者その他の要配慮者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは香川県、市等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第3 職員に対する防災研修

市及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を実施する。なお、研修内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 災害に関する基礎知識、本市における災害発生状況
- 2 地域防災計画等の概要
- 3 災害が予想される、又は発生したときに、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担）
- 4 その他災害対策上必要な事項

第4 市民に対する普及啓発

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。また、市民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間ははじめとした防災関連行事等を通じ、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行うものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日まで）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

（啓発内容）

- 1 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- 2 注意報・警報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- 3 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- 4 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- 5 避難指示等の意味や内容、発令時にとるべき行動
- 6 避難所、避難路、避難所での行動など避難に関する知識
- 7 最低3日分（できれば7日以上）の食料、飲料水の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- 8 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- 9 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 10 飼い主による家庭動物（ペット）との同行避難や避難所での飼育についての準備
- 11 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- 12 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- 13 被災体験の伝承
被災体験を被災者だけにとどめず、市民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。
- 14 正確な情報を入手する方法
- 15 防災関係機関が講ずる災害応急対策等

第5 学校における防災教育

1 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災マニュアル等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応

急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

2 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理等を盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取り組みを推進する。

3 避難訓練等の実施

大規模災害を想定した避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、実施に当たっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらう等避難訓練方法の工夫を行う。

第6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

第7 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取り組みが困難な場合は、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

市及び県、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。市及び商工会・商工会議所は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、市及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促

進が図られるよう施策を検討するものとする。

第 8 災害情報の提供等

市は、災害状況を記録し、公表する。

市は、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を市民に提供する。また、災害予測を示した地図（ハザードマップ等）を作成し、市民に周知する。

第 9 災害教訓の伝承

市民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

[参考資料]

- 5－ 1 過去における主な風水害等一覧
- 5－ 2 過去における主な地震一覧
- 5－ 3 過去における主な林野火災一覧
- 5－ 4 過去における主な事故一覧

第 2 7 節 自主防災組織育成計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、三観広域消防本部、消防団

第 1 主旨

災害対策は、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減が図れることを強く認識して、その対策への取り組みを推進する必要がある、市民一人ひとりが自分達の安全はまず自分達で守るということを認識し、行動する必要がある。

大規模な災害になればなるほど、被害が同時に多数の地域で発生するため、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れ、阻害されることが予想される。

このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、市民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが非常に効果的である。

このため市は、災害時に三観広域消防本部及び消防団の活動と相まって地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、地域ごとに、住民の連帯感のもとに自主防災組織づくりを進めるとともに、育成強化を図ることを定める。

第 2 災害時の役割分担

1 市民の役割（自助）

「自らの命は自らが守る」といった考え方にに基づき、市民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）

2 地域の役割（共助）

地域連携による防災活動をいい、市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。（自治組織や民間組織が、市民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）

3 行政の役割（公助）

行政が実施主体となる防災対策で、災害に強いまちづくりを実現する活動をいう。

第 3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、市は次の項目によりだれもが理解できる活動マニュアルを作成し、指導する。

1 平常時の活動

(1) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及

ア 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認

イ 災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の方法等の確認

ウ 避難指示等の発令等の基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議

エ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の市民への周知

オ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備

カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民が取るべき行動につい

て、災害発生時、避難途中、避難場所及び避難所等における行動基準の作成及び周知

キ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

- (2) 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- (3) 初期消火、救出・救助用の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検及び備蓄
- (4) 家庭及び地域における防災点検の実施
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- (6) 地域における高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者の把握

2 災害時の活動

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止、初期消火の実施
- (3) 高齢者や障がい者その他の避難行動要支援者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施
- (4) 避難誘導、避難支援等
- (5) 救出救護の実施
- (6) 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等
- (7) 給食、給水、炊き出しの実施及び協力

第4 自主防災組織の育成支援等

市は、地域住民に対して積極的に指導助言し、自主防災組織の結成及び育成の推進を図る。

また、自主防災組織が災害時に多様な活動を円滑に推進するために、高齢者や障がい者その他の避難行動要支援者や女性の参画の促進に努める。

1 組織の配置・規模

- (1) 既存の町内会、自治会等をはじめ各種防火団体、女性団体、青年団体、学校区単位等を基本として、市民が無理なく活動できる規模で設置する。
- (2) 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。
- (3) 看護師など市域内の専門家や経験者の参加も求める。
- (4) 市民が自主的、積極的にその組織に参加し、防災活動等を行うために、市民が参加しているコミュニティ組織を自主防災組織として育成する。
- (5) 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

2 組織活動の促進と指導援助

市は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努めるものとし、香川県に支援を要請する。

また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

3 事業所との連携強化

市は、地域住民とその地域に所在する事業所とが連携することにより効果的な防災対策が期待できる地域について、その連携の橋渡しを行う。

4 自主防災連合組織の形成

市は、自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織相互の救援・救護活動の協力体制及び組織活動の充実に向け、自主防災連合組織の構築を促進する。

第5 事業所の自衛消防組織等

1 組織活動の促進

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。

また、来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努める。

2 地域住民との連携強化

事業所等は、市及び香川県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することやその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める。

また、災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努める。

第6 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されている。

このため市は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

第7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

[参考資料]

22-6 自主防災組織の現況

第28節 被災動物（ペット）の救護体制整備計画

主な実施担当課：香川県、市民部生活環境課、経済部農林水産課

第1 主旨

災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物（ペット、以下ペットの表記を削除する）や飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

市は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適正な飼養管理や、保護収容、治療に関して、香川県及び各関係機関、香川県獣医師会、動物愛護団体と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を確立することを定める。

第2 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習慣等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに戻すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

第3 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時に直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

第4 避難所における動物の適正飼養対策

1 行政の役割

市は、香川県と協力し、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導・助言を行い、環境衛生の維持に努める。

避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

2 飼い主の役割

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が苦手な避難者へ配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、協働で飼養するよう努める。

第5 被災動物救護活動対策

市は、香川県とともに、市民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

第 2 9 節 帰宅困難者対策計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、経済部商工観光課

第 1 主旨

通勤・通学、出張、買物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となる、又は移動の途中で目的地に到着することが困難となることが予測される。

このため、この計画では、帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策について定める。

第 2 帰宅困難者に対する防災対策

1 防災知識の普及・啓発

(1) 市民への啓発

市は、市民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

(2) 事業所等への啓発

市は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・飲料水・毛布等の備蓄の推進等について必要な啓発を図る。

2 避難所の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法を定め、避難所の運営体制の整備に努める。特に、JR 観音寺駅の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

3 情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設・防災拠点施設等における張り紙や報道機関による報道など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

4 安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

5 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市は、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を関係事業所や団体等と締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制の整備に努める。

第3 帰宅困難者となる観光客等への対策

1 避難誘導

市は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難場所等についての周知を行うよう努める。

2 観光地における帰宅困難者への支援

市は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などを定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

3 宿泊者への避難誘導

市は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みの促進を図る。

第30節 地域の孤立対策計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、市民部各支所

第1 主旨

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立するおそれのある地域については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、市及び香川県、防災関係機関等が一体となった取り組みを推進することにより、地域住民の安全確保を図ることを定める。

第2 孤立地域対策

1 孤立のおそれのある地域の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地域について、事前の把握に努める。

(1) 道路状況

- ア 地域につながる道路等において迂回路がない。
- イ 地域につながる道路等において冠水、落石、崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の危険性が高い。
- ウ 地域につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の危険性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の危険性が高い。

(2) 通信手段

- ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する危険性が高い。
- イ 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。

(3) 離島

伊吹島には支所が設置されているが、台風等の気象災害時には常に孤立の危険性が高い。

2 市の応急対策

- (1) 市は、大規模な災害により、孤立した地域が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、香川県に被災状況や孤立等に関する情報を速やかに提供するとともに、孤立状態の解消に努める。
- (2) 市は、孤立状態にある地域において避難所を開設し、飲料水、食料、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- (3) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

3 道路管理者

災害時応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

第3 孤立の未然防止対策

孤立を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、以下の事項に留意して対策に取り組む。

また、孤立対策に必要な施策を適切に推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

1 市

- (1) 孤立のおそれのある地域においては、地域の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報提供体制の整備を検討する。また、自主防災組織を育成・強化し、地域内の防災力の向上に努める。
- (2) 地域内に学校や駐在所等の公共的機関、防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について確認するとともに、災害時における活用についても調整する。
- (3) 市は、孤立のおそれのある地域の災害情報連絡員に通信機器を配備しておく等、連絡手段の多様化を検討する。
- (4) 孤立のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

2 道路管理者

孤立のおそれのある地域については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、香川県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

[参考資料]

- 2-6 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書
- 2-24 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、必要な職員を配備する。また、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を確立する。なお、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

災害対策活動においては、発生した災害に対して特別の組織を編成する。各職員は、各自の役割を十分に理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておく。

1 関係法律との関係

災害対策基本法第10条に定められたとおり、他の法律に特別の定めがある場合を除き、当該法律に基づいて処理する。なお、災害応急対策を総合的かつ計画的に処理するため、この計画に基づいてその運用を図る。

2 相互協力

災害対策基本法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）等の規定を通じて相互に協力する責務がある。

この計画の運用に当たっても、関係機関はもとより公共的団体及び住民個人を含め相互協力の下に処理するものとし、関係機関及び関係者は確実に各々に課せられた責務を果たすこととする。

第2 災害の規模に応じ特別の組織又は体制をとる機関

1 観音寺市防災会議

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき設置されるものであり、市長を会長として観音寺市防災会議条例第3条第5項に規定する委員で構成し、地域防災計画の作成及び実施の推進、防災に関する重要事項の審議等の活動を行う。

2 観音寺市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき設置されるものであり、市長を本部長として市職員又は三観広域消防職員等で構成し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等の活動を行う。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

3 観音寺市水防本部

観音寺市水防計画に基づき、水防法第10条第1項に基づく気象状況の通知があった時から洪水又は高潮の危険が解消するまでの間、必要と認めるときに設置され、水防に関する事務を処理する。なお、水防本部は、災害対策本部が設置された場合、災害対策本部に統轄される。

第3 災害対策本部

1 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、災害種別に次の基準によって設置する。

(1) 大雨、洪水、暴風、高潮

ア 大雨警報及び他の警報が併せて発表され、重大な災害の発生が予想されるとき。

イ 指定河川の水位が氾濫注意水位を超え、さらに水位上昇により大規模な被害の発生が予想されるとき。

ウ 国及び香川県より水防警報（出動）が発表され、災害の発生が予想されるとき。

エ その他重大な災害の発生が予想され、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。

(2) 土砂災害

大雨、洪水警報及び他の警報が併せて発表され、重大な土砂災害の発生が予想されるとき。

(3) 大規模火災災害

市内の延焼が拡大し、重大な災害になることが予想され、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。

(4) 林野火災災害

山林の延焼が拡大し、重大な災害になることが予想され、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。

(5) 危険物災害等

人的被害が拡大するおそれがあり、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。

※ (1) 及び (2) の自然災害の場合、「市内に重大な災害が発生し、市全体で対処が必要と災害対策本部長が認めるとき」に全員配備体制（第3次配備）をとる。

また、(3) から (5) のその他災害の場合、「重大な災害に発展し、市全体で対処が必要と災害対策本部長が認めるとき」に全員配備体制（第3次配備）をとる。

2 災害対策本部室の設置場所

設置場所は、本庁舎とする。被害状況により、本庁舎に設置できない場合、中央図書館又は保健センターに設置する。

3 災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織は次のとおりとする。

(1) 本部長（本部統括責任者）

災害対策本部は、本部長（本部統括責任者）が招集する。

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。本部長は市長とする。

(2) 副本部長

副本部長（副市長及び総務部長）は、本部長を補佐し、本部長不在及び連絡が取れない場合は、その職務を代理する。意思決定順位は次のとおりとする。

意思決定順位 第1位 副市長

第2位 総務部長

※本部長、副本部長ともに連絡が取れない場合、災害対策本部を所管する総務部危機管理課において、職務権限規程に基づいた職員がその職務を代理するものとし、体制を確立し活動を開始する。

(3) 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

イ 本部員は、教育長、政策部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、議会事務局長をもって充てる。

(4) 本部会議

ア 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じて本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

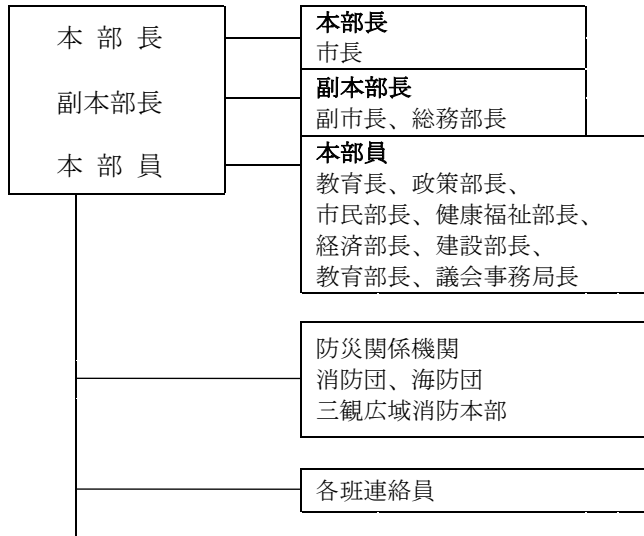
ウ 本部会議には、必要に応じて、防災関係機関の出席を求めることができる。

エ 本部会議の主要な協議事項は次のとおりとする。

- ・本部の動員配備体制に関すること。
- ・重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ・各部各班に対する災害対策の指示等に関すること。
- ・香川県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
- ・その他重要な災害対策に関すること。

4 災害対策本部の組織図

本部会議



部名	班名	課名
政策部	動員班	企画課
	情報班	
	動員班	ふるさと活力創 生課
	広報班	秘書課
総務部	総務調整班	危機管理課
	情報班	
	避難所班	総務課
	応援班	税務課
市民部	地域支援班	地域支援課
	市民班	市民課
	生活環境班	生活環境課
	応援班	
	応援班	人権課
	支所班	大野原支所
豊浜支所		
伊吹支所		
健康 福祉部	福祉班	社会福祉課
	高齢介護班	高齢介護課
	支援班	子育て支援課
		こども未来課
	健康増進班	健康増進課
経済部	農林水産班	農林水産課
	応援班	地籍調査課
	商工観光班	商工観光課
建設部	建設班	建設課
	都市整備班	都市整備課

部名	班名	課名
建設部	下水道班	下水道課
会計 管理者	応援班	会計課
教育部	総務班	教育総務課
	学校教育班	学校教育課
	応援班	
	文化振興班	文化振興課
	応援班	
	図書館班	図書館
	応援班	市民スポーツ課
市民スポーツ班		
応援班	学校給食課	
その他 事務局	議会事務局班	議会事務局
	応援班	
	応援班	選挙管理委員会事務局
	応援班	監査委員事務局
	応援班	農業委員会事務局

5 災害対策本部の解散基準

本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

災害対策本部解散通知については、第5-2の設置通知に準じて処理する。

第4 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- 1 庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検実施（通信機器⇒香川県防災情報システム、防災行政無線、電話、FAX）
- 2 来庁者、庁舎内にいる市民及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導
- 3 停電の場合、自家用発電機による通信機器、本部室等最低限の機能確保を実施
故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡
- 4 本部長の判断により、本庁舎に災害対策本部が設置できない場合は、中央図書館又は保健センターに設置
- 5 本部室にテレビ、ラジオを準備し、報道機関からの情報確保の体制整備
- 6 本部室に市内の地図、広域地図、災害状況掲示板等を準備
- 7 応急対策に従事する者の食料の調達及び宿泊場所の確保を実施

第5 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の組織編成

(1) 本部長（市長）

本部長は、災害対策本部を総括する。

(2) 副本部長（副市長、総務部長）

副本部長は、本部長を補佐する。

(3) 本部会議

応急対策等、的確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項等を決定する対策本部会議を設置する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、本部長が統轄する。その庶務は総務調整班（危機管理課）が担当する。

2 災害対策本部設置通知

災害対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、香川県、防災関係機関、近隣市町等にその旨を通知するものとする。

3 災害対策本部の実施する事務

- (1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害救助に関すること。
- (3) 災害時の衛生対策に関すること。
- (4) 災害応急復旧に関すること。
- (5) 水防その他緊急措置に関すること。

- (6) 災害時の教育対策に関すること。
- (7) 災害時の輸送対策に関すること。
- (8) その他災害予防及び災害応急対策に関すること。

第6 現地災害対策本部の設置

特に激甚な災害が発生した地区がある場合、支所の管轄区域を単位として必要に応じて現地災害対策本部を設置し、集中的な応急対策活動を行う。設置の判断及び職員の配備については、本部長が決定する。

第7 地域ごとの各組織との連携

- 1 災害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救出
- 2 火災発生時における初期消火活動
- 3 避難指示・緊急安全確保等による避難の際の避難誘導、避難者確認
- 4 避難行動要支援者の保護、安全確保及び生活支援
- 5 避難所の運営
- 6 その他必要な活動

第8 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

また、市や香川県から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合は、協力する。

[参考資料]

- 3- 1 観音寺市災害対策（水防）本部組織図
- 3- 5 観音寺市災害対策（水防）本部設置通知の方法

第2節 職員の動員配備計画

主な実施担当課：総務部危機管理課

第1 主旨

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害の種別と状況に応じて、職員の配備体制及び動員体制をとることを定める。

第2 災害種別の配備基準

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害種別により、配置を決定する。

1 気象災害（大雨、洪水、暴風、高潮）、土砂災害

配備区分	気象災害（大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害）の発生時	
第1次配備準備体制	第1次配備の基準 ※状況に応じて水防(災害対策)本部を設置 (1) 台風が市を通過することが確実とされたとき。 (2) 大雨、洪水、高潮警報が発表されたとき、又は、台風の接近に伴う暴風警報が発表されたとき。 (3) 国及び香川県より水防警報(準備)が発表され、災害の発生が予想される時。 (4) その他災害の発生が予想され、水防(災害対策)本部長が設置の必要を認めるとき。	
	本 庁	支 所
	①本部長（市長）が指示する。 ②総務部長を事務総括として、以下の職員の適正配備を行う。 ・危機管理課の職員 ・総務課の職員 ・企画課の職員 ・ふるさと活力創生課の職員 ・秘書課の職員 ・農林水産課の職員 ・建設課の職員 ・都市整備課の職員 ・下水道課の職員	①本部長（市長）が指示する。 ②支所長を事務総括として、総務部長と連絡、協議の上、以下の職員の適正配備を行う。 ・支所の職員
第1次配備	本部会議開催の後、本部長（市長）が指示する。	
	・各課の動員計画の1班の職員	・支所の1班の職員 ・本庁からの動員は、応援班の1班の職員をもって充てる。

<p>配備区分</p>	<p>気象災害（大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害）の発生時</p>		
<p>第2次配備</p>	<p>第2次配備の基準 (1) 大雨警報及び他の警報が併せて発表され、重大な災害の発生が予想されるとき。 (2) 指定河川の水位が氾濫注意水位を超え、さらに水位上昇により大規模な被害の発生が予想されるとき。 (3) 国及び香川県より水防警報（出動）が発表され、災害の発生が予想されるとき。 (4) その他重大な災害の発生が予想され、水防本部長が設置の必要を認めるとき。</p>		
	<p>本 庁</p>	<p>支 所</p>	
	<p>①本部長（市長）が指示する。 ②総務部長を事務総括として、以下の職員の配備を行う。 ・危機管理課の職員 ・総務課の職員 ・企画課の職員 ・ふるさと活力創生課の職員 ・秘書課の職員 ・農林水産課の職員 ・建設課の職員 ・都市整備課の職員 ・下水道課の職員 ・各課の動員計画の1班の職員</p>	<p>①本部長（市長）が指示する。 ②支所長を事務総括として、総務部長と連絡、協議の上、以下の職員の適正配備を行う。 ・支所の1班の職員 ・本庁からの動員は、応援班の1班の職員をもって充てる。</p>	
	<p style="text-align: center;">災害時の状況に応じて水防（災害対策）本部を設置</p> <p style="text-align: center;">本部会議開催の後、本部長（市長）が指示する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・各課の動員計画の2班の職員 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・支所の2班の職員 ・本庁からの動員は、応援班の2班の職員をもって充てる。 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・各課の動員計画の2班の職員
<ul style="list-style-type: none"> ・各課の動員計画の2班の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・支所の2班の職員 ・本庁からの動員は、応援班の2班の職員をもって充てる。 		
<p>第3次配備</p>	<p>第3次配備の基準 市内に重大な災害が発生し、市全体で対処が必要と水防（災害対策）本部長が認めるとき。</p>		
	<p>本 庁</p>	<p>支 所</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員の配備 ・[水防（災害対策）本部の設置] ※勤務時間外の場合は、自主登庁 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員の配備 ・[水防（災害対策）本部の設置] ※勤務時間外の場合は、自主登庁 	

2 その他災害（大規模火災、林野火災、危険物災害等）

配備区分	その他災害（大規模火災、林野火災、危険物災害等）の発生時	
第1次配備準備体制	第1次配備の基準 (1) 市内に火災が発生し延焼のおそれがあり、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。 (2) 山林に火災が発生し延焼のおそれがあり、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。 (3) 危険物等による災害が発生し、被害の拡大が予想され、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。	
	本 庁	支 所
	①本部長（市長）が指示する。 ②総務部長を事務総括として、以下の職員の適正配備を行う。 ・危機管理課の職員 ・総務課の職員 ・企画課の職員 ・ふるさと活力創生課の職員 ・秘書課の職員 ・農林水産課の職員 ・建設課の職員 ・都市整備課の職員 ・下水道課の職員	①本部長（市長）が指示する。 ②支所長を事務総括として、総務部長と連絡、協議の上、以下の職員の適正配備を行う。 ・支所の職員
第1次配備	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">災害の状況に応じて災害対策本部を設置</div> 本部会議開催の後、本部長（市長）が指示する。 ・各課の動員計画の1班の職員 ・支所の1班の職員 ・本庁からの動員は、応援班の1班の職員をもって充てる。	
第2次配備	第2次配備の基準 (1) 市内の延焼が拡大し、重大な災害になることが予想され、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。 (2) 山林の延焼が拡大し、重大な災害になることが予想され、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。 (3) 人的被害が拡大するおそれがあり、災害対策本部長が設置の必要を認めるとき。	
	本 庁	支 所
	①本部長（市長）が指示する。 ②総務部長を事務総括として、以下の職員の適正配備を行う。 ・危機管理課の職員 ・総務課の職員 ・企画課の職員 ・ふるさと活力創生課の職員 ・秘書課の職員 ・農林水産課の職員 ・建設課の職員 ・都市整備課の職員	①本部長（市長）が指示する。 ②支所長を事務総括として、総務部長と連絡、協議の上、以下の職員の適正配備を行う。 ・支所の1班の職員 ・本庁からの動員は、応援班の1班の職員をもって充てる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道課の職員 ・各課の動員計画の1班の職員 	
第2次配備	<p style="text-align: center;">災害時の状況に応じて災害対策本部を設置</p> <p style="text-align: center;">本部会議開催の後、本部長（市長）が指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課の動員計画の2班の職員 ・支所の2班の職員 ・本庁からの動員は、応援班の2班の職員をもって充てる。 	
第3次配備	第3次配備の基準	
	重大な災害に発展し、市全体で対処が必要と災害対策本部長が認めるとき。	
	本 庁	支 所
	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員の配備 ・[災害対策本部の設置] ※勤務時間外の場合は、自主登庁 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員の配備 ・[災害対策本部の設置] ※勤務時間外の場合は、自主登庁

第3 動員体制

災害対策（水防）本部の動員体制を示す。なお、部門別の各班体制は、「参考資料3-4 観音寺市災害対策（水防）本部動員体制」の動員体制表を参照すること。

1 災害対策本部の動員体制基準

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長 (本部統括責任者)	市長
副 本 部 長	副市長、総務部長
本 部 員	教育長、政策部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、議会事務局長
防災関係機関	三観広域消防本部、消防団、海防団
総 括 担 当	危機管理課
参 集 場 所	本庁舎

2 運用における留意点

- (1) 本庁以外の施設勤務者は待機配置と同時にそれぞれの勤務場所において情報収集、伝達と警備に当たること。
- (2) 応援班以外の他班への応援協力については、本部長からの指示伝達による。
- (3) 本部長は、災害の状況及び災害応急対策の推移により、大野原地区及び豊浜地区での対策活動の必要が生じたときは、各対策班に所属する職員を可能な限り支所に応援させるものとし、支所班長は支所において動員可能職員数を把握しておくこと。
また、本部長は、支所において動員可能職員数が不足している場合は、他班から可能な限り応援させる。
- (4) 災害対策本部設置後における防災関係の呼称電話は個人の「名指し」はせず、全て対策本部と呼称すること。
(例「〇〇から対策本部」「はい対策本部です」)

第4 職員の服務

1 全ての職員は、災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。

- (1) 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
- (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
- (4) 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡をとり常に所在を明らかにすること。
- (5) 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないように留意すること。

2 勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。

- (1) 職員は、定められた災害時における自主参集基準、配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
- (2) 職員は、作業しやすい服装で参集すること。
- (3) 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちに本部及び最寄りの支所に連絡すること。
- (4) 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。
- (5) 支所へは、あらかじめ定められた職員が参集することとするが、あらかじめ定められた場所への参集が困難な場合は、近くの庁舎へ参集し、各場所において、初動活動の支援を実施し、本部からの指示により、各自の配備場所へ移動すること。

第5 動員配備の伝達

1 勤務時間内

勤務時間内において、配備に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危機管理課が庁内放送等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。なお、庁内放送が利用できない場合は、危機管理課員の※使送により各本部員へ連絡する。

※使送：文章を職員により直接相手方に送り届けること

2 休日又は退庁後等勤務時間外

勤務時間外において、動員体制をとる場合は、課別動員体制に基づき職員へ電話、電子メール等で指示を行う。

なお、職員は通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害（第3次配備相当）を覚知した際には自主的に参集する。

【勤務時間内及び勤務時間外の災害発生時の対応】

	対応の内容
勤務時間内の対応	本部長（市長）の指示に従う。
勤務時間外の対応	(1) 自分と家族の命の安全を確保すること。 (2) テレビ、ラジオ等で気象現象に関する情報を収集すること。 (3) 配備基準（登庁基準）に従って、自主的に登庁すること。 (4) 自宅周辺の被害が大きい場合 自分の住む地域の被害状況によっては、地域での救援活動が優先されることがある。その場合には、所属長に連絡をとった上で、地域での救援活動に参加すること。

[参考資料]

- 1 - 6 観音寺市防災会議条例
- 1 - 7 観音寺市災害対策本部条例
- 3 - 1 観音寺市災害対策（水防）本部組織図
- 3 - 2 観音寺市災害対策（水防）本部事務局各班の組織及び分掌事務
- 3 - 3 観音寺市災害対策（水防）本部各部各班の組織及び分掌事務
- 3 - 4 観音寺市災害対策（水防）本部動員体制
- 3 - 5 観音寺市災害対策（水防）本部設置通知の方法

第3節 広域的応援計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

この計画では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において本市だけの災害応急活動の実施が困難なときは、香川県、指定地方行政機関及び他の市町等と協力して防災活動の万全を期するため、相互応援等の協力体制を確立することを定める。

第2 応援協力要請実施者

本部長は、災害の種別により、必要と認める関係機関等へ応援要請する。なお、本部長が不在の場合は、副本部長がその職務を代理する。

※本部長、副本部長ともに不在の場合は、総務部危機管理課において、職務権限規定に基づいた職員がその職務を代理する。

第3 市の応援要請

1 他市町に対する応援要請

市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に係るような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

2 香川県に対する応援要請

- (1) 市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、香川県に対し応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- (2) 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、香川県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- (3) 市は、香川県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、香川県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

3 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

4 民間団体等に対する要請

市は、市内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

第4 他市町消防機関への応援要請

三観広域消防本部の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき、協定締結市町に応援を要請する。

第5 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、「消防組織法（昭和22年法律第226号。）第44条」に基づき行う。

1 香川県に対する応援要請

市は、災害規模及び災害を考慮して、本市を管轄する三観広域消防本部の消防力及び香川県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、香川県に対して応援要請を行うものとする。

なお、香川県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を香川県に対して報告するものとする。

2 被害状況の報告

被災市町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、香川県に対して報告するものとし、報告を受けた香川県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (3) 緊急消防援助隊の任務
- (4) その他必要な情報

【消防庁連絡先】

区分	広域応援室（平日 9:30～18:15）	宿直室（左記以外）
	上段：電話 下段：FAX	上段：電話 下段：FAX
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777
	03-5253-7537	03-5253-7553

第6 香川県等への応援要請に必要な情報

本部長は、香川県等に応援を求める必要があると認める場合は、電話により直ちに行い、書面は状況把握後提出する。

1 香川県への応援要請又は災害応急対策実施の要請

- (1) 災害の状況及び応援の理由
- (2) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (3) 必要な人員数
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) その他必要な事項

2 指定地方行政機関等の応援の斡旋を香川県に求める場合

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

3 指定地方行政機関等の職員派遣の斡旋を香川県に求める場合

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他条件
- (5) その他職員の斡旋について必要な事項

4 他市町に応援を求める場合

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を必要とする活動の具体的内容
- (3) 応援を必要とする人員数
- (4) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
- (5) その他必要な事項

第7 応援受入体制の整備

本部長は、香川県、指定地方行政機関、その他市町等に応援を求め、派遣が決定した場合、応援の内容、人員、到着時刻、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できるよう受入体制を整備する。

特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

第8 各関係機関等との協力

災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

なお、指定公共機関等が協力した場合の経費の負担については、その都度あるいは事前に相互に協議し定める。

第9 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は四国地方整備局等が派遣するリエゾンや県出先機関の各事務所長や首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

[参考資料]

- 2 - 1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部と1市9町消防団との協定
- 2 - 2 広域消防相互応援協定書
- 2 - 3 香川県消防相互応援協定
- 2 - 4 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2 - 1 3 災害時相互応援に関する協定書（三好市、四国中央市）
- 2 - 1 9 災害時の相互応援に関する協定書（県内8市9町）
- 2 - 2 6 災害時の相互応援に関する協定書（滋賀県草津市）
- 1 8 - 4 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧
- 2 1 - 1 広域航空応援受援マニュアル
- 2 1 - 2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 2 2 - 4 防災関係機関連絡先一覧

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、陸上自衛隊第14旅団

第1 主旨

この計画では、市が応急対策を実施するに当たり、市の組織等を総動員しても対策の実施が不可能又は困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要若しくは効果的であると認められた場合、香川県知事に対して自衛隊の派遣を要請することを定める。

第2 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき行う。

- 1 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、市は香川県に対して、香川県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- 2 市は、災害派遣を必要とする場合には、下記の事項を記載した文書を香川県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により香川県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、市は速やかにその旨を香川県に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部 (NTT)		第3部 (防災行政無線)	
TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	TEL 466-502	FAX 466-581

第3 自衛隊の自主派遣

災害が突発的で、その救援が特に急を要し、香川県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 2 災害に際し、香川県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 3 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

- 4 その他災害に際し、上記1から3に準じ、特に緊急を要し、香川県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に香川県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣のあとに、香川県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

第4 受入体制の整備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次のことに留意するとともに、香川県と協議の上、あらかじめ計画をたて、活動の円滑化を図る。

- 1 派遣部隊との連絡員を指名する。
- 2 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- 3 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- 4 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

第5 災害派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市、香川県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難指示（緊急）等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消火活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（ただし、放置すれば、人命、財産に係わると考えられる場合）

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

8 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

9 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

10 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を行う。

11 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

12 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

13 その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

第6 災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、香川県及び派遣部隊等と協議の上、派遣の必要がなくなつたと認めた場合、香川県知事を通じて第14旅団に対し、派遣部隊の撤収を要請する。

第7 災害派遣部隊の経費負担

市は、原則として自衛隊が救援活動に要した経費を負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- 1 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- 2 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- 4 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- 5 香川県等が管理する有料道路の通行料

第5節 気象情報等伝達計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、高松地方気象台

第1 主旨

この計画では、災害応急対策活動の基礎となる気象・地象・水象に関する注意報、警報及び気象情報の受領及び伝達を確実にを行うために、香川県及び防災関係機関との連絡を密接にするとともに、連絡系統を確立することを定める。

第2 高松地方気象台が発表する気象予報等

高松地方気象台は、気象現象等により災害の発生が予想される場合は、気象業務法に基づき、注意報・警報等を発表し、※警戒レベルを付して注意を喚起し、警戒を促す。また、災害時の応急活動等を支援するため、被災地を対象とした詳細な情報の提供に努める。

なお、高松地方気象台から、一般及び水防活動に供するために発表される気象予警報等の種類及び基準等は、次のとおりである。

※ 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民等がとるべき行動」を5段階に分け、「住民等がとるべき行動」と「当該行動を住民等に促す情報」とを関連付けるものである。

「住民等が取るべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、住民等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとることが重要である。

1 注意報

気象現象等により被害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種 類		発 表 基 準
一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合 「強風による災害」に加え「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
		強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
		大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には「参考資料 8-12 注意報・警報の基準（別表 1）」を参照のこと。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
		大雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間降雪の深さが 5cm 以上になると予想される場合
		濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合
		落雷等により被害が予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
		空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最小湿度が 35% 以下で、実効湿度が 60% 以下になると予想される場合
		なだれによって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合 ② 積雪の深さが 50cm 以上あり、高松地方气象台における最高気温が 8℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合
		著しい着雪によって通信線や送電線等に災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 20cm 以上あり、気温が -1℃ から 2℃ になると予想される場合

		霜注意報	霜によって農作物等に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合である。 晩霜期で、最低気温が3℃以下になると予想される場合
--	--	------	--

種 類		発 表 基 準	
一般の 利用に 適合す るもの	気象注意報	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起るおそれがあると予想されたり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起るおそれがある場合、具体的には次の条件に該当する場合である。 高松地方気象台において最低気温が-4℃以下になると予想される場合
	地面現象注意報	※1地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合
	高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面等の異常上昇について、注意を喚起する必要がある場合、具体的には「参考資料8-12 注意報・警報の基準（別表5）」を参照のこと。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合
	浸水注意報	※1浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合、具体的には「参考資料8-12 注意報・警報の基準（別表3）」を参照のこと。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
※2 水防活動 の利用に 適合す	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ

る も の	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
-------------	----------------	-------	--------------------

2 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には「参考資料 8-12 注意報・警報の基準（別表 2）」を参照のこと。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが 15cm 以上になると予想される場合
地面現象警報	※ ₁ 地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には「参考資料 8-12 注意報・警報の基準（別表 5）」を参照のこと。 避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 2.5m 以上になると予想される場合
浸水警報	※ ₁ 浸水警報	浸水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には「参考資料 8-12 注意報・警報の基準（別表 4）」を参照のこと。 対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。

一般の利用に適合するもの

種 類		発 表 基 準	
※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用 高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

- (注)
- 1 発表基準に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
 - 2 地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準に引下げを実施する。
 - 3 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切替えられる。
 - 4 ※1は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
 ※2は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報をもって代え、水防活動用の語は用いない。

3 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える災害が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、市民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあるため、ただちに命を守るための行動をとるものとする。

種 類	発 表 基 準	
※ ₁ 大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
※ ₂ 暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
※ ₂ 高 潮		高潮になると予想される場合 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
※ ₂ 波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

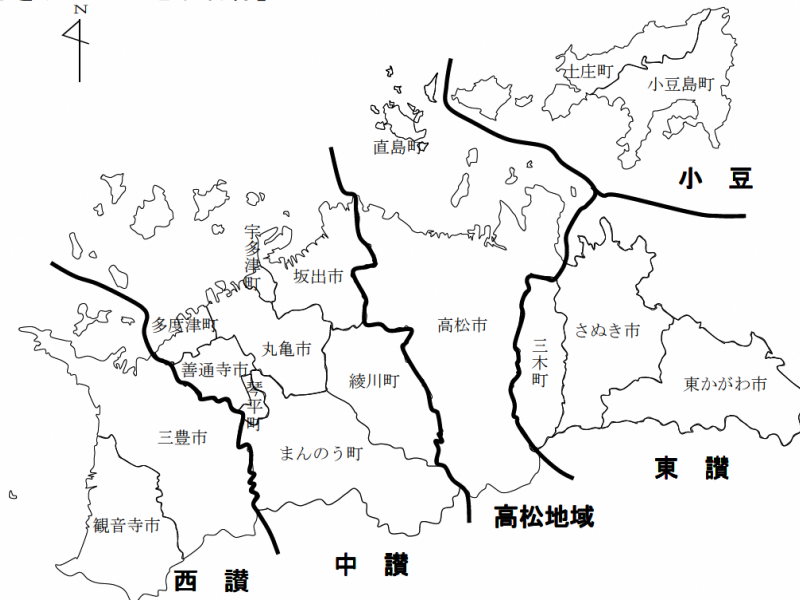
- (注) 1 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。
- 2 ※₁は、以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に大雨特別警報が発表される。
- ①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲で50格子以上現れた場合
 - ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲で10格子以上現れた場合
- 3 ※₂は、以下の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に特別警報が発表される。
- ①台風については、指標となる中心気圧、風速を保ったまま、中心が接近・通過する地域（予報円がかかる地域）
 - ②温帯低気圧については、指標となる風速が予想される地域

4 注意報、警報の地域名称

注意報、警報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

香川県	高松地域	-----	高松市、直島町
	小豆	-----	土庄町、小豆島町
	東讃	-----	さぬき市、東かがわ市、三木町
	中讃	-----	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、 琴平町、多度津町、まんのう町
	西讃	-----	観音寺市、三豊市

【市町をまとめた地域名称】



5 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

気象情報には、台風情報、大雨情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報などの種類がある。

記録的短時間大雨情報は、香川県内で、数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を対象として、大雨警報発表中に記録的な1時間雨量（90ミリ以上）が観測された場合若しくは解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合に発表される。

【例】

香川県記録的短時間大雨情報 第1号 令和××年△△月〇〇日09時17分 9時10分香川県で記録的短時間大雨 小豆島町内海で102ミリ 9時香川県で記録的短時間大雨 土庄町付近で120ミリ以上 東かがわ市付近で約90ミリ	気象庁発表
---	-------

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、香川県全域に発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が香川県全域に対して発表される。情報の有効期間は、発表から1時間である。

【例】

香川県竜巻注意情報 第1号 令和××年△△月〇〇日10時29分	気象庁発表
香川県では、竜巻発生のおそれがあります。	
竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。	
この情報は、〇〇日11時30分まで有効です。	

6 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、高松地方气象台と香川県が共同で発表する。

高松地方气象台と香川県は、大雨警報発表中において、気象庁の降雨予測に基づいて設定された区域が監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められた場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市単位で発表する。

避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、すでに実施済みの対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象注意報・警報等の伝達系統図に準じて高松地方气象台は香川県及び関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知させるよう努める。

また、香川県は、香川県防災行政無線により市、三観広域消防本部へ一斉同報するとともに、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

(3) 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用にあつては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する必要がある。

また、市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

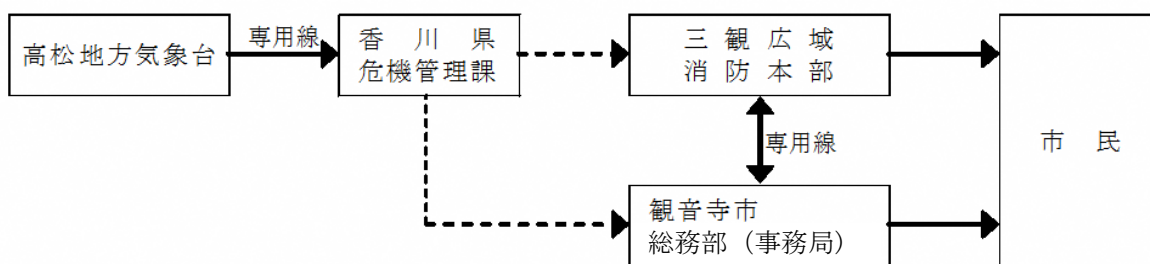
第3 気象に関する特別警報・警報・注意報・情報の伝達

高松地方気象台は、気象等の特別警報・警報・注意報等を発表した場合、香川県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、市民等に周知するよう努める。

なお、香川県は、高松地方気象台から送られてきた気象等の特別警報・警報・注意報等を香川県防災情報システムで防災関係者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、香川県防災行政無線により、市、三観広域消防本部へ一斉同報する。

また、市は、気象等の特別警報・警報・注意報等について、香川県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、市民へ周知する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線、エリアメール等及び広報車により市民へ周知する。

【気象等の特別警報・警報・注意報等の伝達系統図（概要）】



(注) -----▶ は香川県防災情報システム及び香川県防災行政無線用 FAX

第4 火災気象通報等

1 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を香川県知事に通報し、香川県知事は、速やかに市長に通報する。

高松地方気象台が香川県へ通報する火災気象通報は次のとおりである。

① 通報の基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一にする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

② 対象とする区域

警報・注意報の二次細分区域（市町単位）を用いる。

③ 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として香川県に通報する。この際、通報基準に該当、または該当するおそれがある場合、火災気象通報として通報し、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時に通報する。

2 火災警報

市長は、香川県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

第5 異常現象発見者の通報義務等

1 異常現象発見者の通報

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長若しくは警察官又は海上保安官に通報するものとする。

(2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。

(3) (1)又は(2)により通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報し、市民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、必要な措置を指示する。

ア 高松地方気象台

イ 香川県知事（災害対策本部が設置されているときは香川県災害対策本部長）

ウ 観音寺警察署

エ 三観広域消防本部

オ その他の関係機関

2 通報すべき異常現象

(1) 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。

(2) 竜巻、強いひょう（雹）があったとき。

(3) 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき。

(4) 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

第6 災害通信の部内伝達

1 気象台からの気象通報その他災害に関する情報を受けたときは、災害対策本部（設置前においては危機管理課）において受領する。

2 職員への伝達は電子メール等により行う。

3 夜間、休日等勤務時間外における災害に関する情報の伝達は、状況により守衛から危機管理課職員に通知する。

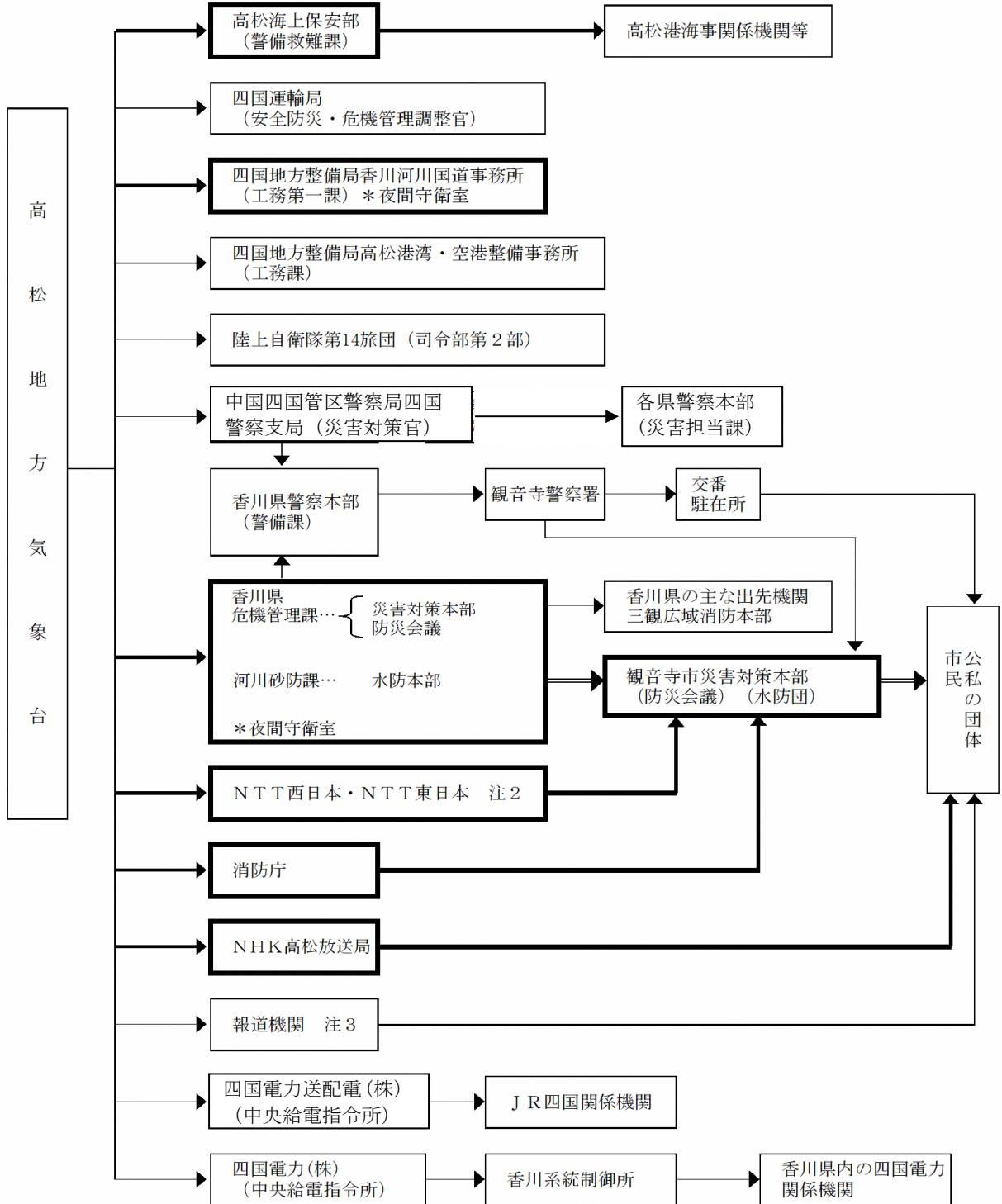
第7 住民等への伝達等

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等の多様な伝達手段の活用を図るものとする。

[参考資料]

- 2－34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ
- 8－7 防災行政無線による気象情報等伝達系統
- 8－9 土砂災害対策雨量基準
- 8－10 土砂災害と前兆現象の種類一覧
- 8－12 注意報・警報の基準
- 8－13 土壌雨量指数基準〔1km格子〕
- 8－14 土砂災害警戒情報対象範囲（5km×5km格子）
- 8－15 土砂災害警戒情報監視基準
- 8－16 特別警報の基準
- 10－1 香川県防災情報システム

【気象等の特別警報・警報・注意報等の伝達系統図】



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。
- 2 NTT西日本・NTT東日本へは警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

第6節 災害情報収集伝達計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課・税務課、建設部、経済部、市民部各支所

第1 主旨

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を防災関係機関の緊密な連携のもと、迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

このため、この計画では、災害の発生に伴う被害状況等の情報について、情報の収集及び報告に関する責任者、報告の基準、方法等を定める。

第2 情報の収集及び報告

市は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し速やかに関係機関に伝達を行う。

1 情報の収集・伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに香川県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により香川県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

(1) 被害規模の早期把握のための活動

市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

また、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに香川県へ報告する。

ただし、香川県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を香川県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、香川県警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び香川県に報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を香川県に連絡する。なお、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、香川県は、調査のための職員の派

遣、車両、資機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。

また、香川県、市及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

2 情報の収集方法

市は、電話、携帯電話及び各種無線設備等を活用するほか、情報連絡員を被災場所等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努める。

また、被災者からの相談に対応するため総合的な窓口を開設し、被災者のニーズ等を把握するよう努める。

3 被災者台帳の作成

市は、被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するため必要と認める場合、被災者台帳を作成する。

(1) 登載する情報

登載する主な情報は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害及びその他被害状況
- カ 避難行動要支援者である場合、その旨及びその該当する事由

(2) 個人情報の厳格な管理

被災者台帳には被災者についての個人情報に登載されており、管理、作成に当たっては、管理する者や利用目的の限定を図る等、「観音寺市個人情報の保護に関する条例」等の法令を遵守した管理方法を講じ、被災者のプライバシー保護に十分留意する。

(3) 被災者台帳の利用及び情報の提供

市は、次の事項に該当する場合、被災者台帳の情報を提供する。

- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ 香川県及び他市町等が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第3 報告の基準

香川県（香川県に報告できない場合は国）に報告すべき災害は次のとおりであり、報告に当たっては、「災害報告取扱要領」により行う。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2 市が災害対策本部を設置したもの
- 3 災害が2県以上にまたがるもので1つの府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4 地震が発生し、市域で震度4以上を記録したもの

- 5 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 6 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 7 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 8 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 9 道路の凍結又は積雪等により、孤立地区を生じたもの
- 10 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

なお、「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）に基づく災害以外の火災即報及び救急事故即報についても報告する。

第 4 報告責任者

災害に伴う被害状況の調査は災害対策の基本となるものであるから、本部長は、あらかじめ被害状況報告者を定めておく。また、本部長は集計した結果を速やかに香川県知事に報告する。

第 5 直接即報基準に該当した場合の報告

市は、即報基準に該当する火災、災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合、第一報を香川県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

1 火災等即報

- (1) 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- (3) 危険物等に係る事故・原子力災害等

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

3 武力攻撃災害即報

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 津波及び風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第 6 報告の方法

市は、被害状況等を次の方法により報告する。

- 1 電話（防災電話、衛星電話）
- 2 香川県防災情報システム
- 3 通信方法が、いずれも不通の場合は通信可能な地域まで伝令により報告する等、あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

4 連絡窓口

【消防庁連絡先】

区分	広域応援室（平日 9:30～18:15）	宿直室（左記以外）
	上段：電話 下段：FAX	上段：電話 下段：FAX
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777
	03-5253-7537	03-5253-7553

第7 被害の認定

市は、罹災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

1 罹災証明書の交付

市は、災害が発生し、被災者から申請があったときは、速やかに、住宅の被害その他本市の定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。

2 実施体制の整備

市は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、県または民間の団体との連携の確保、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

[参考資料]

- 2-18 災害時における情報交換及び支援に関する協定書
- 2-45 災害時における地図製品等の供給、利用に関する協定書
- 2-57 災害時における協力に関する協定書
- 10-1 香川県防災情報システム
- 22-1 火災・災害等即報要領
- 22-2 災害報告取扱要領
- 22-3 被害報告詳細系統図
- 22-4 防災関係機関連絡先一覧
- 22-5 災害中間報告・災害確定報告

第7節 通信運用計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課

第1 主旨

この計画では、災害時における通信連絡を迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関が、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保することを定める。

第2 災害時の通信連絡

市、香川県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、香川県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。

1 発災直後の調査点検等

市は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置からの電力供給に切替えるとともに、燃料確保の措置をとる。

2 香川県防災情報システムの運用

市、香川県及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、情報伝達手段を確保するとともに、気象情報、水防情報、被害情報等の災害関連情報の共有化を図る。

3 電気通信事業者の設備の利用

(1) 災害時優先電話の利用

災害時には、一般加入電話は輻輳するので、あらかじめN T Tに申請を行い、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

(2) 孤立防止用衛星電話の利用

災害時において、交通手段、通信手段の途絶により孤立地区の発生が予想されるため、N T Tの孤立防止用衛星電話が配備されている場合は、災害時に加入電話等が使用不能になったときに、これを連絡用に活用する。

4 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話等の各機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図る。

5 非常通信の利用

通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。

なお、市と香川県の通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保する。

6 災害対策用無線機の利用

市は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用無線機や災害対策用衛星携帯電話の貸与制度を活用し、通信の確保を図る。

7 アマチュア無線の利用

市は、被災地、避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

8 放送等の要請

市は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局及びインターネット附属サービス業の事業者に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、市民等へ必要な情報を提供する。

9 市防災行政無線

市は、戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）等を活用した市民等への情報提供を行う。

10 通信設備の優先利用等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難のための立退きの勧告や指示、又は屋内での待機等の安全確保措置を指示する場合、電気通信設備を優先的に利用するものとする。

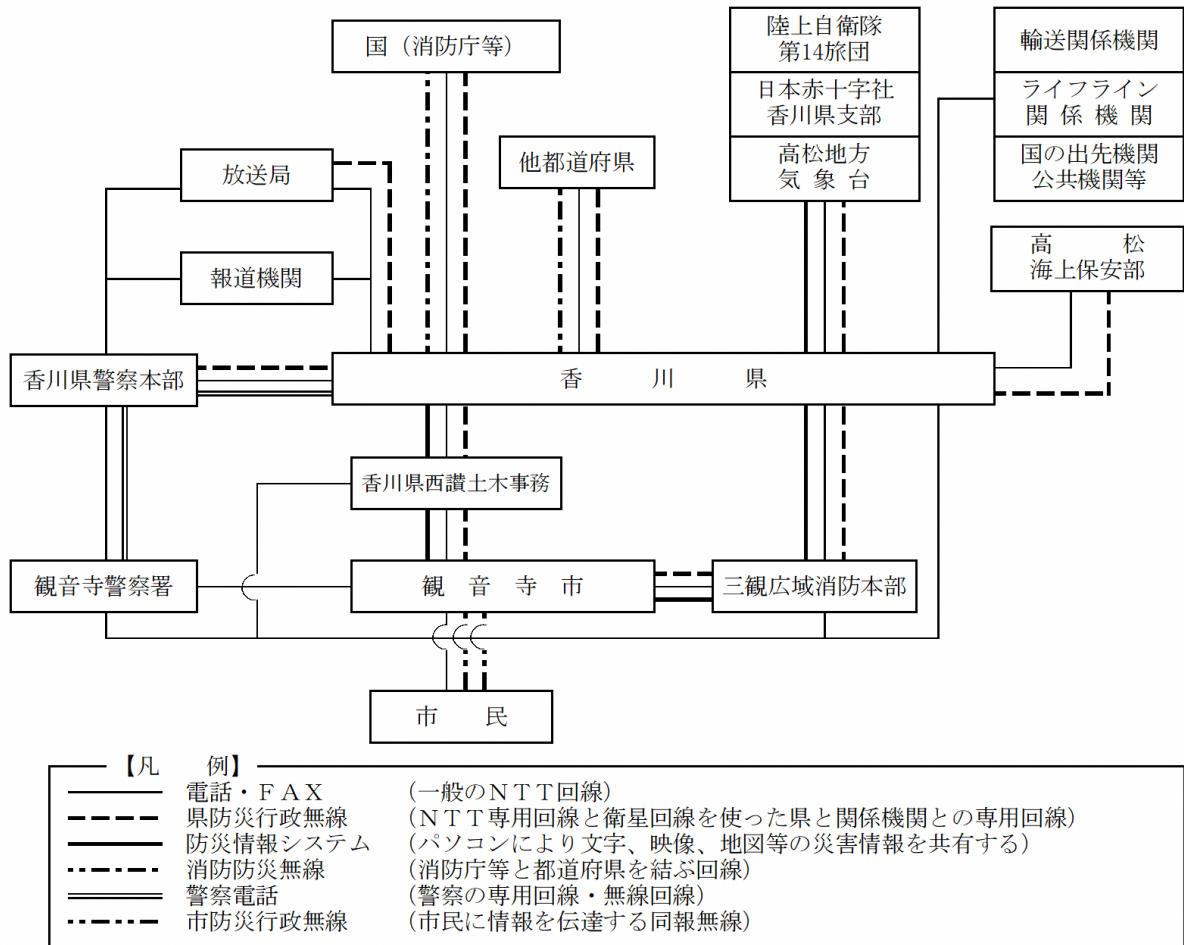
11 最新の情報通信関連技術の導入

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

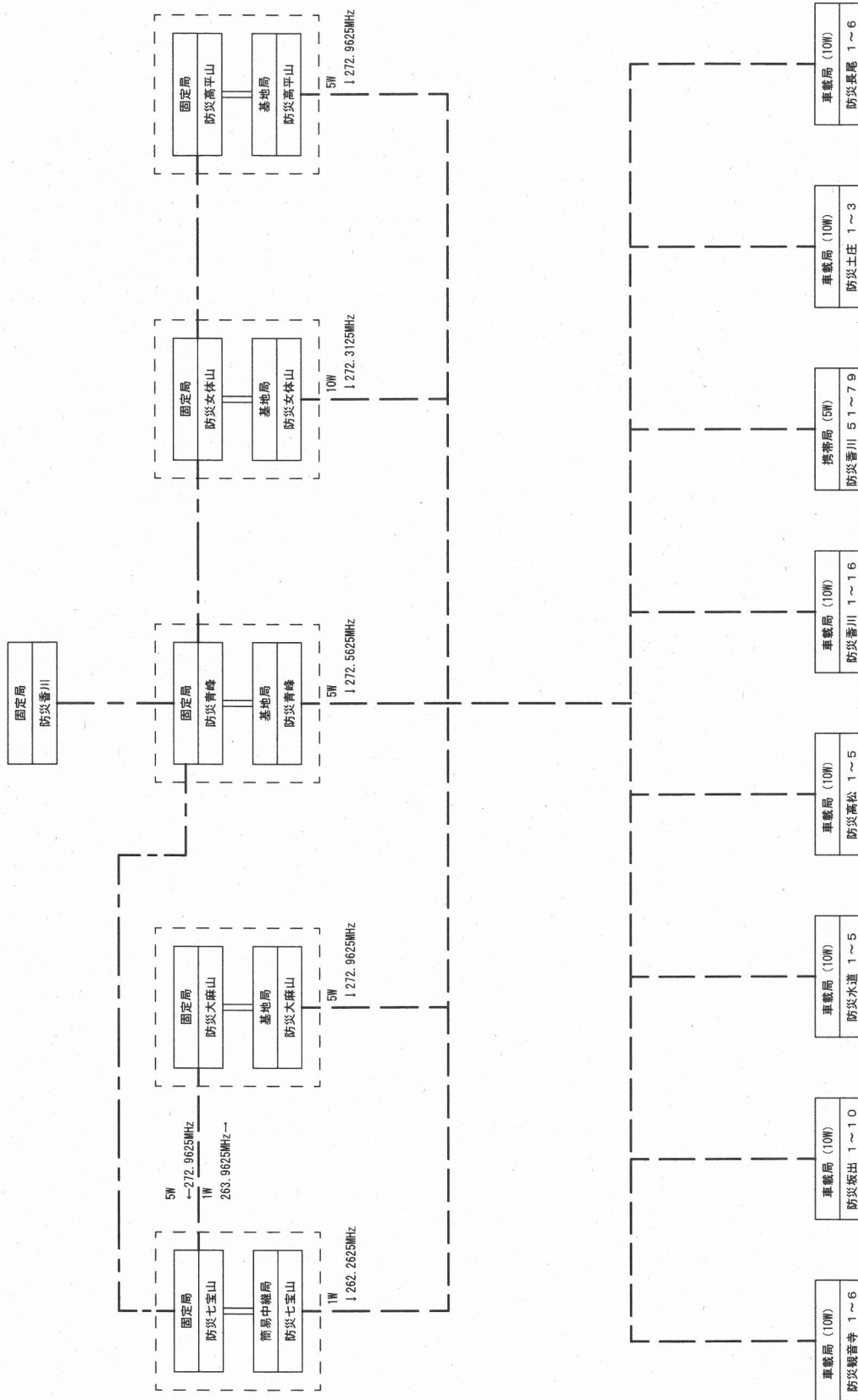
[参考資料]

- 10－ 1 香川県防災情報システム
- 10－ 2 香川県防災行政無線施設
- 10－ 3 香川県防災行政無線（陸上移動系）回線構成図
- 10－ 4 市防災無線通信施設
- 10－ 5 警察無線局（防災相互通信用無線）
- 10－ 6 香川県非常通信協議会所属無線局
- 10－ 7 災害対策用無線機無償貸与制度
- 10－ 8 災害対策用移動電源車貸与制度
- 10－ 9 通信ルート
- 10－10 ケーブルテレビの現況
- 10－11 香川県広域水道企業団水道無線局

【災害時通信連絡系統図】



【香川県防災行政無線（移動系）回線構成図】



※ 車載局、携帯局とも全県移動系

第8節 広報活動計画

主な実施担当課：政策部企画課・秘書課、総務部危機管理課

第1 主旨

この計画では、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、市及び防災関係機関等は相互に協力して、市の広報車、防災行政無線等を利用するだけでなく、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て、市民に対して被害の状況や避難に関する情報、災害応急対策等の必要な情報を迅速かつ正確に広報することを定める。

市民及び自主防災組織、事業者は、市、香川県、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うよう努める。

なお、広報の際は、要配慮者に対しても情報を正確に伝達できるよう配慮する。

第2 被害情報の収集及び広報機関

- 1 地域の被害状況等の収集は、情報班が行う。市民に対する広報は、広報班が他班の応援を得て担当する。
- 2 災害現地の状況は、写真等により関係課及び各支所より情報収集する。

第3 市が実施する広報活動

1 広報の方法

災害対策本部はそれぞれの情報の出所を明確にし、次のような媒体を活用して、多様な手段で市民に対して広報を行う。その際、高齢者、障がい者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- (1) 戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）
- (2) ラジオ（AM放送、FM放送）、テレビ、新聞等報道機関
- (3) 有線放送、ケーブルテレビ放送等
- (4) 広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- (5) インターネット（市ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用
- (6) 広報車
- (7) 避難所への広報担当者の派遣
- (8) 自治会、自主防災組織等を通じた連絡
- (9) 県防災情報システムによるメール配信
- (10) Lアラート(災害情報共有システム)による情報配信

2 広報の内容

市が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等、避難路・避難場所・避難所の指示、避難所開設状況等
- (2) 応急救護所開設状況
- (3) 給食、給水等実施状況
- (4) 二次災害の危険性に関する情報
- (5) 災害復旧の見通し
- (6) 電気・水道等の供給状況
- (7) 一般的な住民生活に関する情報
- (8) その他必要事項

第4 防災関係機関の広報活動

1 広報の内容

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など市民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

2 広報の方法

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやインターネット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

第5 広聴活動

1 窓口の開設

市及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

2 安否情報の提供等

市長は、被災者の安否に関する情報について照会がある場合、回答するものとする。

なお、安否情報の提供にあたっては、利用目的の限定を図る等、個人情報保護条例等の法令を遵守し、被災者等のプライバシー保護に十分留意する。

[参考資料]

- 2-34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する協力の申し合わせ
- 2-56 災害発生時における観音寺市と観音寺市内郵便局の協力に関する協定
- 10-10 ケーブルテレビの現況

第9節 災害救助法適用計画

主な実施担当課：健康福祉部社会福祉課、総務部危機管理課

第1 主旨

災害救助法が適用される災害が発生した場合、災害救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

第2 実施責任者

災害救助法による救助は香川県知事が行い、市長がこれを補助する。ただし、香川県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、香川県の通知に基づき、市長が救助に関する事務を行う。

第3 住家被害等災害救助法適用に関する被害情報の収集

福祉班及び支所従事職員は、共同で災害救助法適用基準に基づき、住家被害等災害救助法適用に係る被災世帯の世帯数、被害状況を収集する。

第4 災害救助法適用基準

災害救助法による救助は、市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりである。

- 1 市域で、住家が滅失した世帯が、80世帯以上あるとき。
- 2 香川県内の滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合で、市における滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- 3 香川県内の滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあったとき。
- 4 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第5 災害救助法適用要請と運用

1 災害救助法適用の香川県への要請

大規模な災害が発生し、市における被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を香川県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、市長が香川県知事に対し、災害救助法の適用要請を行う。

また、災害の事態が緊迫し、香川県知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法の規定による救助に着手する。なお、災害対策本部担当窓口は総務調整班とし、災害救助法適用後の香川県担当部局や日本赤十字社等との事務連絡等は、福祉班が行う。

2 災害救助法に基づく救助の種類等

(1) 救助の内容

災害救助法による救助の内容は、おおむね次の事項とする。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の支給
- ク 埋葬
- ケ 死体の搜索及び処理
- コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

ア 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づく香川県の定めによる。

イ 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、市が香川県に要請し、香川県は災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

第6 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない小災害においても、被災の状況により必要に応じて市長の責任において救助を実施する。

[参考資料]

- 13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第10節 救急救助計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

この計画では、災害時において生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を実施することを定める。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第2 実施責任者

- 1 被災者の救助及び捜索は、災害対策本部総務調整班が三観広域消防本部と連携・協力し、関係機関とともに実施する。なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市が行う。
- 2 海上における遭難者の救助（行方不明者の捜索を含む）は、市長の要請によるものも含め高松海上保安部が行う。

第3 救助対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者を救助する。

- 1 火災時に火中に取り残された者
- 2 津波等の災害の際に水とともに流されたり、又は孤立した地点に取り残された者
- 3 倒壊家屋の下敷きになった者
- 4 山・がけ崩れ・地すべり等により生き埋めになった者
- 5 地震により発生した大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生時に救助を要する者

第4 救助体制の確保

災害発生時における、救助体制の確保は、おおむね次の要領で行う。

- 1 災害発生後、市民及び自治会は速やかに住居周辺の倒壊家屋が生じていないか、火災が発生していないか状況調査を行う。
- 2 火災の発生が認められた場合、初期消火活動を行う。
- 3 被害の状況については、災害対策本部各班により速やかに全市の状況を把握する。
- 4 消防団は、団長の指示のもと、救助に係われる人員の把握及び救助機器の確認を行い、救助隊を結成する。
- 5 特に被害が甚大なとき及び市長が必要と認めた場合は、香川県等に対して救助の応援を要請する。

第5 救助活動

救助活動の方法は、次の要領で行う。

- 1 災害対策本部総務調整班及び関係機関等の相互協力により、その管轄区域の救助方法を決定し、各救助隊を結成し、救助活動を行う。
 - 2 災害現場で活動する警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の部隊は、必要に応じて合同指揮所を設置し、活動エリア、内容、手段又は情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- 3 救出した負傷者は直ちに救急車等により、その症状に適合した救急病院等へ搬送する。医療については、本章「第11節 医療救護計画」により適切かつ迅速な処理を行う。
- 4 各救助隊は、その目的の活動が完了した場合は、別災害地への救助体制を速やかにとる。

第6 応援の要請

市は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、香川県、他の市町等に救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

第7 市民及び自主防災組織、事業者の活動

- 1 災害現場に居合わせた者は、救助すべきものを発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動を行う。
- 2 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じる。

第8 惨事ストレス対策

- 1 市及び救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- 2 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

[参考資料]

- 13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第 1 1 節 医療救護計画

主な実施担当課：香川県、健康福祉部健康増進課、三観広域消防本部

第 1 主旨

この計画では、災害のため、医療機関が混乱し、その地域の住民が医療又は助産の途を失った場合における医療救護対策について定める。

第 2 実施責任者

被災者に対する医療及び助産は、市長が行う。市で実施困難なときは隣接市、香川県その他の医療機関の応援により行う。

なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市長が行う。

第 3 医療救護体制

災害発生時における医療救護は、市が実施する。

1 応急救護所の設置

市は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮して応急救護所を設置する。

【応急救護所の所在地】

種 別	名 称	所 在 地	連 絡 先
医 療 機 関 併 設 救 護 所	羽崎病院	観音寺市栄町 3-4-1	0875-25-3382
	松井病院	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111
	河田医院	観音寺市茂木町 5-5-32	0875-25-3668
	小林整形外科医院	観音寺市柞田町甲 606-4	0875-25-7311
	クニタククリニック	観音寺市柞田町甲 1888-1	0875-25-1577
	香川井下病院	観音寺市大野原町花稲 818-1	0875-52-2215
	石川医院	観音寺市大野原町大野原 2111-1	0875-54-5511
避 難 所 併 設 救 護 所	観音寺中部中学校	観音寺市柞田町甲 1237	0875-25-3622
	観音寺市立体育館	観音寺市池之尻町 1071	0875-27-7100
	大野原会館	観音寺市大野原町中姫 1247-1	0875-54-5660
	豊浜総合体育館（すぽっシュ）	観音寺市豊浜町和田浜 784-1	0875-56-3366

2 医療救護班の編成

市は、被害状況に応じ、地域の救護状況の把握に努めるとともに、三豊・観音寺市医師会等との連携により、必要な医療救護班を編成し確保する。

健康増進班は、三豊・観音寺市医師会等の協力を得て以下の体制の医療救護班を編成する。なお、三豊・観音寺市医師会等は、状況により自らの判断で医療救護班を編成し派遣できる。

- (1) 救護班を編成する。救護班には、医師、看護師を含む。
- (2) 救護班は 2 班を基準とするが、災害の状況に応じ増設する。

また、市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合、香川県及び他市町などに災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣等について支援を要請する。

3 活動内容

- (1) トリアージ
- (2) 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- (3) 救護病院等への患者搬送の支援
- (4) 助産活動
- (5) 死亡の確認及び死体の検案
- (6) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- (7) その他必要な業務

4 後方医療体制

市は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。救護病院は、次の活動を行う。

- (1) 重傷患者の収容と処置及び中等傷患者の処置
- (2) 助産活動
- (3) 死体の検案
- (4) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告

番号	施設名	病床数	班数	所在地	電話番号
1	三豊総合病院 ★☆	462	5	観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366
2	松井病院	253	1	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111
3	香川井下病院	243	1	観音寺市大野原町花稻 818-1	0875-52-2215

- (注) 1 ★は、DMAT指定病院
2 班数は、災害派遣医療チーム（医師、看護師、業務調整員）の編成数
3 ☆は、災害拠点病院
4 班数は、広域救護班（原則として医師1名、看護師3名、補助者2名）の編成数

第4 負傷者の搬送

重傷患者の後方医療機関（必要に応じて香川県外の医療機関）への搬送は、原則として三観広域消防本部が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- 1 市が確保した車両により搬送する。
- 2 香川県に対し、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- 3 自衛隊に対し、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- 4 高松海上保安部に対し、巡視船艇、ヘリコプターによる搬送を要請する。
- 5 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

第5 医薬品及び救護資機材の確保・調達

1 医薬品等の確保

市は、応急救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品や応急救護所として指定した各医療機関の備蓄等を活用し、不足する場合は、市内医療品取扱業者から調達すると同時に、香川県に供給を要請して確保する。

2 輸血用血液の確保

輸血用血液の確保については、香川県赤十字血液センターから迅速に必要な量の供給を受ける。

なお、医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両によるものとする。

第6 医療機関

市内の医療関係機関については、「参考資料 1 1 - 4 救急病院一覧」を参照のこと

第7 医療機関等の非常用通信手段の確保

市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

[参考資料]

- 2 - 4 0 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2 - 4 1 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2 - 4 2 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2 - 4 3 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 1 1 - 1 香川県医療救護計画
- 1 1 - 2 災害時の連絡調整体制
- 1 1 - 4 救急病院一覧
- 1 1 - 5 医療機関一覧
- 1 1 - 6 標準備蓄医薬品等一覧
- 1 1 - 7 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 1 1 - 8 災害時の血液の確保系統図
- 1 1 - 9 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧
- 1 1 - 1 0 西讃地域災害医療対策会議の活動体制
- 1 3 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第 1 2 節 緊急輸送計画

主な実施担当課：香川県、市民部地域支援課・市民課、
健康福祉部子育て支援課、総務部危機管理課

第 1 主旨

この計画では、災害時において救助、救急、医療活動を迅速に行うため、また被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するため、緊急輸送道路を確保し、緊急輸送活動を行う方法等について定める。

なお、国又は県が市に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、市からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、被災市からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

第 2 実施責任者

緊急輸送は、その応急対策を実施する機関が行う。また、災害対策本部における輸送車両の確保は一括して市民班が担当する。ただし、車両等が不足する場合は、香川県知事等に支援を求める。

第 3 緊急輸送の種別

緊急輸送は次のうち最も適当な方法で行う。

- 1 貨物自動車、乗合自動車等の自動車による輸送
- 2 鉄道等による輸送
- 3 船舶、舟艇による輸送
- 4 航空機による輸送
- 5 人力等による輸送

第 4 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

1 第 1 段階

- (1) 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- (3) 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- (4) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員及び物資等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

2 第 2 段階

- (1) 上記 1 の続行
- (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (3) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

3 第3段階

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員、物資
- (3) 生活必需品

第5 輸送車両等の確保

市は、自ら保有し、又は調達できる車両、船舶等を利用し緊急輸送を実施する。

1 確保順位

自動車等の確保、借上げは、おおむね次の順位による。

- (1) 市所有の車両
- (2) 他の公共団体の車両
- (3) 事業者等所有の車両
- (4) その他車両

2 輸送の実施

自動車等の輸送力を必要とするときは、市民班に次の条件を明示して行う。また、市民班は、配車計画により、車両の管理を行う。

- (1) 輸送区間又は借上期間
- (2) 輸送量、又は車両の台数
- (3) 集合の場所及び日時
- (4) その他の条件

第6 緊急輸送道路の確保

- 1 市は、香川県及び防災関係機関の協力を得て、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込み等、必要な情報を把握する。
- 2 道路管理者等は、選定された緊急輸送道路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- 3 市民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

第7 緊急輸送拠点等の確保

市は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ指定する二次（地域）物資拠点を開設し、被災地の周辺に、警察等と協議の上、物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートも確保する。

[参考資料]

- 1 6 - 1 香川県指定緊急輸送路線
- 1 6 - 2 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図
- 1 6 - 5 緊急通行車両事前届出申請要領
- 1 6 - 6 緊急通行車両の標章及び確認証明書

第 1 3 節 交通確保計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、市民部地域支援課・市民課、建設部建設課、道路管理関係機関、観音寺警察署

第 1 主旨

この計画では、災害時の交通を確保し、災害応急対策に従事する者、災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制、又は海上交通に関する措置等の対策について定める。

第 2 実施責任者

道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合又は道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合には、市道にあっては交通規制をし、市道以外の場合は、関係管理者と密接な連絡をとり交通規制を要請する。

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合 (道路法第 46 条)
	警察 (公安委員会) (警察署長) (警察官)	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送等を確保するため必要があると認められる場合 (災害対策基本法第 76 条)
		2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合 (道路交通法第 4 条～ 6 条)
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。)

第 3 実施要領

1 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の基本方針

(1) 警察

災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。(風水害の発生のおそれの場合も交通規制を行う場合はある。)

(2) 道路管理者等

道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(3) 被災地域での交通規制

ア 被災地域での一般車両の走行は、原則として禁止する。

イ 被災地域への一般車両の流入は、原則として禁止する。

ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送道路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても、必要な交通規制を行う。

オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送道路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

3 被災地域における交通処理

(1) 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを利用する。

(2) 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導を行う。

(3) 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。

(4) 自動車を用いて避難する者が予想されるので、自動車による避難の自粛を求める。

(5) 警察は、交通規制に当たっては、道路管理者等、市、県の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(6) 香川県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

4 交通規制及び道路交通情報の周知

交通規制が実施された場合、次の手段により危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

(1) 適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに、速やかに広報車、報道等による広報活動を通じて周知徹底を図る。

(2) 不通箇所、迂回路、復旧見込み等道路交通情報についても、広報車、チラシ、立看板等による伝達等及び報道機関を通じて周知徹底を図る。

5 規制の標識等

規制を行ったとき、その実施者は(1)による標識をたてる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは(2)の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとる。

(1) 規制標識

法によって規制したときは、法施行規則様式に定めるところにより、措置する。

(2) 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示する。

- ア 禁止制限の対象
- イ 規制する区間
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由

(3) 迂回路の標示

規制を行ったときは、適切な迂回路を設定し必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第4 報告等

各機関は、報告通知等に当たって次の事項を明示して行う。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路の管理者に通知する時間がなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

- 1 禁止制限の種別と対象
- 2 規制する区間
- 3 規制する期間
- 4 規制する理由
- 5 迂回路の道路状況、幅員、橋梁等の状況

第5 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

- 1 路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- 2 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- 3 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

第6 緊急通行車両の確認申請

1 通行の禁止又は制限と通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、香川県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定に基づく香川県知事又は香川県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続は、香川県危機管理総局危機管理課又は香川県警察本部及び観音寺警察署において実施する。

2 緊急通行車両の事前届出

香川県公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する。

市においても必要な市有車両については事前に香川県公安委員会に届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておく。

第7 道路の応急復旧

- 1 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。
- 2 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により香川県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼する。

第8 車両の運転者のとるべき措置

- 1 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動する。
- 2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- 3 速やかな移動が困難な場合、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- 4 通行禁止区域において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

第9 海上交通の確保

1 情報収集

市は、香川県、高松海上保安部等防災関係機関の協力を得て、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の確保に必要な情報の収集を行う。

2 海上の障害物除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、香川県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。

3 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を、国土交通省に要請するものとする。

[参考資料]

- 1 6 - 5 緊急通行車両事前届出申請要領
- 1 6 - 6 緊急通行車両の標章及び確認証明書

第14節 避難計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、多数の避難者の発生が予想される。

この計画は、このような事態に対処し、市民の生命、身体の安全確保、災害の拡大防止等のため、市長その他関係法令の規程に基づく避難の措置の実施責任者が、必要に応じて避難に関する可能な限りの措置をとることを定める。

特に、市長は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示及び緊急安全確保のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達を行う。

第2 実施責任者及び基準

区分	実施責任者	災害の種類	実施の基準	措置
高齢者等避難	市長	災害全般について	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。	要配慮者への避難行動の開始を求める。
避難指示	市長 (災害対策基本法第60条)	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のための特に必要があると認めるとき。	避難のための 立退きの指示 及び 立退き先の指示 (市は香川県に報告)
	知事 (災害対策基本法第60条)		市長が上記の事務を行うことができないとき。	
緊急安全確保	市長 (災害対策基本法第60条)	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のための特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための 立退きの指示 及び 立退き先の指示 (市は香川県に報告)
	知事 (災害対策基本法第60条)		市長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官 (災害対策基本法第61条)	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のための特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	避難のための 立退きの指示 及び 立退き先の指示 (市に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	洪水、津波、高潮について	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき。	避難のための 立退きの指示 (水防管理者のときは、観音寺警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	避難のための 立退きの指示 (観音寺警察署に報告)
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害において、特に急を要するとき。	警告及び 避難の措置 (公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (自衛隊法第94条)	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にはいないとき。	警告及び 避難の措置 (防衛大臣の指定する者に報告)

※ 市長が実施責任者となる指示については、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市長が行う。

第3 避難指示等の発令

1 避難指示又は緊急安全確保

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは避難指示等の判断・伝達マニュアルなどに基づき、危険区域の居住者等に対し、次の方法により高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行う。

なお、避難指示等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 高齢者等避難

- (1) 市は、避難指示を発令する前段階において、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、高齢者等避難を発令する。
- (2) 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市が高齢者等避難を発したときには、必要に応じて速やかに行動するものとする。

3 災害発生情報

- (1) 市は、災害が発生したことを把握した場合、可能な限り災害が発生している地域の住民に対して、命を守るための最善の行動を促す災害発生情報を発令するものとする。
- (2) 住民は、発生した災害に関する情報を収集し、命を守るため、当該災害の状況に応じた最善の行動を速やかにとる。

4 避難指示等の内容及び周知

- (1) 市は、次の事項を明らかにして、市民等に避難指示等の周知を行う。

- ア 避難を必要とする理由
- イ 避難の対象となる地域
- ウ 避難先（避難場所、避難所）
- エ 避難経路
- オ 警戒レベル
- カ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）

なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示するものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- (2) 市が避難指示等を発令する際は、次のような媒体等あらゆる手段を活用し、情報の伝達を図る。
 - ア 防災行政無線（戸別受信機を含む）
 - イ ケーブルテレビ
 - ウ 広報車

エ 一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）

オ Lアラート（災害情報共有システム） 等

また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、市民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。

- (3) 市は、必要に応じて避難に関する放送を香川県に要請し、香川県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合又は香川県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行うものとする。
- (4) 香川県は、災害発生により、市が事務を行うことができなくなった場合、市に代わって一斉同報機能を活用した緊急速報メール（エリアメール等）等を活用し、避難指示等の情報を配信する。
- (5) 市は、避難指示又は緊急安全確保の発令中は、継続的な周知を図る。
- (6) 市民は、市が避難指示又は緊急安全確保を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

5 災害一般の避難の指示等

- (1) 市長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者に対し、計画された避難場所へ避難を求める。
- (2) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きにより市民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。
- (3) 市長は、法に基づき、避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、これらについて速やかに香川県知事に報告する。
- (4) 市長が避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

また、当該災害による被害が甚大で、市がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合は、市が実施すべき措置の全部又は一部を香川県が代行する。

6 洪水又は高潮についての避難指示等

- (1) 市長は必要に応じ、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする。
- (2) 洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、香川県知事、その命を受けた香川県職員又は水防管理者は、水防法に基づき、立退きを指示することができる。水防管理者が指示する場合においては、観音寺警察署長にその旨を通知する。

7 地すべりについての避難指示等

- (1) 市長は必要に応じ、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする。
- (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、香川県知事又はその命を受けた香川県職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示する。この場合、観音寺警察署長にその旨を通知する。

8 急傾斜地崩壊危険区域の避難指示等

市長は急傾斜地の崩壊の危険が切迫していると認められるときは、災害対策基本法に基づき、避難のための立退き指示をする。

この場合、観音寺警察署長に協力要請等のため、その旨を通知する。

9 市長が不在の場合の避難指示・緊急安全確保の措置

市長が不在の場合又は災害時の通信途絶により、市長に連絡が取れない場合の避難指示・緊急安全確保の措置の判断決定については、意思決定順位により判断を行う。

第4 警戒区域の設定

市長は、災害の発生により市民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずる。

市長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、市長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長又は市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難指示又は緊急安全確保と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

【警戒区域の設定の権限区分表】

区分	実施者	設定権	目的
災害対策基本法 第 63 条第 1 項	市長	災害時の一般的な警戒区域設定権	市民等の生命・身体等の保護を目的とする
災害対策基本法 第 73 条第 1 項	香川県知事（市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。）		
災害対策基本法 第 63 条第 2 項	警察官（市長若しくはその委任を受けて職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。）		
災害対策基本法 第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（市長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員がいない場合に限る。）		
水防法 第 21 条第 1 項	消防団長、消防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする
水防法 第 21 条第 2 項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。）		
消防法 第 28 条第 1 項	消防職員又は消防団員	火災の現場及び水災を除くほかの災害の現場における警戒区域の設定権	
消防法 第 28 条第 2 項	警察官（消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。）		

第 5 避難者の誘導

1 住民の避難誘導

市は、警察、三観広域消防本部及び消防団等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児その他の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な路線を選定する。

なお、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

2 誘導員の安全確保

市職員、三観広域消防職員、消防団員、海防団員等防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図る。

また、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

第6 避難所の開設

市は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な避難所を選定し、避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所の開設に際し、次の事項に十分に配慮するとともに、適切に対応する。

1 避難場所の選定

避難場所の選定については、次の選定基準を考慮するものとする。

- (1) 洪水又は高潮の場合は低地、川沿い等を避けた高地
- (2) 地すべり、急傾斜地の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外に存在する場所
- (3) 大火災の場合は、防除できる面積を備えた場所

2 被災動物への対応

被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを避難所の建物の外に確保するよう努める。

3 避難所を開設する施設等

避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。

なお、学校を避難所として使用する場合には、避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

4 要配慮者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

5 避難所開設の報告・周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

また、直ちに、開設の日時、場所及び期間、収容人員等を香川県知事及び関係機関に報告する。

6 孤立地等の避難所

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

第7 避難所の運営

市は、関係機関、自主防災組織、災害ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

1 避難者名簿の作成

市は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び避難所で生活せず、食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

2 避難所の設備・備品の確保

避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保する。

3 生活支援に関する情報の提供等

避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。

4 生活環境等への配慮

避難所の運営に当たっては、照明、換気、食事供与の状況、仮設トイレの設置状況等の生活環境や各種情報の伝達に留意する。

5 避難の長期化への対応

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

6 男女のニーズの違い性的少数者への対応

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い、性的少数者の視点に配慮するよう努める。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、性的少数者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

また、指定避難所における性的少数者への配慮を講ずるよう努めるものとする。

7 市職員等の派遣

避難所には、必要に応じて、運営を行うために市職員を配置する。

また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官の配置を要請する。

8 要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した避難所の施設・設備の整備に努める。

避難所では、要配慮者の心身の健康状態に十分配慮し、必要に応じて保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。

避難の長期化等には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者の生活環境等の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分に配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るとともに、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努める。

9 避難所運営の支援

市は、避難所の運営に係る役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

10 専門家等との情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換に努める。

第8 避難所外避難者等への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、防災行政無線等を活用した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

香川県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

第 9 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、香川県内の他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては香川県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

第 10 香川県知事に対する報告

市長は、自ら避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したとき、及び警察官、海上保安官から避難のための立退きの指示について通知を受けたときは、速やかに香川県知事に対して次の事項を報告する。

- 1 避難指示又は立退き先の指示の区分
- 2 避難指示等をした日時及び区域
- 3 対象世帯及び人員

[参考資料]

- 2-5 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-6 災害時における応急対応業務の緊急受入れに関する協定書
- 2-7 災害時における避難所に関する協定書
- 2-9 災害時における避難所に関する協定書
- 2-10 災害時における避難所に関する協定書
- 2-28 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-29 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-30 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-31 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-32 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-46 災害時における避難所に関する協定書
- 2-47 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2-48 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2-49 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2-50 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2-55 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2-58 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 2-59 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 2-70 災害時における量の提供等に関する協定書
- 6-14 要配慮者利用施設一覧（財田川洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内）
- 13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間
- 17-1 避難情報等発令の状況とタイミング
- 17-2 避難指示等の発令基準
- 17-3 避難指示等の例文
- 17-4 用語の解説
- 18-1 避難施設

第15節 食料供給計画

主な実施担当課：市民部地域支援課・市民課、教育部学校給食課

第1 主旨

災害時において、被災者及び災害応急対策に従事している者等の食生活を確保するため、応急的に炊き出し等による食料の供給を行う。

第2 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等は、市長が実施する。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、香川県知事の通知を受けて市長が行う。災害対策本部において直接実施することが困難な場合は、香川県若しくは隣接市の応援を求めて実施する。

第3 食料需要の把握

次の応急食料の実施対象者を参考に、避難者数、調理不能者（電気、水道供給停止等による）数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、食物アレルギー等に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

■対象者

- 1 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - (1) 避難所に避難している者
 - (2) 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - (3) 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪者
- 2 災害救助法が適用されない場合の被災者
- 3 災害応急対策に従事する者

第4 食料供給能力の把握

1 食料供給関係施設の被害状況の把握

食料供給設備を有する施設について、炊き出し可能かどうか把握する。

2 公的備蓄・業者調達可能量の把握

公的備蓄量及び小売業者又は卸売業者が保有している量を把握する。

第5 食料の応急供給

供給する食品等は以下のとおりとする。

- 1 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
- 2 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にある物を供給する。
- 3 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
- 4 飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第6 食料の調達

市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、香川県に対して調達又は斡旋を要請する。また、市は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

第7 配給活動の実施

1 食料の調達

(1) 乾パン

炊き出しに至るまでの応急用として、備蓄のもので対応を行う。

(2) 米穀及び副食等

小規模の災害については、小売業者又は卸売業者の保有分により調達する。災害救助法適用の場合で、災害の状況により業者の保有のみでは供給が困難であるときは、香川県知事から農林水産省に対し供給を要請する。

副食、調味料については、必要に応じて市内業者から調達する。ただし、市において副食、調味料の調達が不可能又は困難なときは、香川県知事にその斡旋を依頼する。

2 食料等の配給

(1) 避難者への食料等の配給は、主に支援班が行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、配給対象者を避難所収容者に限定し、食料需要の明確化を図る。

(2) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

3 炊き出しの実施

(1) 市は、避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。

(2) 市は、炊き出しの実施が困難な場合は、香川県に対して支援を要請する。

[参考資料]

- 2-1-1 災害時における物資等の輸送に関する協定書
- 2-1-2 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
- 2-1-5 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2-1-6 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2-2-0 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 2-2-2 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書
- 2-3-3 非常災害時の炊き出しに関する協定書
- 2-3-5 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2-3-7 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-3-8 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2-4-4 災害時の協力に関する協定書
- 2-5-2 災害時における米穀の確保と供給等に関する協定書
- 2-6-1 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-2 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-3 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-4 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-5 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-6 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-7 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 1-4-1 災害対策用物資の備蓄状況
- 1-4-2 生活必需物資等の調達方法
- 1-4-3 緊急物資の備蓄マニュアル
- 1-4-4 民間物資拠点一覧

第16節 給水計画

主な実施担当課：香川県広域水道企業団

第1 主旨

この計画では、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する飲料水及び生活用水の応急給水について定める。

第2 実施責任者

- 1 飲料水供給の直接の実施は香川県広域水道企業団企業長が行う。なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて香川県広域水道企業団企業長が行う。
- 2 香川県広域水道企業団において実施が不可能又は困難な場合は、香川県広域水道企業団企業長は次の事項を明示して（公社）日本水道協会香川県支部又は香川県に応援等を要請する。香川県は、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。

- ① 供給人口
- ② 供給水量
- ③ 供給期間
- ④ 供給地
- ⑤ 給水用具（給水タンク車、タンクのみ、その他）

第3 給水の確保等

- 1 被災地等において飲料水等が確保できない場合、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- 2 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

第4 給水量の基準

- 1 飲用水については生命維持に必要な最低限必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- 2 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。
- 3 給水量
 - (1) 第1段階（災害発生から3日目まで）
最低給水量は生命維持に必要な量として1人1日3リットルとする。
 - (2) 第2段階（災害発生から10日目まで）
飲料水、炊事用水、トイレ用水の水量として1人1日20リットルとする。
 - (3) 第3段階（災害発生から21日目まで）
飲料水、炊事用水、トイレ用水、風呂水、洗濯水の水量として1人1日100リットルとする。
 - (4) 第4段階（災害発生から28日目まで）
被災前の給水量として1人1日約250リットルとする。

第5 給水の実施

香川県広域水道企業団は、次の給水活動を行う。

- 1 水道施設に被害がない場合は、給水先の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
- 2 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
- 3 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
このとき、市は、香川県広域水道企業団の給水活動に協力するとともに、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- 4 市民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する市民に対して、衛生上の注意を広報する。
- 5 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、香川県又は（公社）日本水道協会香川県支部に対して、支援を要請する。
- 6 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

[参考資料]

15-1 水道の整備状況

第 1 7 節 生活必需品等供給計画

主な実施担当課：健康福祉部社会福祉課・子育て支援課、経済部商工観光課

第 1 主旨

この計画では、災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の貸与又は供給について定める。

第 2 実施責任者

被災者等に対する被服、寝具、日用品等生活必需品の貸与又は供給は、市長が行う。災害対策本部において実施困難な場合は、香川県若しくは他の機関に調達を要請する。なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市長が行う。

第 3 調達計画

- 1 商工観光班は、災害時に供給が必要な物資について定め、あらかじめ供給協定を締結した民間業者や市民等からの救護物資によって生活必需品等を調達する。なお、調達する物資については、物資の名称、数量、送付先等を明確にするよう努める。
- 2 市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、必要とする生活必需品が市内で確保することができない場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、香川県若しくは他の機関等に物資の調達又は斡旋を要請する。
- 3 市は、被災地で求められる物資が、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- 4 市は、二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

第 4 生活必需品の種類

被服、寝具、日用品等生活必需品の貸与又は供給する品目は、原則として、次の 8 種類とする。

- 1 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 2 外衣（洋服、作業着、子ども服等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- 4 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- 5 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- 6 食器（茶碗、皿、はし等）
- 7 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- 8 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、プロパンガス等）

第 5 生活必需品等の配分

1 対象者

- (1) 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- (2) 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手

することができない者

2 配分の要領

- (1) 市は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や災害ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し生活必需品等の供給を行う。なお、福祉班及び支援班は、供給を行った対象者を整理、把握するものとする。
- (2) 市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は香川県に対して支援を要請する。
- (3) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

第6 物資輸送に要する車両、船舶等

通常の陸上輸送は、市、民間輸送業者の貨物自動車による。また、通常の海上輸送は民間船舶による。なお、緊急を要する場合の輸送については、自衛隊及び海上保安部の協力を求める。

[参考資料]

- 2-1-1 災害時における物資等の輸送に関する協定書
- 2-1-2 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
- 2-1-5 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2-1-6 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2-2-0 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 2-2-2 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書
- 2-3-3 非常災害時の炊き出しに関する協定書
- 2-3-5 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2-3-7 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-3-8 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2-4-4 災害時の協力に関する協定書
- 1-4-1 災害対策物資の備蓄状況
- 1-4-2 生活必需品等の調達方法

第 1 8 節 防疫及び保健衛生計画

主な実施担当課：香川県、健康福祉部健康増進課

第 1 主旨

この計画では、被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するための対策について定める。

第 2 実施責任者

被災地における感染症の予防、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動は、市長が行う。災害対策本部において実施困難な場合は、香川県に応援を求めて実施する。

第 3 防疫対策

市は、感染症予防のため、防疫活動を実施する。また、特に避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。

また、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 対象

感染症対策の対象は、個人、公共施設を含む全域で、特に浸水家屋内外、便所、給水施設その他感染症発生の疑いのある箇所とする。

2 感染症対策業務の実施方法

感染症対策の活動は、次の方法により行う。

- (1) 市は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時の予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (2) 感染症の発生予防又はまん延防止のため、必要に応じて、感染症の病原体に汚染された場所のねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を行う。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条第 2 項の規定により、生活用水の供給を行う。
- (4) 市は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき、又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は香川県に支援を要請する。

3 感染症対策に必要な携帯資材

防疫用薬品資材は、必要に応じ一般販売店から緊急調達する。

第 4 保健衛生対策

1 健康相談等

- (1) 市は、香川県と連携し、定期的に避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者その他の要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

- (2) 市は、香川県と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

2 栄養相談等

市は、香川県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、次のとおり栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。

- (1) 高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者に対する栄養指導
- (2) 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- (3) 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- (4) 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- (5) その他必要な栄養相談・指導

3 精神保健相談等

市は、香川県及び医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

- (1) 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者
- (2) 障がい者、難病患者、子ども、妊産婦、外国人その他の要配慮者でストレスにさらされやすい者
- (3) 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
- (4) ボランティアなど救護活動に従事している者
- (5) その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

4 食品衛生対策

市は香川県及び(公社)香川県食品衛生協会等の関係機関と連携を図りながら、次の業務を行う。

- (1) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき広報を行う。
 - ・ 救援食品の衛生的取扱い
 - ・ 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ・ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
 - ・ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (2) 食中毒が発生したときには、市は、県が編成する調査班の活動に協力する。

[参考資料]

- 1 1 - 4 救急病院一覧
- 1 1 - 1 0 西讃地域災害医療対策会議の活動体制
- 1 2 - 1 防疫活動組織計画（香川県）
- 1 2 - 2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図
- 1 2 - 3 栄養相談・指導活動体系図
- 1 2 - 4 精神保健活動体系図

第 19 節 廃棄物処理計画

主な実施担当課：市民部生活環境課・伊吹支所、建設部下水道課

第 1 主旨

この計画では、災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図ることについて定める。

第 2 実施責任者

被災地域におけるごみ処理、し尿くみ取り等の清掃は、市長が実施する。ただし、災害の規模が大きく災害対策本部において処理困難な場合は、可能な範囲まで処理を行うこととし、その他の処理については、香川県に事務の委託を依頼し実施する。

第 3 処理体制

- 1 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- 2 市は、一般廃棄物を直営並びに民間委託業者によって、あらかじめ定めた場所で処理するものとする。
- 3 市民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理活動に協力するものとする。

第 4 処理方法

1 生活ごみの処理

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理を行う。また、住民に対して、その内容を周知し、収集及び処理を実施する。
- (2) ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、住民生活に支障がないよう適切に行う。
- (3) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- (4) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (5) 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- (6) フロン類回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏えいに留意する。
- (7) 観音寺市における最終処分場（令和 2 年 4 月 1 日現在）は、次の 2 施設とする。
 - ア 大野原一般廃棄物最終処分場
 - イ 株式会社富士クリーン 一般廃棄物の最終処分場

【最終処分場】

令和3年4月1日現在

施設名	所在地	残容量／全体容量 (m ³)
大野原一般廃棄物 最終処分場	観音寺市 大野原町内野々乙 12-1	5,629／30,000
株式会社富士クリーン一般廃棄物 の最終処分場	綾歌郡綾川町 西分山ノ上乙 748-19 他	322,000／1,962,000

2 し尿処理

- (1) 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、住民に対し仮設トイレの提供等必要な対策を講ずる。また、トイレ凝固剤の備蓄に努めるとともに、仮設トイレの調達ルートを確保する。
- (2) し尿の収集は、仮設トイレ、避難所等緊急を要する地域から速やかに行う。
- (3) 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。
- (4) 仮設トイレの排出量を考慮した総排出量及び処理能力を勘案して、処理困難な場合は、可能な範囲まで処理を行うこととし、その他の処理については、香川県に事務の委託を依頼し実施する。
- (5) 観音寺市におけるし尿処理施設（令和2年4月1日現在）は、次の2施設とする。
 - ア 観音寺市衛生センター
 - イ 観音寺市伊吹クリーンセンター

【し尿処理施設】

令和2年4月1日現在

施設名	設置主体	稼働年月	規模 (kl/日)	処理方式	所在地
観音寺市 衛生センター	観音寺市	H12.12	38	高負荷	観音寺市瀬戸町 4-2-3
観音寺市伊吹 クリーンセンター	観音寺市	H15.12	1.7	高負荷	観音寺市伊吹町 82

3 災害廃棄物処理

- (1) 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。
- (2) 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
- (3) 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- (4) 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定及び災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル等に基づき、適正な処理を行う。
- (5) 災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理困難な場合は、可能な範囲まで処理を行うこととし、その他の処理については、香川県に事務の委託を依頼し実施する。

第5 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物の処理主体であることから、仮置き場の配置や処理方法等について、具体的に示した観音寺市災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。

第6 市民への周知

市は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第7 損壊家屋の解体

- (1) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 市は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

[参考資料]

- 2-17 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書
- 2-39 大規模災害時における災害廃棄物の収集等の協力に関する協定書
- 12-5 香川県災害廃棄物処理計画
- 12-6 一般廃棄物処理施設
- 12-7 一般廃棄物収集運搬車両

第20節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

主な実施担当課：市民部市民課、健康福祉部社会福祉課、市民部各支所

第1 主旨

この計画では、災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者も含む。）が発生した場合、搜索、処置及び埋葬を速やかに実施することについて定める。

第2 実施責任者

遺体の搜索、収容及び埋葬は、市長が警察、三観広域消防本部、消防団、海防団及びその他奉仕団等の協力を得て行う。なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市長が行う。

第3 行方不明者・遺体の搜索

1 対象者

災害により行方不明の状態にある者若しくは周囲の状況から既に死亡していると推測される者

2 実施方法

- (1) 行方不明者及び遺体の搜索に当たっては、市と三観広域消防本部が連携し、消防団、海防団、警察、自衛隊、海上保安部等の関係機関及び漁業協同組合、地域住民、ボランティア等の協力のもと行う。
- (2) 市は、搜索に必要な舟艇その他資機材を借上げて速やかに実施する。

3 応援の要請等

災害対策本部において、被災その他の理由により市のみで搜索が実施できないとき、香川県に遺体搜索の応援を要請する。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持ち物等
- (3) 応援を求めたい人数又は舟艇資機材等
- (4) その他必要な事項

第4 遺体の処置等

市長は、遺体を発見したときは速やかに観音寺警察署に連絡し、その検分を待って処理する。

遺体の処置は、災害対策本部において福祉班又は医師が消防団その他奉仕団等の協力により処理場所を借上げ、次の方法により処理する。ただし、災害対策本部において実施できないときは、三観広域消防本部・警察等関係機関の出動応援を求める。

- 1 市は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。

- 2 香川県警察本部及び高松海上保安部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、香川県、市及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- 3 市は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 4 市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬できない場合等においては、適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

第5 遺体の埋葬

市は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬を行う。

埋葬の実施は、生活環境班において実施するものとし、次の点に留意すること。

- 1 市は、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び埋葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引き渡す。
- 2 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- 3 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬する。
- 4 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人としての取扱いの例による。
- 5 市は、被災状況を勘案し遺体の埋葬が実施できない場合、香川県又は他の市町に対して火葬場の斡旋等必要な支援を要請する。

令和3年4月現在

所		管		火葬場		
部・課名	電話	F A X	名称	所在地	炉数	
市民部	市民課	(0875) 23-3924	(0875) 23-3959	すいぼうえん 燧望苑	観音寺市大野原町 丸井 1183	6
	伊吹支所	(0875) 29-2111	(0875) 29-2666	伊吹火葬場	観音寺市伊吹町 1269	1

第6 海上漂流遺体の捜索

災害時において、観音寺市周辺海域に遺体が漂流する事態が発生した場合には、市長は高松海上保安部に応援要請を行うとともに、海防団にも協力を要請する。

[参考資料]

- 2-36 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ
- 12-8 香川県広域火葬計画
- 12-9 火葬場一覧
- 13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第 2 1 節 住宅応急確保計画

主な実施担当課：建設部建設課・都市整備課

第 1 主旨

この計画では、災害により住宅を失った被災者（以下「被災住民」という。）に対して、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の建設、公営住宅の空室や借上げた民間賃貸住宅の提供等を図るとともに、住宅に被害を受けた被災者に対しては、日常生活が可能な程度の応急修理等を行うことについて定める。

第 2 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅等の建設や提供及び住宅の応急修理等は、市長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市長が行う。

第 3 応急仮設住宅の建設

被災住民のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的に供与するため、応急仮設住宅を設置するものとする。

1 災害救助法による応急仮設住宅

応急仮設住宅の必要戸数を推計し、県に要請する。応急仮設住宅の建設は、香川県知事が行い、原則として軽量鉄骨組立て方式による 5 連戸以下の連続建て又は共同建てとし、一戸当りの規模は、29.7m²（9 坪）を基準とする。

2 建設用地の選定

建設用地の選定に当たっては、できるだけ公共用地から優先して選定する。この場合、被災住民が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上良好な場所を選定するものとする。また、相当数の世帯が集团的に居住するときは、その交通の便、教育等の問題等を考慮するものとする。そのために、市はあらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

3 着工及び供与期間

- (1) 災害救助法適用の場合、災害発生の日から 20 日以内に着工する。
- (2) 応急仮設住宅として、被災住民に供与する期間は、完成の日から 2 年以内とする。

4 応急仮設住宅の入居対象者

次の各号の全部に該当する者でなければ入居できない。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では住宅を確保することができない者

5 入居者の選考

- (1) 応急仮設住宅に收容する入居者の選考に当たっては、高齢者、障がい者その他の要配慮者に十分配慮するものとする。

- (2) 入居者の選考に当っては、必要に応じ、民生委員・児童委員の意見を聞くなど、被災住民の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。なお、入居者の決定は、災害救助法第13条の規定により、香川県からの通知のある場合を除き香川県知事が決定するが、入居者の選考については、市長が補助するものとする。

6 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の修繕等管理業務は、香川県知事（香川県からの通知のある場合は市長）が行う。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮するものとする。

第4 住宅の応急修理

1 修理を受ける者

住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では応急修理ができない者であること。

2 修理範囲と費用

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 応急修理の期間

災害の日から1か月以内とする。

第5 障害物の除去

市は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。

第6 公営住宅等の斡旋・借上げ

応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待ついとまがない場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画すると同時に、都市整備班は、次の住宅についての空室情報を収集し、状況によっては、斡旋若しくは借上げを行う。

- 1 市営住宅、県営住宅等公営住宅（行政財産の目的外使用許可手続による。）
- 2 民間アパート等賃貸住宅
- 3 企業社宅、保養所等

第7 宅地建設取引業者による民間賃貸住宅の媒介

市は、香川県を通じて、（公社）香川県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会香川県本部に対して、会員業者の情報提供について協力を要請する。

また、市は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災住民に会員業者の情報を提供し、被災住民から相談があった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

[参考資料]

- 2-54 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書
- 13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第 2 2 節 障害物除去計画

主な実施担当課：建設部建設課、市民部生活環境課、香川県

第 1 主旨

この計画では、災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山崩れ、がけ崩れ及び浸水等によって道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等が住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている場合、それらの障害物の除去について定める。

第 2 実施責任者

- 1 災害応急対策を実施するため障害となる工作物等の除去は、市が行う。
- 2 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者が行う。
- 3 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- 4 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行うものとし、災害対策本部だけで実施困難なときは香川県知事に対し応援・協力を要請する。
- 5 その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

第 3 資機材の調達

市長は、災害の種類、規模により道路、河川等の管理者が所有する資機材のみで不足する場合は、あらかじめ供給協定を締結した民間事業者等又は資機材所有者から必要な種別及び数量の資機材を調達する。

第 4 所要人員の確保

市長は、災害時の障害物除去に要する人員については、道路、河川等の管理者が所有する人員をもって充てるが、不足する場合は、あらかじめ協定を締結した民間事業者等から人員の供給を受ける。このほか、労務供給計画に定めるところによるが、必要に応じ地区住民の協力、自衛隊の派遣等を要請する。

[参考資料]

- 2 - 6 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書
- 2 - 2 3 災害時支援に関する協定書
- 2 - 2 4 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書
- 1 3 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第23節 文教対策計画

主な実施担当課：教育委員会

第1 主旨

この計画は、災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等へ必要な措置を行うとともに文化財の保護措置を実施することについて定める。

第2 実施責任者

市立学校における必要な措置は、総務班、学校教育班、市民スポーツ班、学校給食班、図書館班が行う。文化財の保護等は、生涯学習班が行う。

第3 児童生徒等の安全確保

1 教育委員会の対応

教育委員会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。

2 学校の対応

学校長等は、あらかじめ、学校内並びに登下校路の危険箇所の点検、迂回路の検討等を行う。

また、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

(1) 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに教育委員会等に報告する。

(2) 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、教育委員会等と協議のうえ、適切な措置を講じる。

第4 学校施設・設備の応急措置

- 1 学校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会等に被害状況を報告する。
- 2 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等を行い、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- 3 学校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して施設・設備の応急復旧を行うものとする。

第5 応急教育を行う場所の選定

総務班、学校教育班及び被害を受けた学校側並びに地域社会の人々の協力により教育現場を選定する。

第6 応急教育の実施

- 1 教育委員会は、応急教育に関する対応を促進するため、学校等に対して、適切な指導及び支援を行う。
- 2 学校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - (1) 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な指導を行う。
 - (2) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
 - (3) 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
 - (4) 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
 - (5) 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
 - (6) 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。
 - (7) 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

第7 就学援助等

教育委員会は、被災した児童生徒等に対して、次のとおり援助等を行う。

1 授業料の減免等

教育委員会は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免・猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

2 学用品の支給

教育委員会は、災害による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 学校給食の実施

教育委員会は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

第 8 学校が地域の避難所（避難場所）となる場合の留意点

1 避難所（避難場所）に供する施設、設備の安全確認

避難所（避難場所）に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。

2 施設、設備の保全

学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。

3 避難が長期化する場合

避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行う。

第 9 学校以外の教育機関等の応急措置

1 図書館長及び公民館長等（以下「館長等」という。）は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。

2 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。

3 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

第 10 文化財の保護

1 被災時の応急措置

国・香川県・市指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに教育委員会を通じて香川県教育委員会に連絡する。

2 被害状況の調査

被害状況の調査は、教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、香川県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

3 復旧対策

教育委員会は、香川県教育委員会からの連絡を受け、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

第 11 埋蔵文化財対策

教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、香川県教育委員会に報告する。

また、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び香川県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第24節 公共施設等応急復旧計画

主な実施担当課：市、香川県、関係機関

第1 主旨

この計画では、道路、河川、港湾等の公共土木施設や病院、社会福祉施設等の公共施設について、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、迅速に機能回復に必要な応急措置を行うことを定める。

第2 道路施設

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の危険性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

第3 河川管理施設

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

第4 港湾及び漁港施設

管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。

第5 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

第6 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

第7 治山、林道施設

市は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

第8 病院、社会福祉等公共施設

市は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧

等について指導を行う。

第9 廃棄物処理施設

- 1 市は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。
- 2 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるもの等については、速やかに応急復旧を行う。

[参考資料]

- 2-6 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書
- 2-24 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

第25節 ライフライン等応急復旧計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、市民部生活環境課、建設部下水道課、
香川県広域水道企業団、四国電力㈱、四国電力送配電(株)、
西日本電信電話㈱

第1 主旨

この計画では、電気、ガス、通信サービス、上下水道等の日常生活及び産業活動に欠くことのできないライフライン関連施設について、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行うことを定める。

第2 電気施設

- 1 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- 2 電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - (1) 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - (2) 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - (3) 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- 3 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第3 液化石油ガス施設

- 1 液化石油ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- 2 液化石油ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発など二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じる。
- 3 液化石油ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等やガス使用上の注意事項等について、市民、関係機関等へ周知する。

第4 電気通信施設

- 1 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- 2 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。

- (1) 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - (3) 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - (4) 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- 3 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲にわたって広報活動を行う。

第5 水道施設

1 水道施設の被害状況の把握

香川県広域水道企業団は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道施設（取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生防止及び被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。

- (1) 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
- (2) 送配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- (3) 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

2 水道施設の応急復旧

香川県広域水道企業団は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

- (1) 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
- (2) 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- (3) 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
- (4) 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、市民生活への影響を考慮して、緊急度の高い避難施設（避難所）や医療機関等は優先して行う。
- (5) 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (6) 市は、香川県広域水道企業団の復旧活動に必要なに応じて協力する。
- (7) 香川県広域水道企業団は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

第6 下水道施設

災害が発生したとき、下水道事業業務継続計画に基づき下水道等の構造等を勘案して、速やかに下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、早急に市の管理施設の被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- 1 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の危険性等を考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- 2 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- 3 ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消化ガス等の漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- 4 市は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

[参考資料]

- 2-12 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
- 2-20 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 2-35 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2-38 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2-44 災害時の協力に関する協定書
- 13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第26節 農林水産関係応急復旧計画

主な実施担当課：香川県、経済部農林水産課、土地改良区

第1 主旨

この計画では、災害による農林水産関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行うことを定める。

第2 農業用施設等に対する応急措置

- 1 市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地が湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- 2 市及び土地改良区は、排水機場に湛水のおそれがあるときは、土嚢積み等により湛水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- 3 市及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。
- 4 市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

第3 農作物に対する応急措置

- 1 市は、被害の実態に応じて、香川県、農業協同組合等農業団体と協力して、災害対策に必要な技術指導を行う。
- 2 市は、病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、香川県や農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。また、農薬を確保するため、香川県農業協同組合又は香川県内農薬卸売業者に協力を依頼する。

第4 畜産に対する応急措置

- 1 市は、香川県や畜産関係団体の協力を得て、家畜及び畜舎の被害状況を把握するとともに、災害時の家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。
- 2 市は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、香川県や畜産関係団体等の協力を得て、必要に応じ家畜等の消毒、予防注射等を行う。また、家畜伝染病が発生したときは、家畜等の移動を制限する等の措置を講じる。

第5 林産物に対する応急措置

- 1 市は、香川県や森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う。
- 2 市は、香川県や森林組合等の協力を得て、森林所有者に対し風倒木の円滑な搬出、森林病害虫の防除等について、必要な技術指導を行う。

第6 水産物に対する応急措置

- 1 市は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- 2 市は、香川県や漁業協同組合等の協力を得て、被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う。

第27節 ボランティア受入計画

主な実施担当課：市民部地域支援課・市民課、観音寺市社会福祉協議会

第1 主旨

この計画では、災害ボランティアによる救援活動等が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動の実施について定める。

第2 受入体制の整備

- 1 観音寺市社会福祉協議会は、被災状況に応じて観音寺市災害ボランティアセンターを設置し、市や関係団体、関係機関の連携協力のもと、ボランティア活動を支援する。
- 2 香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部は、被災状況に応じて香川県災害ボランティア支援センターを設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに、観音寺市災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- 3 市は、香川県と連携し、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び観音寺市災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの生活環境について配慮する。
- 4 市は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる観音寺市災害ボランティアセンターへの災害状況の情報提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な施設の提供や資器材の調達等について協力する。

第3 ボランティアの受入方法

- 1 観音寺市災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入体制が整い次第、市内を対象に災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- 2 香川県災害ボランティア支援センターは、観音寺市災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- 3 観音寺市災害ボランティアセンターは、被災地のニーズ把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体に対する受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

第4 ボランティアの活動分野

- 1 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - (1) 災害ボランティア情報の収集、発信
 - (2) ボランティアと香川県等との連絡、調整
 - (3) 活動資材の調整

- (4) その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等
- (5) 災害ボランティアセンターへの支援

2 観音寺市災害ボランティアセンターの主な役割

- (1) 被災地のボランティアニーズの把握
- (2) 被災地へのボランティアの派遣
- (3) 災害ボランティア情報の収集、発信
- (4) ボランティアと市等との連絡、調整
- (5) 災害ボランティアへの対応
- (6) その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

第5 その他ボランティアへの対応

- 1 砂防、危険度判定、外国語通訳等専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となり、受入れ、派遣等に係る調整を行う。
- 2 市は、香川県と協力し、香川県災害ボランティア支援センター及び観音寺市災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第28節 要配慮者応急対策計画

主な実施担当課：健康福祉部、政策部秘書課、香川県

第1 主旨

この計画では、災害発生時において、高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人その他の要配慮者の安全確保を図るため、市及び防災関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の様態に十分配慮した災害応急活動の実施について定める。

第2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災した社会福祉施設、老人保健施設及び病院（以下「社会福祉施設等」という。）は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、高齢者、障がい者、難病患者等の緊急一時入所等、施設への受入れに努める。
- 3 被災した社会福祉施設等は、飲料水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、市及び香川県等に支援を要請する。
- 4 市は香川県とともに、社会福祉施設等に対するライフラインの優先的な復旧や、飲料水、食料品、生活必需品等の補給及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努める。

第3 高齢者、障がい者、難病患者に係る対策

- 1 市は、災害が発生した場合、直ちに避難行動要支援者台帳を利用し、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の迅速な把握に努める。
- 2 市は、難病患者への対応のため、香川県との連携を図る。
- 3 市は、援護の必要な者を発見した場合、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行うとともに、居宅での生活が可能なものについては居宅サービスニーズの把握等を行う。
- 4 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- 5 市は香川県とともに、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障がい者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、広報紙、ホームページ、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。
- 6 市は香川県とともに、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病患者への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなど居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の機器や物資の調達に努める。

第4 児童に係る対策

- 1 市は香川県とともに、被災により保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努

め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。

- 2 市は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかける。
- 3 市は、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。
- 4 市は香川県とともに、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

第5 外国人等に対する対策

- 1 市は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、被災した外国人等の迅速な安否確認に努めるとともに、避難誘導等を行う。
- 2 市は香川県とともに、報道機関等の協力を得て、被災した外国人等に対し、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービス等、外国語による各種必要な情報の提供に努める。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- 3 市は、必要に応じて避難所等に外国語による相談窓口を設け、被災した外国人の生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。
- 4 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、市は、香川県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

第6 香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）

- (1) 県は、次の派遣基準に基づき、香川県社会福祉協議会に対し、香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。
 - ① 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がDWA Tを派遣する必要があると認めるとき。
 - ② 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市から県にDWA Tの派遣要請があったとき。
 - ③ 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県にDWA Tの派遣要請があったとき。
 - ④ その他、特に必要があると認めるとき。
- (2) DWA Tは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行う。
 - ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング
 - ③ 要配慮者からの相談対応
 - ④ 介護を要する者への応急的な支援

⑤ 避難環境の整備

第7 配慮すべき事項

市は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮する。

- 1 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- 2 自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民の協力による避難誘導
- 3 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- 4 おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- 5 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- 6 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- 7 医療福祉等総合相談窓口の設置
- 8 避難所等における福祉の向上及び災害二次被害防止のためのDWA Tへの派遣要請

[参考資料]

- 2-5 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-6 災害時における応急対策業務の緊急受入れに関する協定書
- 2-10 災害時における避難所に関する協定書
- 2-28 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-29 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-30 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-31 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-32 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2-58 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 2-59 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 6-14 要配慮者利用施設一覧（財田川洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内）

第 29 節 被災動物の救護活動計画

主な実施担当課：市民部生活環境課、経済部農林水産課、香川県

第 1 主旨

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに避難所に同行避難して来たり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

市は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、香川県及び関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主へサポートを行うとともに、被災動物の救護活動を支援する。

第 2 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習慣等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、ペット用避難用品（ゲージ等）を準備するよう努める。

災害時に避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所ごとに作成したルールと避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

第 3 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

第 4 避難所における動物の適正飼養対策（市の役割）

市は、香川県と協力し、避難所での被災動物に関する情報を収集し、香川県に対して情報発信に努める。また、避難所利用者に対して、動物に関する理解を求めするための周知や、決められた避難所で動物が適正に飼養できるための必要な活動を支援する。

第 5 被災動物救護活動対策

市は、各避難所を通じて、飼い主等から聴き取ったはぐれたペットや所有者のわからないペットの情報及び放浪しているペットの目撃情報を香川県に報告するとともに、ペット救護活動に伴って保護されたペットの情報を収集し、住民に対する情報提供に努める。

第30節 水防等活動計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、建設部建設課

第1 主旨

この計画は、洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに、人命及び財産の保護を図るための水防活動を、市水防計画により実施することを定める。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

第2 実施責任と義務

水防法の規定に基づき、市はその区域における水防を十分に果すべき責任を有し、地域住民は市長より出動を命ぜられた場合は、協力し水防に従事しなければならない。

第3 従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化

市及び県は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

第4 水防活動

- 1 河川管理者から通知があったとき又は、水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- 2 水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。
- 3 河川管理者、海岸管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。
- 4 河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- 5 堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに香川県及び氾濫する方向の隣接市に通報しなければならない。また、決壊箇所については、香川県、市町、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- 6 洪水・高潮の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

第5 土砂災害防災活動

- 1 土砂災害危険箇所がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- 2 土砂災害が予想される時は、住民、要配慮者利用施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- 3 土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、市町は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

[参考資料]

- 6－7 急傾斜地崩壊危険箇所
- 6－8 土石流危険渓流
- 6－9 地すべり危険箇所
- 6－12 山腹崩壊危険地区
- 6－13 崩壊土砂流出危険区域
- 8－10 土砂災害と前兆現象の種類一覧

第6 風倒木対策

風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

第7 重要水防区域評定基準

重要水防区域評定基準とその重要度については、「参考資料6－1 水防区域評定基準等」に示すとおりである。

[参考資料]

- 6－1 水防区域評定基準等

第8 香川県管理河川

香川県管理河川については、次の危険度判定基準により区分し、そのうちAからDについて、重要水防区域とする。

【危険度判定基準】（洪水）

判定基準事項 判定項目		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	i) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 ii) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しない。	×		○		
2	耐用度	i) 護岸の老朽化及び、根入不足。 ii) 天延河岸の河床洗掘及び、河岸浸食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	×	×	○
3	重要度	用途地域、DID 地域等の重要築堤河道区間である。	重要		その他	重要 or その他	
評 価			水防上最も重要で 早急な対策が必要	災害復 旧では 効果不 十分	災害復 旧で十 分	現状で 十分	

注記：○印は安全、×印は危険箇所を示す。

[参考資料]

6 - 2 河川重要水防区域

第9 海岸重要水防区域

海岸重要水防区域は、下記の4項目とする。

- 1 国土交通省海岸重要水防区域
- 2 農林水産省海岸重要水防区域
- 3 港湾重要水防区域
- 4 漁港重要水防区域

[参考資料]

- 6 - 4 海岸重要水防区域
- 6 - 5 港湾重要水防区域
- 6 - 6 漁港重要水防区域

第3 1 節 海難等災害対策計画

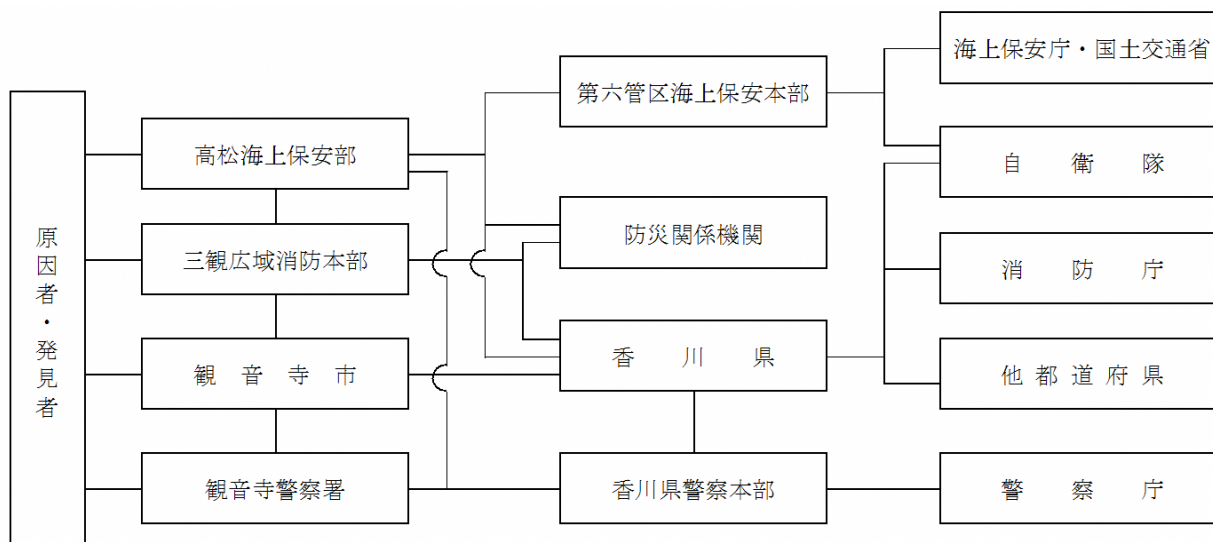
主な実施担当課：総務部危機管理課、経済部農林水産課、三観広域消防本部

第1 主旨

この計画では、船舶の衝突、転覆、火災、爆発、浸水等の海難の発生による多数の遭難者、死傷者、行方不明者等の発生又は船舶からの危険物の流出等による著しい海上汚染火災、爆発等の発生といった海上災害に対する対策について定める。

第2 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。



第3 海難等応急対策

- 1 海上保安部等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。
- 2 速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、次のとおり「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。
 - (1) 消防機関が主として消火活動を担当する船舶
 - ・ ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
 - ・ 河川及び湖沼における船舶
 - (2) 海上保安部署が主として消火活動を担当する船舶
 - ・ 上記以外の船舶
- 3 被害のおよぶおそれのある沿岸住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

第4 事業者等の応急対策

- 1 海上災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事故原因者等関係事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- 2 消防機関、高松海上保安部等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

[参考資料]

2-34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ

第3 2節 海上大量流出油等災害対策計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、経済部農林水産課、三観広域消防本部

第1 主旨

この計画では、船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率的に流出油等の拡散及び防除等の応急対策について定める。

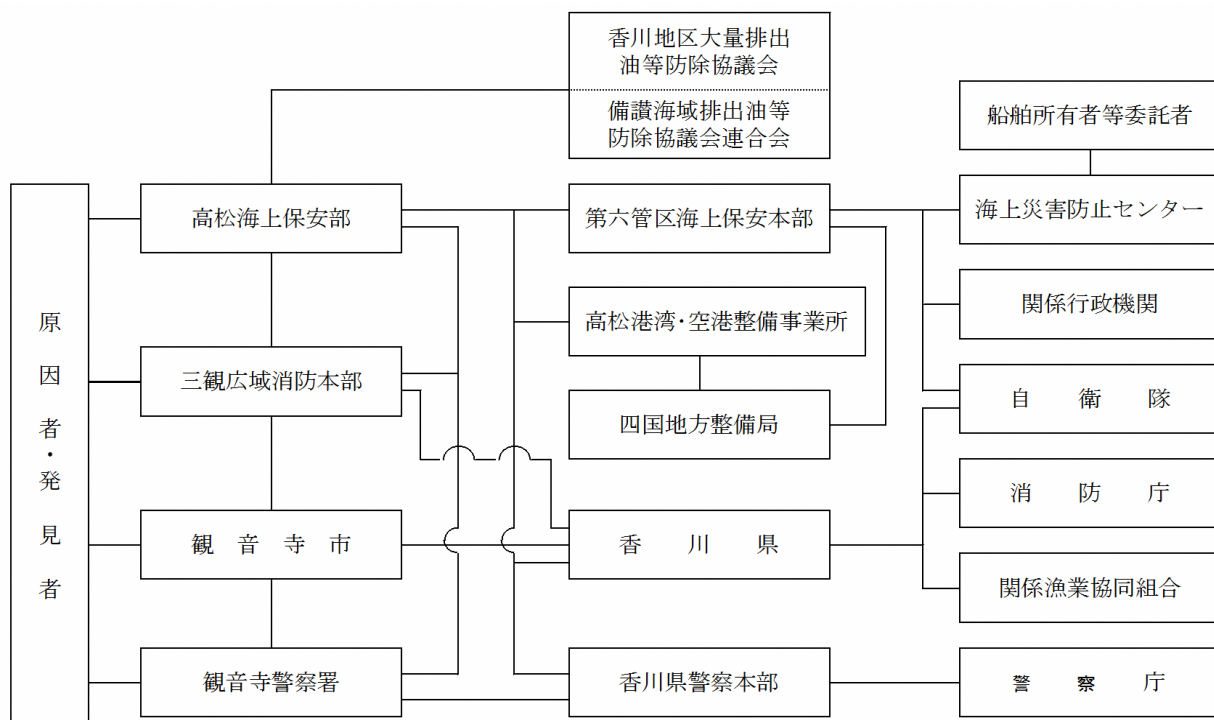
第2 情報の収集及び伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合の通報、連絡体制等は、原則として次のとおりとする。

1 通報事項

- (1) 事故発生又は発見の日時、場所
- (2) 事故の概要
- (3) 流出油等の状況（種類、量、範囲等）
- (4) 現場の気象及び海象
- (5) その他必要事項

2 通報連絡系統



第3 海上大量流出油等応急対策

流出油等の事故が発生した場合は、海上での対策、漂着の防止、流出油等の回収処理等に関し、高松海上保安部（海上保安庁）、香川地区大量排出油等防除協議会（高松海上保安部に事務局）、香川県及び関係機関と連携を密にし、必要な応急対策を実施する。

1 情報の収集及び連絡・通報

関係者、関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部、香川県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

2 流出油等の除去作業

必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。また、関係機関の要請に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

3 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

災害の危険がおよぶおそれのある沿岸住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

4 その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

第4 事業者等の応急対策

- 1 油等の流出が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事業者又は事故の原因者等は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- 2 事業者又は事故の原因者等は、付近の住民に危険がおよぶと判断されるとき、住民に対して避難するよう警告する。
- 3 事業者又は事故の原因者等は、現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収など流出油等の防除作業を行う。
- 4 必要に応じて、独立行政法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

[参考資料]

- | | |
|------|-----------------------------|
| 2-34 | 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ |
| 19-1 | 香川地区大量排出油等防除協議会 |
| 19-2 | 備讃海域排出油等防除協議会連合会 |
| 21-3 | 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領 |

第33節 航空災害対策計画

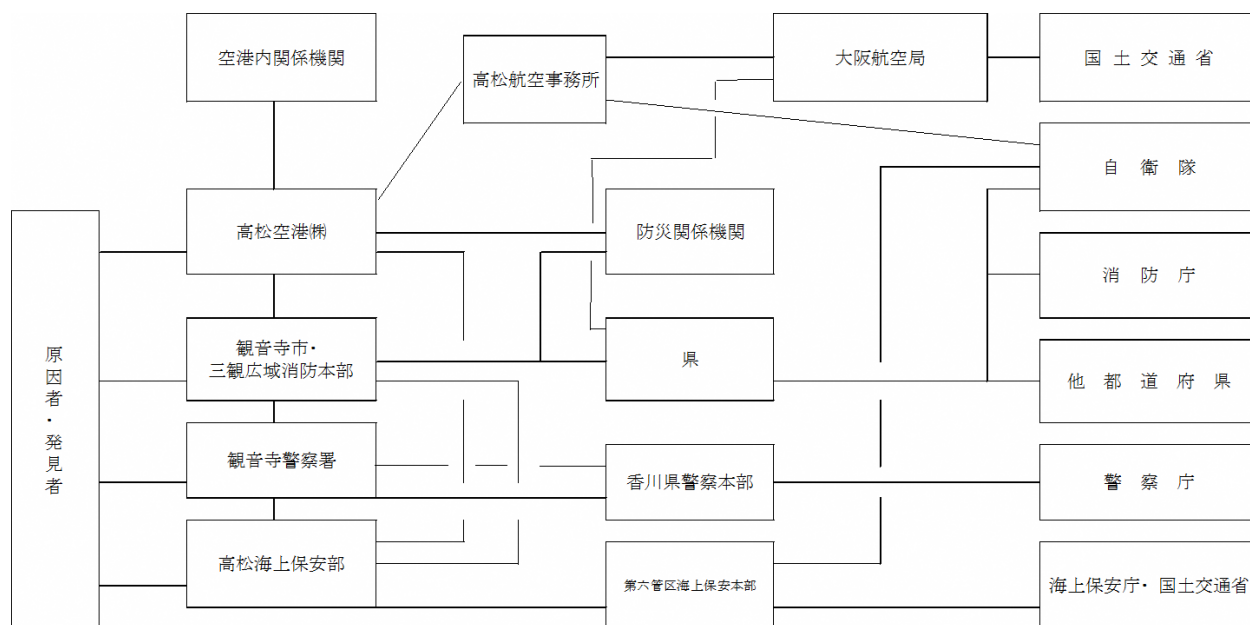
主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

第2 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



第3 航空災害応急対策

- 1 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、香川県及び関係機関に通報する。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を行う。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- 4 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- 5 災害の規模が大きく、本市だけでは対処できないと判断されるときは、香川県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、香川県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

[参考資料]

2-34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ

第34節 鉄道災害対策計画

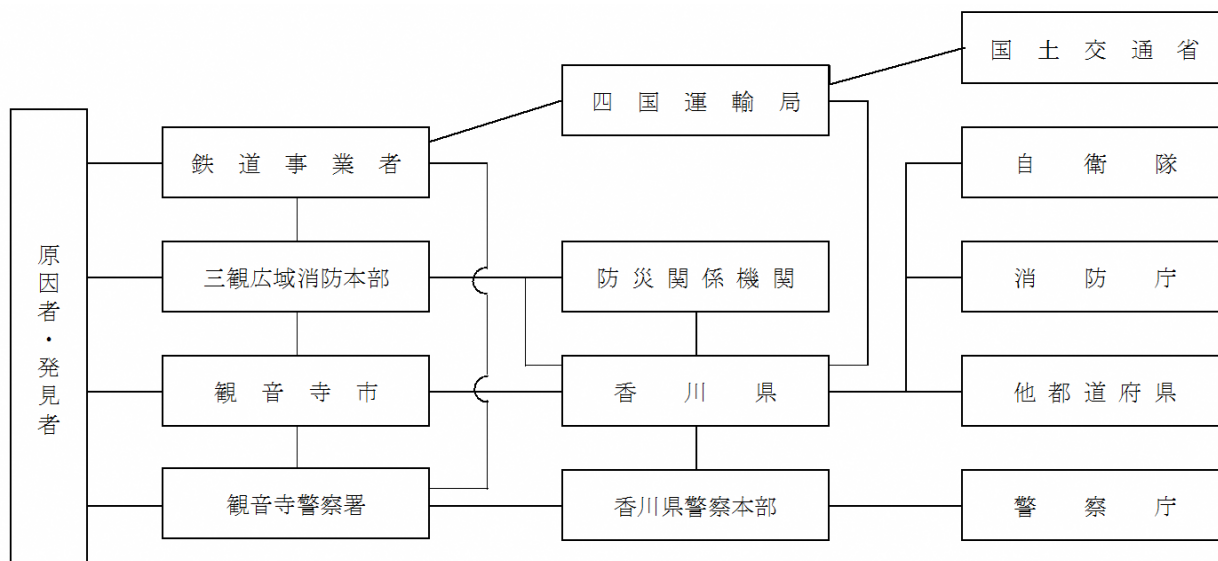
主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

この計画では、列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策について定める。

第2 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。



第3 鉄道災害応急対策

- 1 鉄道事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、香川県及び関係機関に通報する。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動及び救助・救急活動を行う。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- 4 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- 5 災害の規模が大きく、本市だけでは対処できないと判断されるときは、香川県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、香川県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

[参考資料]

2-34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ

第35節 道路災害対策計画

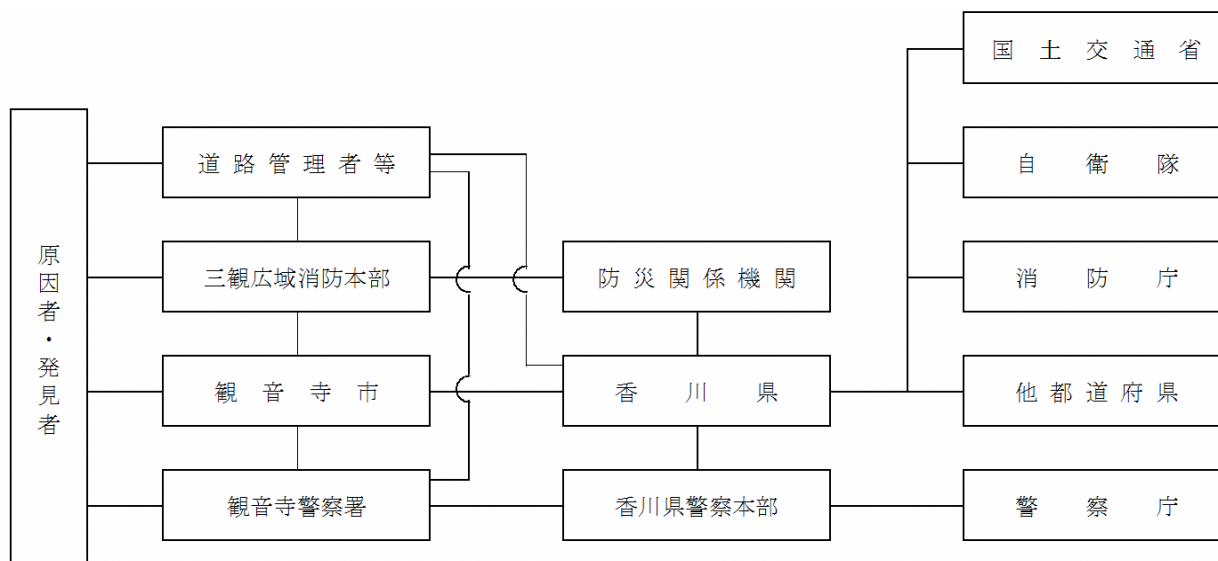
主な実施担当課：建設部建設課、総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

この計画では、トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策について定める。

第2 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。



第3 道路災害応急対策

- 1 道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、香川県及び関係機関に通報する。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- 4 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- 5 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- 6 災害の規模が大きく、本市だけでは対処できないと判断されるときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、香川県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

[参考資料]

2-34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ

第36節 原子力災害対策計画

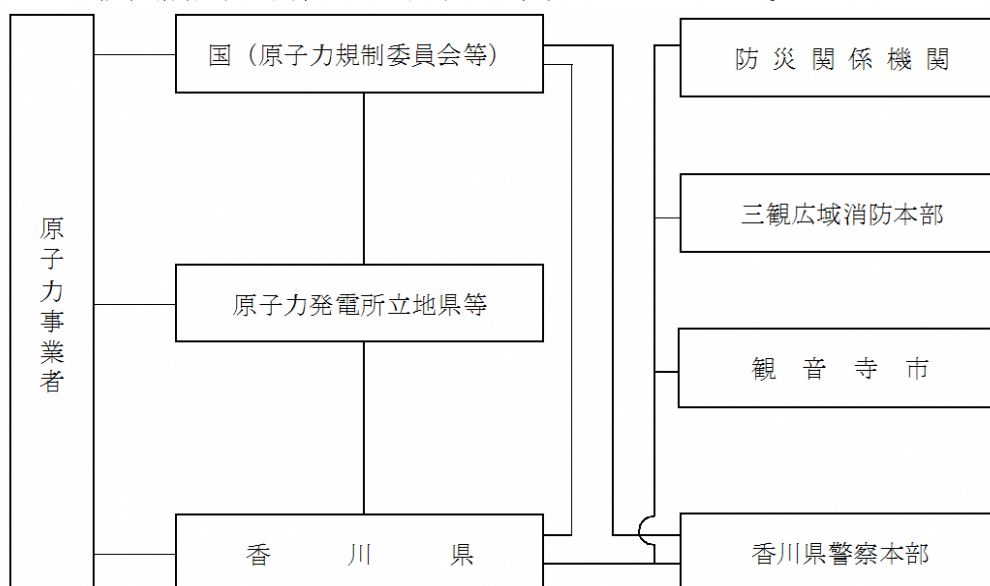
主な実施担当課：香川県、市、原子力事業者（四国電力(株)、中国電力(株)）、三観広域消防本部、防災関係機関

第1 主旨

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、市民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動の実施等の応急対策を行う。

第2 情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりである。



第3 応急対策

1 広報相談活動の実施

(1) 情報の伝達

市は、香川県、香川県警察本部及び三観広域消防本部と連携し、事故の現状、応急対策、市民等のもとのべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、自主防災組織との連携等により、市民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

(2) 相談活動の実施

市は、香川県と連携し、市民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

2 緊急時の保健医療活動の実施

市は、香川県、保健医療機関と連携し、市民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、必要に応じ、健康相談窓口を設置する。

3 避難等の実施

市は、香川県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、若しくは、国又は香川県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに市民等の避難等を実施する。

なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害に対する避難行動を取り、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることが基本とする。

4 県外からの避難者の受入れと支援の実施

市は、香川県又は他県から要請があれば、香川県と協議のうえ、香川県外からの避難者に対し、避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、香川県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

5 放射性物質による汚染の除去等の実施

市は、国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、香川県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、香川県等に対して支援を要請する。

6 香川県広域水道企業団の応急対策

香川県広域水道企業団は、水道水の安全性確保のため、以下の応急対策を実施する。

(1) 検査の実施

香川県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

(2) 摂取制限の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び香川県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限を行う。

[参考資料]

- 2-34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ
- 19-3 原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針

第 3 7 節 危険物等災害対策計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、市民部生活環境課、三観広域消防本部

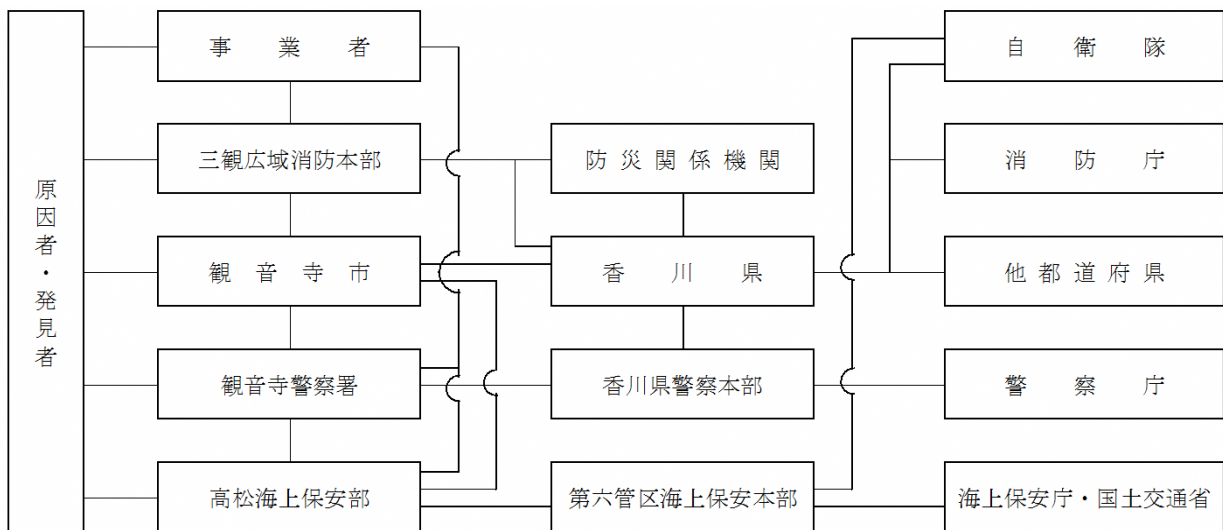
第 1 主旨

この計画にて、災害時における危険物の保安対策を定める。

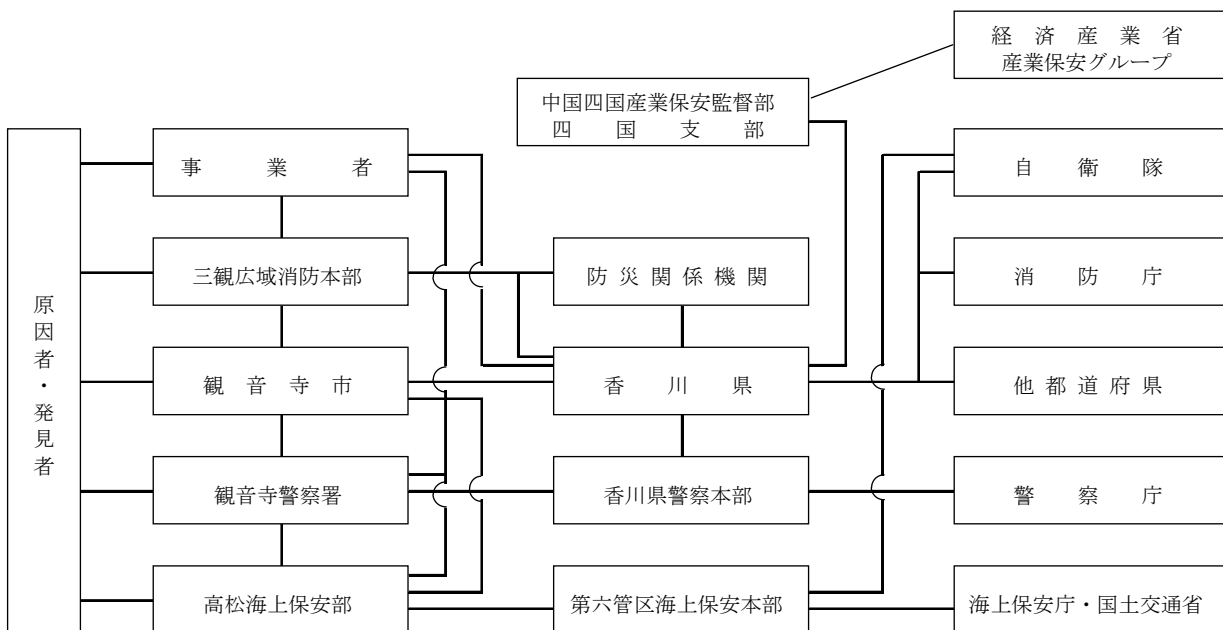
第 2 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。

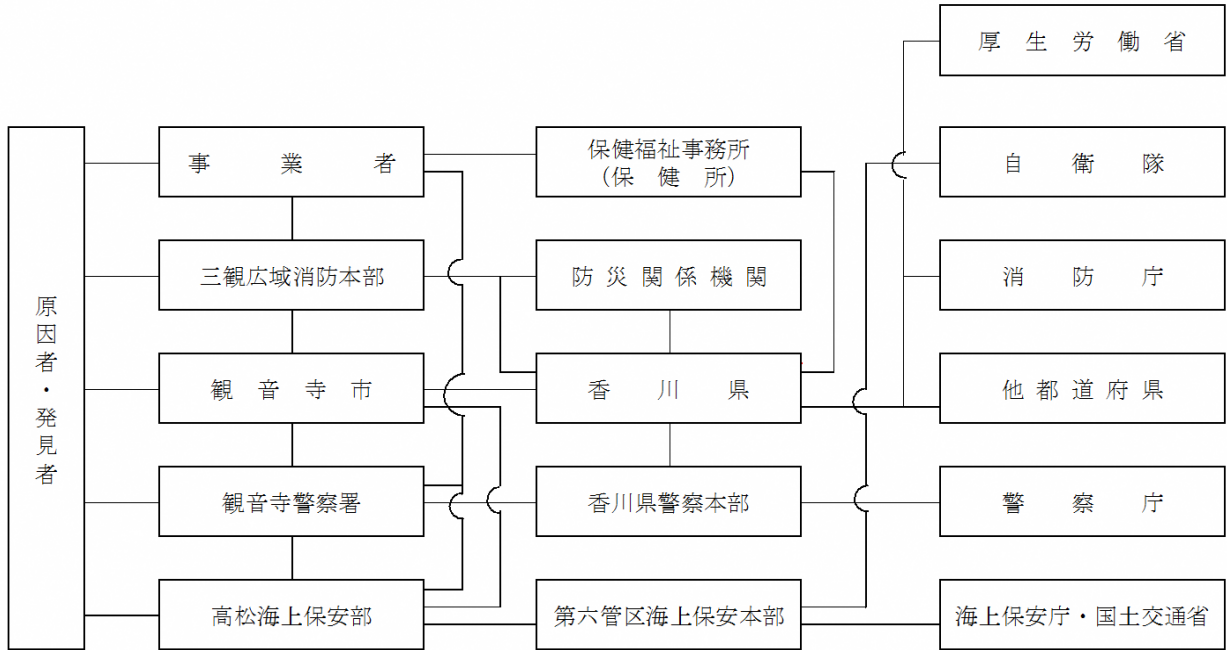
1 石油類等危険物



2 高圧ガス、火薬類



3 毒物・劇物



第3 事業者の応急対策

- 1 危険物等による事故が発生したときは、直ちに、市、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- 2 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- 3 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行うものとする。

第4 危険物等応急対策

- 1 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、香川県及び関係機関に通報する。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- 4 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- 5 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- 6 災害の規模が大きく、市単独で対処できないときは、香川県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、香川県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

[参考資料]

- 2－3 4 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ
- 7－ 1 危険物施設
- 7－ 2 高圧ガス関係事業所
- 7－ 3 火薬類関係営業者
- 7－ 4 毒物劇物営業者
- 7－ 5 危険物施設等の情報伝達系統

第 3 8 節 大規模火災対策計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部、消防団

第 1 主旨

この計画では、大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動の応急対策を行うことについて定める。

第 2 大規模火災応急対策

- 1 大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、香川県及び関係機関に通報する。
- 2 直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- 3 火災の規模が大きく、本市だけでは対処できないと判断されるときは、近隣市等に応援を要請する。
- 4 救助活動等に関し必要があると認めるときは、香川県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 5 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- 6 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

[参考資料]

- 2-1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部と1市9町消防団との協定
- 2-2 広域消防相互応援協定書
- 2-3 香川県消防相互応援協定
- 2-3-4 大規模災害時における市民等の安否確認に関する協力の申し合わせ
- 2-6-8 火災情報の伝達に関する協定書
- 2-6-9 観音寺市防災行政無線の管理運営に関する協定書
- 2-2-1 火災・災害等即報要領
- 2-2-4 防災関係機関連絡先一覧

第 3 9 節 林野火災対策計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、経済部農林水産課、三観広域消防本部、消防団

第 1 主旨

この計画では、林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を実施することについて定める。

第 2 林野火災応急対策

- 1 林野火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、香川県及び関係機関に通報する。
- 2 直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- 3 火災の規模が大きく、本市だけでは対処できないと判断されるときは、近隣市に応援を要請する。
- 4 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、香川県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡を取り、水利の確保を行う。
- 5 火災の規模が大きく、香川県防災ヘリコプターだけでは対処できないと判断されるときは、防災航空隊と協議して必要機体数を決定し、香川県に対して他県航空隊の出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡を取り、多数機が使用する臨時場外離着陸場及び水利を確保する。
- 6 消防活動等に関し必要があると認めるときは、香川県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- 7 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

[参考資料]

- 2-1 1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部と1市9町消防団との協定
- 2-1 2 広域消防相互応援協定書
- 2-1 3 香川県消防相互応援協定
- 2-3 4 大規模災害時における市民等の安否確認に関する協力の申し合わせ
- 2-6 8 火災情報の伝達に関する協定書
- 2-6 9 観音寺市防災行政無線の管理運営に関する協定書
- 2 1-1 広域航空応援受援マニュアル
- 2 1-2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 2 1-4 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 2 1-5 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 2 1-6 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

第40節 消防活動計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部、消防団

第1 主旨

市内で発生する火災に対して、迅速な初期消火に努めるとともに、火災の拡大と延焼を防止し、人命及び財産を保全する消防計画について、次のとおり定める。

第2 実施責任者

火災が発生した場合の消防活動は、三観広域消防本部及び消防団が連携して行う。

第3 消防活動体制

- 1 区域内において特に火災の発生しやすい地域及び消火、人命救助に困難な地域、又は火災発生の際延焼の危険性が高い地域について、予見し得る火災発生の状況を想定し、三観広域消防本部とあらかじめ協議しておく。
- 2 火災気象通報の発表について、香川県から通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に対する注意等を市民に周知する。
- 3 市及び三観広域消防本部は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関等と密接な連絡をとりながら次の事項に留意し消防活動を行う。
 - (1) 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。
 - (2) 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
 - (3) 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
 - (4) 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
 - (5) 消防活動に際しては、消防職員及び消防団員の安全確保に十分配慮する。
- 4 三観広域消防本部の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき、協定締結市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、香川県に応援を要請する。

第4 自衛消防組織の機能強化

火災発生の危険性がある工場等で整備されている自衛消防組織の機能強化を図り、火災発生時の初期消火に対応する。

第5 火災警報等の取扱い

火災警報等は、本章「第5節 気象情報等伝達計画」に示された要領により発する。

[参考資料]

- 2－ 1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部と1市9町消防団との協定
- 2－ 2 広域消防相互応援協定書
- 2－ 3 香川県消防相互応援協定
- 2－3 4 大規模災害時における市民等の安否確認に関する協力の申し合わせ
- 2－6 8 火災情報の伝達に関する協定書
- 2－6 9 観音寺市防災行政無線の管理運営に関する協定書

第4 1 節 防災ヘリコプター派遣要請計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、建設部都市整備課、教育部市民スポーツ課、三観広域消防本部

第1 主旨

この計画では、災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合、香川県の防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るため、派遣要請について定める。

第2 防災ヘリコプターの要請基準

市長は、災害が発生し、市民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、香川県知事に香川県防災ヘリコプターの出動を要請する。

第3 防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等

防災ヘリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めによる。

第4 飛行場外離着陸場の確保

市は、香川県と連携しながら災害時において香川県防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努める。

[参考資料]

- 2-34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する協力の申し合わせ
- 21-1 広域航空応援受援マニュアル
- 21-2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 21-4 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 21-5 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 21-6 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

主な実施担当課：香川県、市、防災関係機関

第1 主旨

被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、香川県及び国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

第2 原状復旧

- 1 市、香川県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- 2 市、香川県及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。

第3 計画的復興

- 1 市及び香川県は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。
なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑みて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や高齢者、障がい者その他の要配慮者の参画を促進するものとする。
- 2 市及び香川県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに市民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 市及び香川県は、災害に強いまちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。
- 4 市及び香川県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取り組みを推進するものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

主な実施担当課：香川県、市

第1 主旨

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

第2 災害復旧事業の種別

市、香川県及び香川県広域水道企業団は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防施設
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 港湾
 - (9) 漁港
 - (10) 下水道
 - (11) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 水道施設災害復旧事業計画
- 5 公営住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設災害復旧事業計画
- 8 公立学校施設災害復旧事業計画
- 9 その他の災害復旧事業計画

第3 災害復旧事業に係る資金の確保

市及び香川県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

第4 激甚災害の指定

市は、香川県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。香川県は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧が円滑に行われるようにする。

第3節 被災者等生活再建支援計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課・税務課、会計課、 健康福祉部社会福祉課・健康増進課、経済部農林水産課・商工観光課、 建設部建設課・都市整備課、その他関係課、防災関係機関

第1 主旨

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

第2 生活相談

市及び香川県は、金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携して相談業務を行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第3 被災証明・罹災証明書の交付

1 早期交付のための体制確立

市は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。

また、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者への説明を行う。

2 体制確立に向けた平時の取り組み等

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について、検討する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第4 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市の条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

第6 生活福祉資金の貸付

市社会福祉協議会は、香川県社会福祉協議会の協力を得て、被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付を行う。

第7 被災者生活再建資金の支給

市及び香川県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって市民の安定と被災地の速やかな復興に資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。（支援金の支給は、都道府県からの委託先である(財)都道府県会館が行う。）

第8 税の減免及び納税の猶予等

市、香川県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期限等の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

第9 国民健康保険税等の減免

市は、被災した国民健康保険等の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

第10 応急金融政策

1 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

2 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

3 非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議の上、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

ア 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、罹災証明書の提示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。

イ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じることを要請する。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮することを要請する。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

(4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

(5) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

(6) 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じるよう要請する。

第 1 1 雇用対策

1 被災者に対する職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。香川県就職・移住支援センターは、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、就職相談及び職業紹介を行う。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

- (1) 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- (2) 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

3 労働保険料等の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

第12 被災中小企業者の復興支援

市は、あらかじめ商工会・商工会議所と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第13 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

市は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取り組みを計画的に実施する。

[参考資料]

- 2-60 災害時における応援業務に関する協定書
- 13-2 被災者生活再建支援金制度の概要
- 13-3 罹災証明の様式

第4節 義援金等受入配分計画

主な実施担当課：健康福祉部社会福祉課、日本赤十字社香川県支部

第1 主旨

この計画では、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、市民、他市町等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施することについて定める。

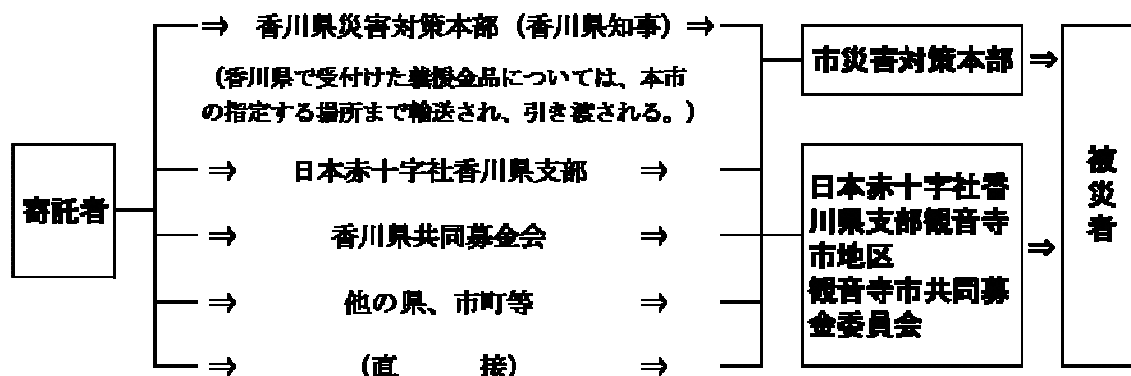
第2 義援金等の取扱いに関する広報

市は、災害状況によって、義援金品の募集を行うものとし、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、一般市民に呼びかける。

- 1 義援品の募集に当たっては、被災者が必要とする物資及び受入れを希望しない物資の内容を把握することに努める。
- 2 市は、可能な範囲で関係機関等の協力を得ながら、義援品ごとの受入希望の有無を記載したリストを作成し、報道機関を通じて当該リスト及び送付先を公表する。
- 3 市は、現地の需給状況を勘案し、義援品の受入希望リストを逐次改定するよう努める。

第3 義援金等の受付

市は、義援金品の受入体制を確立しておく。



第4 義援金等の保管

義援金の保管については、会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に会計管理者に報告する。

義援品の保管については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。

第5 義援金等の配分

- 1 香川県が受付けた義援金は、香川県の第三者委員会である配分委員会において市への配分が決定される。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、香川県は迅速な配分に努める。
- 2 香川県、日本赤十字社香川県支部等から送付された義援金品は、関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。
- 3 義援金品を迅速に配分するため、義援金配分委員会の設置を検討する。